

阿見町議会会議録

平成21年第3回定例会

(平成21年9月8日～9月25日)

阿見町議会

平成21年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(9月8日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 諸般の報告	10
・ 議案第52号から議案第53号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	11
・ 議案第54号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	12
・ 議案第55号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	13
・ 議案第56号から議案第58号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	14
・ 議案第59号から議案第67号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	16
・ 議案第68号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	37
・ 議案第69号から議案第76号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	57
・ 議案第77号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	74
・ 議案第78号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	75
・ 議案第79号から議案第80号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	79
・ 議案第81号(上程, 説明, 採決)	81
・ 阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(上程, 採決)	81
○散 会	82
◎第2号(9月9日)	83
○出席, 欠席議員	83
○出席説明員及び会議書記	83
○議事日程第2号	85
○一般質問通告事項一覧	86
○開 議	87

・一般質問	87
藤井 孝幸	87
柴原 成一	105
細田 正幸	110
浅野 栄子	115
・休会の件	133
○散 会	133
◎第3号（9月25日）	135
○出席, 欠席議員	135
○出席説明員及び会議書記	135
○議事日程第3号	137
○開 議	139
・議案第54号（委員長報告, 討論, 採決）	139
・議案第55号（委員長報告, 討論, 採決）	140
・議案第56号から議案第58号（委員長報告, 討論, 採決）	141
・議案第59号から議案第67号（委員長報告, 討論, 採決）	144
・議案第68号（委員長報告, 討論, 採決）	152
・議案第69号から議案第76号（委員長報告, 討論, 採決）	161
・議案第77号（委員長報告, 討論, 採決）	167
・議案第78号（委員長報告, 討論, 採決）	168
・議案第79号から議案第80号（委員長報告, 討論, 採決）	169
・議案第82号（上程, 説明, 質疑, 討論, 採決）	170
・議員派遣の件	176
・議会運営委員会及び常任委員会並びに行政改革特別委員会の閉会中における所管 事務調査について	177
○閉 会	179

第 3 回 定例会

阿見町告示第127号

平成21年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年9月1日

阿見町長 川 田 弘 二

- 1 期 日 平成21年9月8日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成21年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月8日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月9日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第3日	9月10日	(木)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
第4日	9月11日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第5日	9月12日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	9月13日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第7日	9月14日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第8日	9月15日	(火)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第9日	9月16日	(水)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第10日	9月17日	(木)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第11日	9月18日	(金)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

第12日	9月19日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月20日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月21日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月22日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月23日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	9月24日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	9月25日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 8 日]

平成21年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成21年9月8日（第1日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

16番	櫛田	豊	君
-----	----	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
監	査	委	員	橋本	英之	君

総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	横田充新君
消防長	瀬尾房雄君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
国保年金課長	吉田衛君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
下水道課長	大塚康夫君
建設課長	浅野耕一君
水道課長	坪田博君
予科練平和記念館 整備推進室長	湯原幸徳君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
消防本部総務課長	川村益巳君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成21年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成21年9月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町一般会計補正予算（第3号））
議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第54号 阿見町予科練平和記念館条例の制定について
- 日程第6 議案第55号 阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第56号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
議案第57号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第58号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第60号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第61号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第62号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第64号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第65号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第67号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第68号 平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第69号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

- いて
- 議案第70号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成20年阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第72号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第73号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第74号 平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 平成20年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第77号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約について
- 日程第12 議案第78号 21国補下1-1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について
- 日程第13 議案第79号 町道路線の廃止について
- 議案第80号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第81号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（諏訪原実君） それでは、皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成21年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承を願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（諏訪原実君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 久保谷 充 君

3番 川 畑 秀 慈 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る9月1日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長小松沢秀幸君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長小松沢秀幸君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小松沢秀幸君） 会期の決定について御報告を申し上げます。

平成21年第3回定例会につきまして、去る9月1日、議会運営委員会を開催をいたしました。出席委員は4名、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から25日までの18日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月9日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、9月10日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

4日目、9月11日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、9月14日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から17日目までは休会で議案調査。

18日目、9月25日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成をいたしました。各議員の御協力をよろしくお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（諏訪原実君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月25日までの18日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの18日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 皆さん、おはようございます。本日は平成21年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告いたします。

当町における平成20年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成20年度決算に基づく当町の各比率はすべて基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 議長より報告いたします。今定例会に提出された案件は、町長提出議案第52号から議案第81号の30件です。

次に、本日まで受理した陳情等は、「地域の県立高校の存続と30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出」に関する陳情の1件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員会から平成21年5月分から7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成21年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、9月3日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町一般会計補正予算（第3号））

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、議案第52号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町一般会計補正予算（第3号））、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上2件を議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 早速であります。議案第52号から議案第53号までの専決処分について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第52号、平成21年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について申し上げます。

本案は、既定の予算額に3,500万円を追加し、歳入歳出それぞれ136億3,598万2,000円とするものであります。

その内容としましては、深刻な不況により民間企業の収益が落ち込み、法人町民税が減額と

なっております。そのため、予定納税した法人の確定申告に伴い、税の還付金が発生し、過誤納の還付金の予算に不足が生じたため、歳入で前年度繰越金、歳出では徴収事務費の過誤納還付金の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

次に、議案第53号、損害賠償の額を定めることについての専決処分の承認について申し上げます。

本案は、平成21年5月25日午後6時ちょうど、阿見町大形1番地18地先町道第5314号線を走行中、前方からの対向車とすれ違う際、対向車が寄ってきたため慌ててハンドルを切ったところ、ふたなし側溝に脱輪したために下記車両に損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第53号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第52号から議案第53号の2件については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第53号の2件については、原案どおり承認することに決しました。

議案第54号 阿見町予科練平和記念館条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議案第54号、阿見町予科練平和記念館条例の制定に

ついてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第54号，阿見町予科練平和記念館条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は，平成22年2月に開館を予定しております予科練平和記念館の設置及び管理運営に関する条例を制定するものであります。主な内容としましては，記念館の設置の目的，事業，観覧料及び資料の取り扱い等を定めるものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

総務常任委員会では，付託案件を審査の上，来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第55号 阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 次に，日程第6，議案第55号，阿見町消防団の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に，議案第55号，阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は，消防団の設置，名称及び区域は消防組織法第18条第1項の定めにより，条例で定め

ることとなっております。しかしながら、当町におきましては阿見町消防団規則で定め、運用をしておりますので、今般、定めに従い条例で定めるものとするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第56号 阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第57号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第58号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第7、議案第56号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第57号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第58号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第56号から議案第58号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

まず、議案第56号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に

ついて申し上げます。

本案は、第2条中、消防団の条例定数を実員を勘案し521人から420人に減ずるとともに、第1条及び第4条において、条文の整理を行うものであります。なお、消防団の現在の実員は400名であります。

次に、議案第57号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金について見直しを図るものであります。その改正内容としましては、緊急の少子化対策として、被保険者の経済的負担を軽減し安心して出産を迎えられるよう、平成21年10月1日から平成23年3月末までの暫定措置として出産に係る出産一時金の支給額を全国一律4万円引き上げる国の方針を受け、町におきましてもこの改正の趣旨にのっとり、現在の支給額に4万円上乘せ支給をするもので、平成21年10月1日以降の出産について適用するものであります。なお、この案件につきましては、町国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添えます。

次に、議案第58号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、予科練平和記念館の開館に伴い、館長及び展示解説員の報酬及び費用弁償を定めることが必要となったため、所要の改正を行うものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案3件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第56号、消防団員の定員についての条例ですけれども、今回実員と同じ人数にするわけですけれども、前段の改正前の521人というのは101人減になるわけですよね。これは、いつ定員を改正したのか。あとそれから、過般、阿見町は消防団の統廃合が行われて、現在、幾つの団になって、それぞれ1つの団員が何名で420人になっているのかを説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

まずですね、定数の521名はですね、平成12年です。平成12年のときに再編を開始しまして、そのときに521名ということに定めております。その後ずっと521名ということでございます。分団数については15分団、そのときからずっと15分団でありまして、各分団の数ですか。1分

団からずっと言ったほうがいいわけですよ。

○18番（細田正幸君） 平均でいいです，平均で。

○消防長（瀬尾房雄君） 平均はですね，9名ほど本部役員がおります。団長，副団長，指導員ですね。それを含めると25.6になろうかと思えます。これは昨年の4月1日現在，399名おりましたので，その平均が25.6ということです。現在は400名ちょうど，その後に1名増えていますので，現在は400なんですけど，昨年の4月1日現在の人数は399名だったんですね，そのときの平均でいいますと，25.6ということになります。

以上です。

○18番（細田正幸君） はい，わかりました。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 議案第58号ですけども，この報酬の金額はこれでわかりましたが，今度新しい仕事が1つ増えるわけですから，この採用に当たって天下りではないかというような町民から指摘は受けないようにしなければならないと思うのですが，町長のお考えはいかがかお尋ねしたいと思えます。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 今のこの採用につきましては，公募をいたしまして，公募によって，今，既に公募期間は過ぎておりますので，4名の方が応募されております。それで近々面接等試験を行って，その結果採用を決めるということになっておりますので，いわゆる天下りということにはならないと思えます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号から議案第58号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

各常任委員会では，付託案件を審査の上，来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるよう，お願いをいたします。

議案第59号 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

- 議案第60号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第61号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第62号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第64号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第65号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第67号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第8、議案第59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第60号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第62号、平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第64号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第65号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第67号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上9件を議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第59号から第67号の補正予算について、提案理由を申し上げます。まず、議案第59号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に3億7,088万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ140億686万5,000円とするものであります。

まず、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第2款地方譲与税では、道路特定財源の一般財源化により地方道路譲与税の一部を地方揮発油譲与税に計上変更。

第11款地方交付税では、交付決定により普通交付税を増額。

第15款国庫支出金では、子育て応援特別手当交付金、疾病予防対策事業費等補助金、地域活力基盤創造交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を新規計上するものであります。

第16款県支出金では、緊急雇用創出事業補助金を増額。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、茨城県後期高齢者医療広域連合派遣職員に対する市町村派遣職員負担金

を新規計上。

第22款町債では、地域活力基盤創造交付金事業債を新規計上する一方、臨時財政対策債を減額するものであります。

次、3ページの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、平成21年度基礎年金拠出金にかかわる公的負担率の変更に伴い、職員給与関係経費における一般職共済組合負担金を補正するほか、第2款総務費では、財産管理費で役場庁舎耐震診断のための調査委託料等を新規計上するほか、公用車購入代を増額、企画費で総合窓口整備に要する経費を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金を増額、児童福祉総務費で子育て応援特別手当支給に要する経費を新規計上、保育所費で中郷保育所の屋上防水などに要する経費を新規計上するものであります。

第4款衛生費では、予防費で新型インフルエンザの流行に備え、医薬材料費を増額、健康増進費で女性特有のがん検診推進のため健康診断等委託料を増額。

第5款農林水産業費では、農地費で清明川土地改良区補助金を増額、農地有効利用支援整備事業補助金を新規計上するほか、農業集落排水事業特別会計繰出金を増額するものであります。

第6款商工費では、商工総務費で消費生活センター用の備品購入代を新規計上、観光費では、竹林整備委託料を新規計上。

第7款土木費では、河川総務費で桂川の河川改修に要する経費を増額、街路事業費で都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業及び都市計画道路中郷・寺子線等整備事業に要する測量、設計関連の経費を新規計上、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を増額、住宅管理費で町営住宅の地上デジタル放送対応のための電気通信工事を新規計上するものであります。

第9款教育費では、小学校管理費で第一小学校の配管類改修に要する経費を増額、小学校及び中学校の教育振興費で電子黒板や理科・数学に関する教材備品購入に要する経費を増額、予科練平和記念館費で緊急雇用創出事業として予科練平和記念館展示解説員の雇用に要する経費を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、環境基本計画策定委託について期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、6ページの第3表、地方債補正については、地域活力基盤創造交付金事業債を追加するほか、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第60号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に154万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億9,566万7,000円とす

るものであります。

その主な内容としましては、平成21年度基礎年金拠出金にかかわる公的負担率の変更に伴い職員給与関係経費における一般職共済組合負担金を増額、納付額確定に伴い前期高齢者納付金等を増額するほか、高額医療費特別支給金を新規計上するものであり、その財源としては一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第61号、公共下水道特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に429万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億7,891万8,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費における一般職共済組合負担金を増額するほか、維持管理費の下水道台帳更新委託料を増額するもので、その財源としては一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第62号、老人保健特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に59万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,559万4,000円とするものであります。

その内容としましては、老人保健医療給付費等実績精算に伴い、医療費交付金及び事務費交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源としては前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第63号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に11万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億9,401万9,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費における一般職共済組合負担金を増額するもので、その財源としては不動産売却収入を充てるものであります。

次に、議案第64号、農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に70万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億4,585万円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費における一般職共済組合負担金を増額するほか、小池地区施設管理費の施設等修繕料を増額するもので、その財源としては一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第65号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に422万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億7,218万4,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費における一般職共済組合負担金を増額するほか、

地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い、交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源としては一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第66号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に22万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億7,989万4,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費における一般職共済組合負担金を増額するもので、その財源としては一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第67号、水道会計補正予算は、平成21年度基礎年金拠出金にかかわる公的負担率の変更に伴い、職員給与関係費を補正するもので、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ35万2,000円を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 議案第59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、この間、8月31日に地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業ということで、相当の事業数のものが出ております。総額は2億1,215万円、これがすべてこの補正予算に入っているわけでしょうから、今政権がかわってですね、この事業がどのような形になっているのか。このまますべて進められるのかどうか、まずお尋ねいたします。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金なんですけれども、経済対策ということで国のほうで補正予算を組んだものの町のほうの配分になります。それで、県等と協議をしまして、町の配分が御説明しましたような金額1億7,400万余りということで決定をしております。この後、正式には交付決定ということになるんですけれども、まだ交付決定のほうは通知がこちらに来ておりません。ですけれども、この分、この事業規模で要望して使えるというようなことで、仕事を進めているところでございます。

それで、今回はこの金額なんですけれども、国の補正予算15兆円近くの中ではまだすべて使い切れていなくてですね、国とか県のほうで基金という形で積み上げているという話がございます。

す。その基金につきましては、今年度使い切れない場合は来年度以降に配分とかになるというように考えてはいたんですけれども、その分についてはちょっとまだ不透明でございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 補正の基金というのは非常に不透明な点が今からのね、政府がかかったことによって、不透明なところがあるんで、これはなかなか厳しい点もあるんじゃないかなと思っております。

あともう1点ですね、これがもう進められるということであるならば、17ページ、私がこの間問題にしました予防費、予防接種事業需用費の医薬材料費261万9,000円、この中身、マスクを買うというような話でしたけど、じゃ、今の現状、社会現象で今マスクがなかなか手に入らない、民間の人もということですね、この事業が本当に町の職員に与えるような事業でいいのかどうかというそういう点も非常に問題であるという。この予算は問題であると思っております。内容についてとその2点ほど説明をお願いします。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ対策ということにつきましては、今年の5月28日に町としても阿見町新型インフルエンザ対策本部を設置しまして、都合現在まで7回の対策本部会議を開催してございます。その1回目の対策本部会議におきまして、当町の今後の対応策について6つほど決定事項をしております。

その中の1つとして、今後の流行に備えて、マスクや消毒液の感染予防資材の備蓄を速やかに行うことが必要であるということを決定しております。その決定に基づいて、今回補正で購入を計画したということでございます。この予防用のマスクでございますが、この新型インフルエンザにつきましては、町内で発生した場合、いわゆる第3段階といわれる蔓延期のような状態になった場合ですね、この場合、当然町でも対策本部会議を開催して、町長が非常事態宣言を発令するというような事態が想定されます。こういう場合、インフルエンザにつきましては短期間で拡大するということが予想されますので、速やかな対応が必要だということなので、平常時からそういう資材については備蓄しておく必要があるということでございます。こういう非常事態に陥った場合でも、町の業務としては公共的な事業をしていかなければならないということなので、町民に直結した事業、上下水道事業とか、ごみ収集とか、あるいは窓口業務とかいろんな業務があるわけでございますが、そういう業務を閉鎖するわけにはいかないということなので、そういう職員に向けた予防ということで備蓄をしていくということなので計画したものでございます。

以上です。

○12番（天田富司男君） それからもう1点、マスクがなかなか手に入らないという現況なんだけど、どういう把握をしてるのか。

○民生部長（横田健一君） その点につきましては、これまでもたびたび対策本部会議等も町内で発生したたびに町民にお知らせをしているところでございます。これは、感染を防ぐために、うがい、手洗いの励行、それとやはり町民にもそういうふだんからのマスクとか消毒液、そういうものを家庭で備えて、あとは非常食とかそういうものも備えておくというようなことを周知して、ふだんからそういうものを家庭内で備蓄しておいてくださいというようなお知らせをしているところでございます。もちろん職員もそういうことで実施しているところでございますが、今回の補正で備蓄するという点につきましては、ふだんのそういうものよりもよりウイルスを防ぐ高機能のマスクというようなことで購入を計画したものでございます。

以上です。

○12番（天田富司男君） 部長、おれが聞いているのは……。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） おれの聞いていることに答えてないから。市況としてね、今本当に足りないのか、だれでも今手に入るんだよという、どういう状況なんですかということを知っている。随分、問題になったでしょう。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

確かに、今いわゆるそういうドラッグストアとか、そういうところではなかなかそういうマスクがないというような現状も伺っております。というのは、要するに家庭でそういう備蓄が進んでいるのではないかというようなことでは、個人個人のそういう予防の意識があってそういうふうに入りが進んでいるのではないかというふうに判断しております。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） インフルエンザが10月ぐらいに非常に多くなるんじゃないかなという新聞紙上ではそう騒がれております。しかし、この金額がね、二百何十万つうと1個126円ですか、マスクの代金がですね、これを役場の職員が買うんだと。公共的で外に出るときにマスクをかけないとほかの人にうつってしまうからという話でね。これはやっぱりそういう面ではみんな家庭で防衛しているのに、役場の職員だけ税金を使ってそういうことをやっていいのかという話になるわけでしょう。公なら何でも金を使ってもいいのか。これはもうこないだも私は言いました。やはりこういう問題はね、やはり今はシビアに財源が非常に厳しいと言っている中でね、こういうものに使うならもう少し町民に利益になるようなものを使うべきだと

というのが、私の意見であるし、今度三百五十何名かの役場の職員に聞いたら、このやつは本当に必要なかというそういう答えが出たのかな。だれが考えてもやはり町民の人に言っても、これはちょっとおかしいんじゃないか。役場の職員のためにね、備蓄して公的に使うから必要なんだと。1人頭何個と、そういう計算の中でやっているんだろうけど、やはりそれは予算の中身をやっぱり本当に変えていくべきだと思いますし、役場の職員はみんな納得してこの予算をつけたのか、その点よく聞いていただきたい。どうですか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

職員用の備蓄につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、蔓延した状態においても町の公共的な仕事は遂行していかなければならないというようなことで、対策本部会議でそういう購入について決定したところでございます。この決定につきましてはやはり国・県からのそういう予防に対するそのガイドライン、指針等、そういうものを受けまして、現在町では新型インフルエンザの行動計画、今、検討作成中でございますが、そういう中でも当然そういう資材については備蓄を計画的に進めていくというようなことで計画しているところでございます。

ですから、今後もですね、今回は当然弱毒性ということでそれほどそういうパニックとか、そういうことではなく、冷静に対応していただいているというような状況があると思いますが、これがやはり新型インフルエンザということになりますと、鳥インフルエンザというような強毒性のインフルエンザというような発生も想定した部分もござまして、そういうマスクを備蓄していく必要があるということでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 幾ら話しても平行線になってしまうと思うんですね。やはり先ほど部長が言ったとおり、こんだけマスクが売れてどうのこうのと。それは家庭の中でみんな防衛しているわけだよね。それぞれ自分の経費を使って防衛している。それであるならば、役場の職員もそういう考えを持ってね、やはり防衛する。ちょっと公的に町に出かける。お客さんのところに出かける。町の町民のところに出かける。そのときマスクするのに、町の税金を使った126円のマスクをかけていく。何か惨めじゃないですか。やっぱり町民自身がそういう自分自身で防衛しようとしているのに、公的機関がね、税金を使ってそのマスクでどうのこうのというのは何かこう意味が違うような気がするんですね。確かに、いろんな面で人の接する機会が職員にはあるけど、その点に関して、やはりもう少し役場の職員の意識を高める。そういうことが今大事なんじゃないかなと。この予算というか、この中身には何か納得できな

いものがあるし、これであるならば、ほかの予算に組み替えるというそのぐらいの意識があってもいいのかな、そういう意見をまず出しときます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今のインフルエンザのマスクに関してですけども、私は今役場のほうでは個人でマスクを買っていると思うですよ。じゃ、この18人の議員さんが実際3個とか10個とか用意しているのかなと。ここの代表ですから、町民の代表ですから、当然、そういう答弁があるつうことは町民の1人として用意しているだろいうという予想だと思うんですけども。私はそれは調べた数字じゃないと思うんですよ。私自身は1枚も用意してないですよ。

インフルエンザの場合には、一時に大量の人が発生するというのがインフルエンザなわけでしょう。私は思うんですけども、役場の職員350人分、3枚ですか、それで二百数十万のやつを買う。それはいいことだと思うんですよ。それと同時に、例えば小学校は集団休校とか、そういうことに入ったらなるわけですよ。例えば、4,000人とか5,000人の子供、それからお年寄りでも病気を持っている人はかかりやすいつうかね、死亡確率が高いつうことを言われているわけですから、役場の職員のマスクを買うと同時に一般のそういう町民、子供やお年寄り、弱い人のための発生したつう場合に、やっぱり何千とつうマスクを買っておかないと、私はコンビニとか薬局ではもう売り切れになると思うんですよ。例えば、地震の災害対策でも緊急の食料ですか、そういう備品というのは町で持っているわけですよ。やっぱりそれと同じように、職員のこと当然外に出ていくわけですから、自分たちのことも心配するならば、その対象の町民のことも買っとかないと、これは天田さんと反対のことになるわけですけども、町のインフルエンザ対策には手落ちになるんじゃないかなつうふうに私は思いますよね。

これは緊急に備蓄しておく。いざそういうことになった場合には、薬局に行かなくても町民に配布できるつう体制が、私は新しいインフルエンザ対策だと思うんですけども。

今度の予算はその点が欠落しているというふうに思うんですけども。町民のことはどんなふうに考えているんですか。今、部長が言ったように持っているつう認識なんですか。それは調べたんですか。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

今現在のところは、町民に向けたマスクの備蓄ということは考えてございませんが、国・県、ほかの市町村の対応状況を踏まえて、今後検討していきたいと。

この町内での新型インフルエンザの蔓延期においては、当然議員がおっしゃられたようなそ

ういう状況が発生するということが想像されます。この場合、入手が困難な町民に対して、町の備蓄しているものを配布できるというようなことは、今後、対策本部会議等、そこで協議して備蓄のマスクを町民に活用するということは可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） ちょっとそれでは私は緊急対策としては生ぬるいつうふうに思うんですよね。金額だって、何千万という金額じゃないわけですから。マスクは買い置きしておいても腐るものではないし、それは、今こんなふうに騒がれている状況ではやっぱり職員も用意をする。町民のためにも用意するというのが、町の行政として、我々も責任を持っているわけですよね。それは部長のように、現在は考えてないつう答弁では、私は10月から発生するという、来月でしょう、予想されているのは。それでは私は間に合わないじゃないかなつうふうに思うんですけども。町長、町民は構わないつうことなんですか。町長からの答弁をお願いします。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 今回のマスクの問題ですが、まず、役場職員用ということで、確保して備蓄をする。この基本的な考えはそういう緊急事態が起こった場合に、役場職員の状況というのは非常に影響が大きいということで、組織として動くしかないわけですから。そういう点で組織として責任を持って動けるような体制をつくる。そういう一環としてマスクを確保して備蓄をする。こういう考え方を1つ出したんだけど。やっぱりこれは役場の職員だけが確保すればいいということじゃなくて、当然そういう事態が起きた場合に、どういう形で対処するか、この想定というのが非常に難しいわけですが、今度、北半球のほうへ大分こう流行が移ってくるというようなそういう情報もあるわけですから、そういう状況の中で、この全体的な対応についてどう考えるべきか、そういうことを早急に一緒に検討しましょうよ。

○議長（諏訪原実君） 藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 先ほどのお二方とちょっと関連はするんですが、民主党政権になってですね、前の、なることは確実ですからね、現の政府は緊急対策事業とか、選挙目当てもあったかもしれませんが、12兆か14兆ぐらいのお金を地方にですね、国も国と地方に出しているわけですね、補正予算を。この阿見町でそれを国が出している事業、予算の中に、阿見町がこの補正の中にどんな事業が含まれているのか、含まれてないのか、今の多分、マスクの話もその話だと思っただけですね。地域の活性化ということで。それと、どんな事業が含まれているのかということと、それから、もしも使ってしまった事業があるのかないのか。それと、それからもしこれが廃止になったらどうするのかというようなことを、もし今検討しているんで

あれば教えてください。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

先日の31日にですね、交付金のほうの事業の説明はしたかと思うんですけども、今回補正予算書の中で申し上げますと、いいですか、これで。歳出のほうで、まず12ページですね、財産管理費の庁舎維持管理費。それと、その下の公用車維持管理費。その下、企画費の総合窓口整備事業。飛びまして、15ページですね、老人福祉費の2段目の老人日常生活用具給付事業。17ページになります。保育所費の中の保育所維持管理費。それと、その下の衛生費の予防費の予防接種事業、今お話のあったものですね。20ページになります。農林水産業費の補助金の一番上ですね、清明川土地改良区の補助金、済みません、その下でした。農地有効利用支援整備事業補助金。それと同じページの一番下の観光費の中の観光振興事業。それと22ページになります。街路整備事業費の中の2段目の都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業、その下の都市計画道路中郷・寺子線等整備事業でございます。24ページになります。教育費の学校管理費の一番下の工事請負費。その下の教育振興費の教育設備教材費。次のページの教育振興費の同じく教育設備教材費。それから、その下の段の教育費の公民館費の中央公民館運営費と君原公民館運営費。それと、次のページ、26ページになりますね。かすみ公民館運営費の備品購入費、これらに交付金が計上されているということでございます。

使っている事業があるかどうかということは、まだ現在は使っておりません。

それと廃止になったらということなんですけども、今の段階では配分が決定したということで、交付決定待ちですので、その体制をとっているということでございます。

仮の話はなかなか難しいんですけども、来ないということになれば、ここでの事業はゼロから検討し直すということになります。

○8番（藤井孝幸君） わかりました。

○議長（諏訪原実君） 本案についてはね、委員会に付託をしておりますので、簡潔に、認めますけども、簡潔にお願いをいたします。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 経済危機対策の臨時交付事業なんですけれども、今細かい事業の説明がありまして、私、ちょっと質問したかったのは、教育委員会所管の臨時交付事業のことなんですけれども、ちょっと何回計算しても合わないものですから、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

今回の学校教育課の理科教育設備整備事業というので、総事業費で1,457万3,000円ということなんですけれども、議案第59号です。一般会計の補正予算。24ページ、25ページになるかと

思うんですけども、その中で大まかに言うと、教育振興費の中の理科教材備品購入で744万3,000円。それから、中学校費の教育振興費理科教育備品購入代つうことで、418万2,000円。足してみても1,162万5,000円ということなんですけれども、その差額がどこに行っちゃっているのか。

それから、デジタルテレビの配備ということで、何かね、この教育委員会だけはいろんなとこにひっついているのかなというふうに思うんですけども、それがどこに行っているのかがちょっとわからないので、その辺の説明をしていただきたいと思うんです。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。

まず、地域活性化の学校教育費のほうに学校情報通信技術環境整備事業、31日に御説明、総務のほうから説明があった資料なんですけど、それと理科教育設備整備事業、これが922万9,000円と1,457万3,000円、これが一緒になっております。この歳出のほうでは一緒になっております。教育振興費の24ページですね。教材備品購入代、これが算数の教材、それから電子黒板、それから、その下の理科教材備品購入代、これが理科の教材の備品購入代、これは小学校ですね。それから、25ページの中学校の教育振興費の教材備品購入代、それと理科教材備品購入代、これら4つを合わせると2,380万3,000円。で、ここの922万9,000円と1,457万3,000円の合計と合ってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 2番久保谷充君。

○2番（久保谷充君） 2番久保谷です。新型インフルエンザの件に戻りますけど、戻って申しわけないですけど、中学生までの予防接種の無料化を考えているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 久保谷充議員に申し上げますけれども、ただいま補正予算の内容についてということなので……。

〔「予防接種を事業だもの、ちゃんと答えてもらったらいいと思います。インフルエンザ対策」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） いい、大丈夫。

それでは、答弁させます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えをいたします。

町では今、高齢者のほうにはインフルエンザのほうで補助を出しているかと思えます。今の御質問は中学生まで補助を、無料というような御質問なんですけど、現在のところは考えてござ

いません。今後の状況によりまして、そういう部分も当然新型インフルエンザ対策というようなことで、災害対策本部とか、そういうところで協議して、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 20ページの農林水産業費の中で、清明川土地改良区補助金というのがですね、700万出ているんですが。先日の全協の経済危機対策臨時交付金事業ですか、その中の土地改良区のもので、清明川2,738万2,000円と具体的な事業があるんじゃないかという質問に対しましてですね。財政課長のほうの説明はあったんですが、担当課が違うんでということで、担当課のほうからということで、担当課のほうへですね、それが終わりました、ちょっと聞きに行ったんですが、ちょっと理解ができなかったものですから、その具体的な臨時対策交付金事業とですね、清明川土地改良区の今回の補助金703万ですか。これが関連するかどうかは先ほどの部長の中でこの事業も関連するというような説明があったんですが、この土地改良区のもので、清明川の事業の内訳、これをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。

過日の全協のときにも御説明いたしましたけども……。

○11番（吉田憲市君） なかったんだよ。財政課長でとまったの。で、部長の説明がなかったの。

○生活産業部長（川村忠男君） はい。この今回の地域活性化、それから経済緊急対策臨時交付金事業、この中の項目の中に、その土地改良事業の支援整備事業という項目が含まれております。その中で、清明川土地改良その他3地区の土地改良のほうから要望が出てまいりました。それで、その要望に基づきまして、事務局のほうで精査をしまして、その中で査定をした結果、この金額になったということでありまして。実際にその件数は57件、暗渠排水、それから排水の改修工事などがございます。これについては、土地改良連合会のほうに見積もりをお願いしまして、連合会のほうから出てきた見積もりを積み上げた資料で、数字でございます。

ということによろしいでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） こないだの経済危機対策臨時交付金事業の説明の中ではですね、金額が2,738万2,000円と。2,000円、1,000円単位まで細かく出ているんですよ。それでですね、細かく出ているということは事業がですね、それだけ事業計画がきちんとしたものがあるんだろうというお話で質問したわけなんですけど、それに対して、土地改良何て言ったっけ、何とかというところに……。

○生活産業部長（川村忠男君） 要望に応じて。

○11番（吉田憲市君） 要望に応じて、そのように県の土地改良のほうへね、試算を出したんですか。それでそれを上がってきたものということですよ。

○生活産業部長（川村忠男君） そうです。

○11番（吉田憲市君） そうすると今回の補助金は703万。そうするとこの対策債ですね、2,738万2,000円と1,000円単位までの金額が出ているのにはですね、今回の703万という形なんです。その事業のですね、内容というものが変わっちゃったんですか。その事業の内容をですね、説明してほしいなというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 整理して御説明いたしますと、最初ですね、まず、土地改良区のほうから、清明川土地改良区のほうからは基本的に数字としてはですね、約1億程度の事業を予算の要望が出てまいりました。それで、財源も限られるという中で査定をした結果、緊急地域活性化の部分に関しては、その中で、事業費として6,083万2,000円という数字であります。これは、地域活性化のほうで特別に地元負担なしで事業を補助金として支出するものであります。その当初、予算要望、1億円が要望されましたけれども、これもやはり事務局のほうで担当のほうでいろいろ精査した結果、最終的にはその当初の清明川で言いますと、最終的に5,700万の数字となっております。ですから、地域活性化以外の事業も補助金として、2,812万について新たに査定をした数字、その金額に対して、補助金をカウントしたと。これにつきましては、国が2分の1と、それから……。

○11番（吉田憲市君） それはわかっているんですよ。2分の1というのは補助対象が。

○生活産業部長（川村忠男君） で、地元負担もあると。

○11番（吉田憲市君） 金額が合わないんじゃないの。

○生活産業部長（川村忠男君） 足りない。足りないというのはちょっと意味がわからない。何が足りない。清明川に対する補助金の合計でよろしいですか。

○11番（吉田憲市君） いいです。

○生活産業部長（川村忠男君） そうしますと、清明川のための補助金としましては、まず合計としましては、1,918万2,000円と、それから、700万で合計2,141万2,000円が清明川の土地改良に対する補助金合計額ということですよ。

○11番（吉田憲市君） それは金額がまるっきり違うんじゃないの、金額。そうしたら2,100万になっちゃうでしょ。

○生活産業部長（川村忠男君） 合計で今回の補正の中では、2,141万2,000円という合計です。総計になります。ですから、今回は2段階に分けて、地域活性化の部分とその他通常の有効利

用支援整備事業にあわせた補助制度で今回補正を計上したということです。

〔「部長、全体の金額で言わないと、聞いていてもわかんねえよ」「何があるのか全然わからん」と呼ぶ者あり〕

○生活産業部長（川村忠男君） 全体の金額としてはですね、清明川に関しましては、1億の要望がありまして、査定をした結果、合計として5,500万を査定をしたということでもあります。それを今回の地域活性化とそれから改良区の補助金の2本立てですか、補助金の2本立てにしたということでもあります。本来であれば地域活性化のほうで1本化で支出しても……。

○11番（吉田憲市君） だから、2本立てにしてもさ、合計した金額が違うんじゃないの。

○議長（諏訪原実君） はい、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時35分からといたします。よろしくをお願いします。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（諏訪原実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。お願いします。

11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） それじゃあ、今の説明でですね、非常に頭がまたですね、ぐじゃぐじゃになっちゃったんで、これはやはりうちの議員さんもですね、清明川の理事をやっている方がいるんですよ。理事をやっている細田さんね、今説明を聞きましたら、非常に計算もぴったり合っているし、これ部長じゃなくて、担当課長のほうがわかるかなと思うんですが、いいですか。担当課長の大塚課長、説明を求めます。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） お答えします。

ただいまの御質問ですけれども、農地有効利用支援整備事業ということで、清明川土地改良区の分なんですけど、清明川土地改良区の総事業費が5,700万でございます。それに対してですね、最初の臨時交付金ですか、のほうで上げたのがですね、2,738万2,000円というふうになっています。この2,738万2,000円のうちですね、国の補助が1,300万、国の交付金が1,438万2,000円というような形になっております。全体の5,700万の50%が農地有効利用支援整備事業ということで充てられますので、2,850万ということになります。

臨時交付金のほうが先ほどの1,438万2,000円ということで、それ以外ですね、町の補助と地元負担金という形に分かれるんですけど、25%ということで町が703万、地元負担金が708万8,000円ということで、合計いたしまして、5,700万という事業費になっています。

以上です。

○11番（吉田憲市君） はい、結構です。了解。

○議長（諏訪原実君） 10番久保谷実君。

○10番（久保谷実君） 今の経済危機対策臨時交付金の中の今のと、清明川と関連するんですけども、ここの31日の全協でもらった資料の中に、吉原とか、飯倉とか、若栗、それから各共通という金額も出ていますね。予算書で見たら、この金額はどこに入っているんですか。220万というのが3団体と各共通が……。

○議長（諏訪原実君） 農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） お答えいたします。

補正予算のですね、20ページの農地有効利用支援整備事業補助金の1,918万2,000円の中にですね、内訳として清明川土地改良区分が1,438万2,000円。

○10番（久保谷実君） ゆっくり。

○農業振興課長（大塚芳夫君） 1,438万2,000円ですね。そのほかの今言われました吉原、若栗、飯倉の土地改良の部分がですね、あと4つですね、合わせて480万ということで、先ほどの1,438万2,000円とこの土地改良その他の吉原、若栗、飯倉分を含めまして、1,918万2,000円ということで、計上させていただいております。

○議長（諏訪原実君） 10番久保谷実君。

○10番（久保谷実君） 今、4つで480万という話がありましたけども、この若栗、吉原、飯倉はわかりますけれども、各共通というのはこれはどういう意味なんですか。

○議長（諏訪原実君） 農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） お答えします。

1地区ですね、農地有効支援整備事業のですね、工事費がですね、200万未満という形になっていますので、その4地区目についてはですね、吉原、若栗、飯倉土地改良区で、そのほかにですね、もう1地区工事として出てきた場合の枠として1つ余計に枠をとってあるということでございます。

○議長（諏訪原実君） 10番久保谷実君。

○10番（久保谷実君） そうすると、この3改良区ですか、それ以外にもう1つの改良区で220万というものが使えますということなんですか。それとも、この3つでこの220万をもっと使いますということなんですか。

○議長（諏訪原実君） 農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） お答えいたします。

この3つの土地改良の中でですね、もう1カ所ですね、枠として設けてあるということでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありますか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） さっきのマスクだけれども、マスクあれ、1つ幾らで幾つ買って、職員1人に幾つ配給できるのか、それが1つ。それから、学校教材費で電子黒板の購入という話がありましたけれども、あんときの話では各学校1つだよ。これから先、各クラスごとに全部電子黒板にする方向なのでしょうか。それとも、今回の1つ買ったものはどこで、各学校のどこで使うのか。それをお尋ねしたい。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 1点目の質問にお答えいたします。

職員数362名に対して、50日分、1万8,100枚でございます。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） お答えいたします。

電子黒板なんですけど、現在も各小中学校に1つずつ配置されております。さらに、この補助事業を使いまして、もう1台ずつ各小中学校に配置するという予定でおります。

以上でございます。

○14番（倉持松雄君） 今それどこで使ってんの。どのクラスで。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） これは学校に配置してありますので、その教材として必要なときにその教室に行って、それを使って勉強すると。ですから、クラスに配置しているわけではございませんので、学校のそういう教室に配置しまして。ですから、1台ですと、やっぱり授業が同じ理科とかそういうとき、かぶったときに1台だと取り合いになるといいますか、そういうことで2台配置して授業をスムーズに進められるようにということで、今回もう1台配置するものでございます。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 済みません、お時間をとらせまして。難波です。

今の予防接種事業の下でございますけれども、やはり地域活性化・経済危機対策臨時交付金の1つでありますけれども、ここの1,045万1,000円ということで計上されておりますけれども、この詳細をどこまでできるのか、ここをお聞きいたしたいと思っておりますけれども。お願いします。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

この健康診査事業でございますが、これは女性のがん検診の推進事業ということで、国の補助で行うものでございます。このがん検診につきましては、子宮がんについては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳というようなことで、1,600名余りの対象者、乳がんに対しましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳と、これも約1,600名余りの対象者に実施するものでございます。実施するに当たっては、この対象者の約5割を対象者として、歳出のほうでは計上してございます。そのための検診の委託あるいは郵送、それらの事務費に係る経費でございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） じゃあ、もう1問。議案第64号、農業集落排水の件なんですけど、4ページで小池地区の施設管理費で施設等修繕費59万2,000円かかっているんですけど、この小池地区の農業集落排水というのがですね、できてどのくらいになるのかちょっとわからんですけど、この修繕費の内容ですね、これ、お願いします。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。

この小池地区の施設等修繕費59万2,000円でございますけれども、小池地区の処理施設の水位計の故障、これ緊急でちょっと故障したものですから、修繕分、この分59万2,000円をここで補正をしたということでありまして。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 何。「すいぶんりき」。ちょっとわかんなかったんですけど。

○生活産業部長（川村忠男君） 処理場回分槽水位計ですか。処理施設の水位計が故障ということで今回緊急で補修をかけたということで、この分の補正ということです。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 小池地区はですね、集落排水はいつできたんですかね。それとですね、水位計というのは部長もよくわからないような部品なんですよ。私もよくわかんないんですけど。そういうものがですね、これを計画するに当たってね、どのくらいの耐用年数があつて、どのくらいの修繕、壊れる率ですね、それを見込んでいたのか。これ59万2,000円、水位計、1つのメーターだけ取り替えるだけで、これだけのものがかかるとすればね。これ、農業集落排水事業というのは今後やっていけなくなっちゃうじゃないかと思うんですが、心配しているんですが、その辺どうですかね、部長。いつごろ、どのくらいの年数がたっているのか。

○議長（諏訪原実君） 農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

小池地区のですね、農業集落排水事業につきましては、平成9年から供用を開始しております。

して、今年で12年ですかね、になります。その施設関係のちょっと耐用年数については手元に資料がないんですけども、スパン的には20年とか30年とか、そういうスパンでなっておりますけれども、使い方によってはですね、やはり劣化してしまうという部分があると思います。これはやっぱり使っているその受益者ですね、のほうやっぱり変なものを流されてしまうんですね、機械に非常に負荷がかかるということで、そういった部分でですね、劣化が早まるというような部分もありますので、12年はたつて、非常に全体的にもですね、施設が非常に老朽化というか、してきている部分はありますけれども、使っている受益者に対してもですね、適正にですね、そういった処理ですかね、汚水雑排水の処理、そういった部分も町のほうでも啓発しながらですね、長らく適正に使えるように、町のほうとしても努めていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） それでですね、この集落排水で、町のほうでもそういう指導を求めてね、受益者に適切な指導で使ってもらって長持ちするという課長の今の説明、大いにわかりました。

それですね、さらにですね、維持管理なんですけど、集落排水の維持管理というのはですね、どういシステムでどなたが管理なされるのか、それをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（諏訪原実君） 農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） 農業集落排水のですね、施設の維持管理につきましては、汚水処理施設、それから中継ポンプ、そういった施設がございますが、そういった部分については民間の会社にですね、委託をしてですね、毎年契約をいたしまして、維持管理のほうをしていただいているということでございます。

それから、小池地区、君島大形地区が今2地区供用開始しているわけでございますけれども、汚水処理施設の敷地内がですね、結構夏場とか草が大分繁茂してまいります。そういった部分については地元の区のほうで、御協力をいただきまして、草刈り等年に二、三回ですかね、やっただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） さらにもう1件だけ。民間会社にそれを委託しているというんですが、この維持管理費というのは平均どのくらいお支払いしているんですか。

○議長（諏訪原実君） 農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

平成20年度の決算の中で御説明いたしますと、維持管理委託料ということで、小池地区については年間ですね、656万9,225円でございます。それから、君島大形地区につきましては、年間498万6,025円というふうになっております。これに先ほど言いました汚水処理施設、中継ポンプを含めた維持管理費用ということでございます。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） これは、民間会社というのは同じ会社なんですか。それとですね、小池地区の槽にもよるんでしょうけども、汚水処理施設の容量にもよるんでしょうけれども、650万と490万と百何万か違うんですが、これは単純に人数割とか、処理施設の大きさだけなんですか。例えば、維持管理をするということですね、草刈りは別として、その施設の維持管理というのは大きくても小さくても多少そんなには違わないと私は認識しているんですが、その辺、何で金額が違うのかというのだけお願いします。

○議長（諏訪原実君） 農業振興課長大塚芳夫君。

○農業振興課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

小池地区と君島大形地区についてはですね、維持管理費用に額について差があるということですが、一応設計ですかね、その維持管理ということで組みまして、そういった中でやはり小池地区についてはその処理人口とかも君島大形地区に比べると多いということと、それからやはり君島大形地区は平成13年、小池地区の4年後に供用開始をしているということで、小池地区のほうがやはり古いといったことで、その分の費用がかさんでいるのかなというふうに思います。

以上です。

○11番（吉田憲市君） はい、了解、わかりました。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 22ページですけれども、街路事業の中で、国からの交付金でこれをやると聞いていましたけれども、荒川沖・寺子線整備事業、これは今、竜・土線のその先だと思んですが、312万9,000円。で、それからその下の中郷・寺子線、これ1,304万円するんですけれども、これは随分金額が違うんですけれども、道路の長さによってこれだけ違うんでしょうか。それからその違いと、これは私の見方では荒寺線の中郷ではなくて、あれを西方のほうに接続できるように少し伸ばしたほうがよろしいのではないかと思うんですが、中郷線のほうにこの予算を回したその理由、荒寺線、寺子・飯倉線をつないだほうがよろしいと思うんですが、どうしてこちらになったのか、それをまずお尋ねします。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 都市計画道路荒川沖・寺子線とその中郷・寺子線の委託の内容についてでございますが、この内容のほうにつきましては、後ほど御説明したいと思いますが、路線のほうでその路線を中郷・寺子線のほうじゃなくて、先のほうに延ばしたらいいのじゃないかというお話かと思いますが、どちらへ延ばすかにつきましてはそれぞれいろいろと議論があるかと思いますが、ただ、予算の関係、それから路線の長さ等いろいろとそういった状況等を踏まえた中で、ここにつきましては、いわゆる本郷地区、荒川沖から本郷地区あたりの市街地と、それと旧市街地といいますか、125号沿いのあの付近、岡崎とか、そういった地区との路線の連結、その地区と地区とを結ぶ事業というのがやはりこの阿見町の発展のためには非常に有効なのではないかと。さらに次の段階として、その先につきましては工業団地のほうに向けての延長がございますけれども、そちらについてもその後の段階の整備として考えていく必要があるのではないかと、そのように考えております。

○議長（諏訪原実君） 倉持議員にお願いします。この議案は倉持委員は担当委員でございますので、できれば委員会において質疑をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 人数の少ないところで聞くよりも大きなところで聞いたほうがよろしいと思って、わかっていましたが質問しました。

で、もう1つ質問。町の中央と荒川沖を結ぶというその意味はそれは確かにそれもそうですよ。私も言われればわかんねえことはございませんが、中郷・寺子線と荒寺線のぶつかる場所、だれに聞いても何でこういう形にしているの知らない。知らないことをやっていたんじゃないですか。だから、何でああいう道路の接続の仕方をしているのか。荒川沖に向いてないんですよ、道路が。だから、あの道路の向きは何で決まったのか、それをお尋ねしたいんですが。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 街路のですね、線形につきまして、どういったことでああいう線形になったのかということでございます。街路の線形につきまして、どうしてそういうふうになっているのかということをごすね、ちょっとこういった場で説明するのは非常に難しいのかなと思います。それにつきましては、事務方いろいろと線形につきましては検討した中で、それぞれの拠点拠点を結ぶ線形としまして、理想的な形、あるいは経費のこともございます。家屋が多くかかる、そういったことが不利な場合もありますし、また道路と道路の交差の仕方が余り斜めになってもいけない。直角が本来は理想的なわけでございます。そういったことの中で、総合的に判断してその線形については考えて、そして、都市計画街路でございます

から、それなりの経緯を経まして手続を経て、それは審議会で審査した上で決められたものだと、そのように認識しております。

○議長（諏訪原実君） 次は、所管の委員会での中の質疑……。

○14番（倉持松雄君） 1分で終わるから。桑田部長もつい最近来た部長ですから、前のことを裁判官みたいにどうだこうだと細かくたずねることはできなかったのかと思いますけれども、これは桑田部長1人の責任に押しつけるわけではございませんで、やはり荒川沖と町の中央を結ぶなら、結ぶような形でしたほうがよろしいと思います。今日の会議はそこまで、私の話で、途中で結構ですから終わります。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号から議案第67号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時10分からといたします。よろしく願いいたします。

午後 0時04分休憩

午後 1時10分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号 平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第9、議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第68号、平成20年度一般会計歳入歳出の決算につきまして、地方

自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、議案の詳細な内容等につきましては、総務部長に説明させますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） それでは、決算に関する審査の報告をいたします。

平成20年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、8月3日から8月18日までの間の延べ6日間審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書・附属書類・健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても、関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ、関係者の説明を聴取して審査いたしました。

審査の結果、平成20年度一般会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。

以上報告いたします。阿見町監査委員橋本英之。同じく久保谷実。

○議長（諏訪原実君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからなりますので、御参照いただきたいと思います。なお、括弧書きにつきましては、省略させていただきます。

平成20年度一般会計の決算額は、歳入総額134億7,445万1,000円、歳出総額127億3,095万9,000円となり、前年度と比較し歳入については4億2,408万2,000円の増、歳出については6億3,243万7,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は7億4,349万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2億9,026万6,000円を充てると、実質収支額は4億5,322万6,000円となり、前年度と比較し3億9,432万9,000円の減となりました。

初めに歳入の増減の主なものについては、国庫支出金が決算額7億4,601万4,000円で2億423万8,000円の増、繰入金が決算額3億9,499万4,000円で3億740万7,000円の増、繰越金が決算額9億5,184万8,000円で1億4,242万1,000円の増、諸収入が決算額6億9,483万3,000円で1

億9,921万6,000円の増となりました。

減額の主なものについては、町税が決算額78億9,403万1,000円で5億3,762万5,000円の減。配当割交付金が決算額940万円で1,896万円の減。株式等譲渡所得割交付金が決算額427万6,000円で1,086万8,000円の減。地方消費税交付金が決算額3億9,541万2,000円で3,282万5,000円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容については、まず、町税では町民税が大規模法人の業績低迷等に伴う法人町民税7億3,989万9,000円の大幅減により、決算額36億8,360万3,000円で6億6,325万7,000円の減となりました。また、固定資産税が大規模施設の新築増に伴う家屋6,508万7,000円の増などにより、決算額33億9,962万2,000円で1億2,596万7,000円の増となりました。

国庫支出金では、まちづくり交付金1億6,950万円の増、地域介護・福祉空間整備交付金1,500万円、消防機械購入補助金1,099万7,000円の皆増などにより増額となりました。

繰入金では、老人保健特別会計繰入金1億129万5,000円、減債基金繰入金2億3,400万円の皆増などにより増額となりました。

繰越金では、純繰越金の増等により1億4,242万1,000円の増額となりました。

諸収入では、高額療養費返納金1,562万5,000円の増、荒川本郷地区都市再生機構負担金8,520万円の増、阿見吉原地区道路整備負担金8,743万1,000円の皆増などにより増額となりました。

町債では、都市計画街路整備事業債1,280万円の増、予科練平和記念館建設事業債5,850万円の増、公営住宅建設事業借換債3,630万円の皆増などにより増額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について。まず議会費では、議員報酬関係経費1,612万2,000円の減などにより、議会費全体の決算額は1億3,035万6,000円で1,478万6,000円の減となりました。

総務費では、人事給与事務費1,333万4,000円の増、企画事務費858万3,000円の増、集会施設整備事業2,196万円の増、税務総務費職員給与関係経費1,394万6,000円の減、徴収事務費2,618万6,000円の増、参議院議員通常選挙事業1,387万円の皆減などにより、総務費全体の決算額は14億9,502万2,000円で4,737万7,000円の増となりました。

民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金3億622万2,000円の皆増、高齢者福祉事務費1,504万7,000円の増、老人保健特別会計繰出金1億8,086万5,000円の減、児童手当支給事業1,506万4,000円の増などにより、民生費全体の決算額は30億398万2,000円で1億3,405万円の増となりました。

衛生費では、予防接種事業973万7,000円の増、健康診査事業2,541万3,000円の減、霞クリーンセンター維持管理費6,322万1,000円の増、浄化槽設置事業2,466万4,000円の増などにより、

衛生費全体の決算額は10億3,595万5,000円で8,040万1,000円の増となりました。

農林水産業費では、水田農業構造改革対策事業471万1,000円の増、平地林保全整備事業395万8,000円の増、農業基盤整備事業634万7,000円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金1,264万7,000円の減などにより、農林水産業費全体の決算額は1億8,175万5,000円で52万3,000円の増となりました。

商工費では、まい・あみ・まつり事業100万円の減、阿見東部工業団地企業誘致事業2,422万2,000円の減などにより、商工費全体の決算額は1億3,949万3,000円で2,082万6,000円の減となりました。

土木費では、荒川本郷地区都市計画街路整備事業3,924万7,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1億3,949万円の減、岡崎土地区画整理事業特別会計繰出金2,257万1,000円の皆減、阿見吉原土地区画整理事業4億846万3,000円の増などにより、土木費全体の決算額は24億4,269万2,000円で2億2,617万9,000円の増となりました。

消防費では、公用車維持管理費2,506万8,000円の増、消防機械力整備事業3,729万円の皆増などにより、消防費全体の決算額は6億9,054万2,000円で8,761万8,000円の増となりました。

教育費では、事務局費職員給与関係経費1,455万7,000円の増、社会教育事務費878万円の増、予科練平和記念館費職員給与関係経費946万円の増、予科練平和記念館整備事業2,319万3,000円の減などにより、教育費全体の決算額は16億5,886万円で1,242万4,000円の増となりました。

公債費では、元金償還費1,252万6,000円の増、利子償還費4,087万7,000円の減により、公債費全体の決算額は18億2,095万7,000円で2,835万6,000円の減となりました。

諸支出金では、学校施設耐震化基金積立金1億円の皆増などにより、諸支出金全体の決算額は1億3,134万5,000円で1億783万3,000円の増となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が57億3,749万7,000円で4,545万2,000円の減となり、歳出総額の45.1%を占め、その内訳については、人件費が一般職給料の減などにより5,215万1,000円の減、扶助費が児童手当支給事業の増などにより3,505万1,000円の増、公債費が利子償還費の減などにより2,835万2,000円の減となりました。

物件費については、臨時職員雇用費545万5,000円の増、母子保健事業763万円の増、予防接種事業945万4,000円の増、公用車維持管理費2,483万1,000円の増などにより4,298万7,000円の増となりました。

普通建設事業費については、浄化槽設置事業2,466万2,000円の増、阿見吉原土地区画整理事業4億851万1,000円の増、消防機械力整備事業3,729万円の皆増などにより、4億9,541万9,000円の増となりました。

維持補修費については、霞クリーンセンター維持管理費5,034万1,000円の増、中学校学校施

設整備事業929万1,000円の減などにより、2,486万4,000円の増となりました。

補助費等については、人事給与事務費1,097万3,000円の増、徴収事務費2,690万2,000円の増、中郷土地地区画整理事業4,000万円の増などにより、9,164万8,000円の増となりました。

積立金については、学校施設耐震化基金費1億円の皆増などにより、1億783万3,000円の増となりました。

繰出金については、後期高齢者医療特別会計繰出金3億293万4,000円の皆増、老人保健特別会計繰出金1億8,086万5,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1億3,949万円の減などにより、8,786万5,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては別記歳入歳出の状況等を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） まずですね、20ページの町税なんですけれども、法人の町民税現年度分の収入未済が三角印の675万9,352円、この三角印になっていますけれども、調定額より収入済み額が多かったと。この請求より支払いが多かったということというようなことなのかもしれませんけれども、この理由をまず聞きたいと思います。

あと、1点はですね、監査意見書からもわかるように、今年度はかなり不納欠損処理をしているようですけれども、各会計を合わせた不納欠損額が2億4,700万と。前年度より1億1,400万増えておりますけれども、その事由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 1点目の決算書の20ページの法人町民税の収入済み額が減額になっているという件にお答えいたします。

法人町民税は、まず予定納税ということで1回納税をしていただきます。その後、確定ということで、税額が事業の状況によって変わる場合がございます。今回も予定納税をした後、確定がその後ありまして、税額が変わっております。この調定額のほうの税額は修正をしたんですけれども、収入済み額ですね、のほうが多くなっておりますけれども、こちらのほう、いわゆる税額を還付しなければいけない。予定納税よりも収益がよくなって、税額が低くなって、予定納税で納めていただいた金額を還付しなければいけないんですけども、この決算に間に合わなかったということでございます。ただ、調定額のほうは税額のほうを変えて、還付をしない額、収入済みが多くなってしまったということでございます。還付のほうは、先ほど21年度の

補正で中にも入っておりますけれども、21年度に還付をしているということで、御理解をいただきたいと思います。

それと不納欠損の質問がちょっとわからなかったんですが、事由ですか。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） はい。かなり多く不納欠損処理をしているということですね、事由について、監査意見書の中で、不納欠損処理基準というような言葉が出てくるんですけども、不納欠損処理基準というのは、亡くなったり、5年経過したとか、そういったことなんでしようけれども、処理基準って私、初めて聞く話なので、あわせて不納欠損処理基準というものをお知らせいただきたいと。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えをいたします。

町税ですね、国民健康保険税を含めた町税なんですけれども、こちらのほうの不納欠損の処理というのは地方税法で決まっております。一応、5年たつと時効が完成するというところでございまして、それでそれに基づきまして、町のほうでも不納欠損処理取扱規程というのを作りまして、これに基づいて不納欠損処理をしていると。一応5年が時効ということでやっております。

ただ、町税の場合は何もしないで5年滞納がたまって、それで不納欠損処理をするということではなくてですね、5年をたってもですね、直ちに不納欠損できないようにいろんな処理、例えば、分納誓約をいただいたりとかですね、それから、今盛んにやっています支払う力がありながらもなかなか支払ってもらえないという方は、預金調査とかですね、財産の調査をしまして、差し押さえを行ってさらに強く納税を促すというようなことをしてございまして、不納欠損を防ぐとともに滞納の金額を少なくするような努力はやっております。

ですので町税、国民健康保険税につきましては、この地方税法で決まったものに基づいて不納欠損処理処分をしているんだということでございます。

そのほかの税でないもの、使用料関係ですけども、これは特に法律で規定がなくてですね、それぞれの不納欠損処理の基準ですね、それから規則とか、そういったものをつくって処理をしなければいけないということになっております。

それぞれの使用料等に関しましては、町での統一した不納欠損処理の基準をつくらうということで、収納対策委員会というのがあるんですけども、そちらのほうで協議をした経緯があるんですけども、なかなか統一した処理基準ができませんので、難しくてちょっとできませんでしたので、各使用料ごとにそれぞれ基準をつくってやっていただくようにということなので処理を進めてもらっています。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうしますと、使用料等の処理基準については、不納欠損の処理基準についてはこれからそういうのをつくっていくんだというようなことの認識でいいのでしょうか。

あと1点は、さっき言った税のほうの処理基準というのがあるのであれば、こういうやつが不納欠損になっていくんだよというのをちょっとお示しいただきたいんですよ。できるだけ、この5年の時効というのは恐らく分納誓約書とか何かできていれば、そういうのはなくなっていくのじゃないのかなと思うんですね。不納欠損の意味ちゅうのは、もう絶対に取りえないと。亡くなったり、どこかへ夜逃げをしてしまったりなんていうようなことだと思うんですね。その処理基準がこの税に対してはあるのであれば、不納欠損の処理基準をお聞きしたいという、こういう質問なんです。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 地方税法のほう、その前に各使用料の基準はできているものとまだできてないものがあります。それ、すべて私は把握していないんですけども、つくってそれぞれやっているものもございます。

あと、地方税法では時効の話が出て、5年経過すると不納欠損処分ができるんだよということが載っておりまして、それに基づいて、町のほうで取扱規程をつくっておりまして、それで5年で不納欠損処分をするという話と滞納処分の停止の継続による不納欠損処分とかですね、滞納処分の停止に伴う不納欠損処分とか、それぞれ細かい規定をつくりまして、それに基づいて、いろんな徴収の努力をした後。

○9番（千葉繁君） それはいっぱいあるんですか、基準は。

○総務部長（坪田匡弘君） いっぱいあります。それに基づいて、まずは徴収の努力をして、その後、どうしてもだめだという、この規定に該当したものを不納欠損処分していくというようなことになっています。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうすると、その項目が多いようであれば基準は後で見に行きますけれども、私はこの使用料についてもですね、これ、町営住宅なんていうのも出ていますけれども、これやっぱり、保証人が必ずいると思うんですね。その保証人からもらうなんてことは通常普通の賃借ではできていると思うんですけども、そういうものというのは今まではどうしているんですかね。

町税ではないので、不納欠損処理基準には満たないと。今言われたように、使用料についてのこれからそういう処理基準をつくっていくんだというようなことが、今お話ありましたけれ

ども、これまではそういったことで、不納欠損ちゅうか、これ落とすのはいけないですけども、そういった保証人から滞納の分をいただくみたいなのは今までもやってないんですか。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 町営住宅の滞納分の件につきまして、お答えいたします。

不納欠損というお話でございましたが、町営住宅の滞納分についての不納欠損は今のところまだしておりません。それで、不納欠損も考えられるということで、その町営住宅の分につきましても検討しておるわけなんですけど、議員御指摘のとおり、連帯保証人を立てておるという事情もございます。したがって、今年度からですね、連帯保証人のほうにも当たりまして滞納分につきましては徴収に努めていくと、そういう方針で滞納を解消していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） じゃあ、ぜひそのようにしていただきたいと思います。これはそういった取れるところがあればしっかり取っていくというのは、公平性にのっとってやっていくというのは当然のことですね。やみくもに不納欠損にしないように、そういった基準の中にもしっかりとした物の考え方があれば、こういうふうな基準に入っていくかと思うんで、取れるのはしっかりとっていくというような姿勢を見せて、こういうことの方針もはっきりやってもらいたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） ほかに。

8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 監査報告のですね、契約入札及び随意契約の年度別の発注割合、これを見て私も唖然としたんですけども、10ページかな。これ、原則的には、考え方は、どの契約が一番経費削減になると執行部の方は思っているんでしょうか。それをまずお聞きしたい。どの契約方法、一般競争入札と指名競争、随意契約。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） それぞれ内容、考え方が違いますので、一概にはちょっと言えないかと思うんですけど。例えば、指名競争入札、金額で分けてありますけれども、町内企業の育成というようなこともありますし、それから、ねらっている事業というか、工事にふさわしい事業者をこちらで選びたいがために指名にしていると。そういった事業者をですね、絞ってというやり方もあろうかと思っておりますけれども。ただ、やっぱり公正に競争するという意味では一般競争入札が一番競争性があるって、ひいては経費節減ですか、になるのではないかと思います。

○議長（諏訪原実君） 藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 原則はわかっているんですよ、一般競争入札のほうが経費削減になるということがわかっていて、なおかつこの率からいくと、2%という感じになっているわけですね。随意契約は75.8%と、20年度において。これって、原則はわかっているながら、どうしようもない理由がやっぱりそこにあるんでしょうね。だから、こういう随意契約が多くなるんでしょうけども、やはりある程度、金がない金がないと言っているんだから、削減できるところは削減できる方法でやっていかないと。確かに、地元企業をですね、優先するという育成するという大切なことだと思います。そういう意味では少しぐらい地元企業であれば少しぐらい高くてもしょうがないかなという私はあるんですけども、気持ちが。

ただね、この数字が3分の1・3分の1ぐらいになると、半分ぐらいに一般競争がなるとね、これは何とか頑張っているなという気がするんですが、この数字では全くもって随意契約が甚だしく多いと。しかも、随意契約の発注においてですね、随意契約としなければならないような理由は認められないという監査報告なんです。だから結局、随意契約にしなければならないというほど理由が確かではないということなんです。だから、確固たる信念を持って、これだけは随意契約じゃないとだめだという理由があればいいですよ。けど、その理由もいかげんで随意契約では、これは経費削減にはならないでしょうもん。その点はどう考えるつもりですか。

〔「これ件数じゃなくて、金額をやんねえからはっきりこれじゃわかんねえよ。随意契約は10万、20万、一般競争は何億……」「それもいいですね」「これは、その裏のやつと同じように金額を出さないと正確な説明にはならないと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと質問に正確に答えられるかどうかあれなんですけども、件数は確かに一般競争入札が20件で、指名競争が二百何十件、随意契約が700と、圧倒的に随意契約が多いんですけども。金額ベースでいきますと、随意契約は工事金額が130万以下、工事・製造の請負ですね、それからそれ以外では50万以下とかですね、金額が小さいというのがあります。ちょっと金額ベースでトータルをはじいてないんですけども、一般競争入札は4,000万円以上ですので、4,000万円超ですから、20年度で言えば、4億近くの予科練平和記念館ですけども、の事業もございまして、金額ベースでいくと、件数とはまた違った比較ができるかと思えます。

○議長（諏訪原実君） 藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 霞クリーンセンターの事業でね、これ随意契約を金額で書いてるんですよ。11ページかな。これでね、契約率30.2%なんです。だから、同じ比較をするのにはね、この金額で比較することも必要だと思いますよね。件数でするとこういうふうな形になるけれ

ども。ただ随意契約つうのは、ほら130万以下とか何とかって額が少ないから、件数が多くても一般競争入札とそんなに額が変わらないかもしれないけれども、要はこの霞クリーンセンターの随意契約の率を30.2%と見て、相当経費削減の大きな原因になっているわけですよ、随意契約というのが。ここをやはりどうとらえるかなんですよね。いろいろ理由はあると思いますよ。ただ、随意契約にするんだったら、これは随意じゃないとだめだという理由さえはっきりとしてしないと、適当にここの業者がいいかみたいなことでは、経費削減にはならないということなんですよ。

それはいろんな事業があるでしょうからね。そこは個々に細かく調べてみないとわからないでしょうけれども、やはり経費削減という大前提があるんだから、それに少しでも向かうような施策でやらないと、経費削減はならないんですよと私は思うんです。

だから、国でも県でも随意契約をやめて一般競争入札というふうに言っているわけですよ。その点に、この比率を見るとはるかに逆行しているとしか言えないです、私が見ればね。だから、その点をどうかうまく我々が納得できるように説明をしてほしいです。

○議長（諏訪原実君） 副町長大崎誠君。

○副町長（大崎誠君） 事務方のほうでちょっと説明が足りないようなので、私のほうから御説明したいと思います。

契約の手法については、一般競争入札、指名と随意があります。性格的には一般競争入札に全部ができればいいんですけどもできないので、事業規模とか内容によって、一般競争入札と指名それから随意契約としています。随意契約は先ほども総務部長から説明がありましたように、1件が130万以下とか、そういう小さいもので、日常的に、しかも敏速に処理しなくちゃならないようなもの、それについては一般的に随意契約でやっております。

そのほかの継続事業で一般競争入札に適しないようなそういうものについては、随意契約で、特別な理由があるということで随意契約でやるというケースもありますが、この決算の監査の報告の中である随意契約の比率については、件数で出しておりますので、こういう90%というような数字が出ておりますが、実際は20年度の決算でいきますと、一般競争入札は19年は8億9,900万、契約額が。それが一般競争入札の枠を拡大しまして、16億4,200万というような数字になっております。

それから、指名競争入札につきましては、20年度は15億。それから随意契約が20年度で10億6,700万ということで、金額的に見ますと、随意契約は30%以下になっております。

そういうことで、できるだけ基本的には一般競争入札に近づけることがいいし、そういう努力をしておりますが、今度の決算監査の中で、随意契約で入札契約のできるものについては特別きちんとしたケース的な裏づけとかいうものがない限りは一般競争入札にするように改善し

てほしいということがありますので、今年度途中になりますので、これから以降についてはできるだけそういうふうに努力していく必要があると思います。それで、全体の経費もなるべく少なく抑えていくということでやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） そういうことで、一応は理解はしましたが、ですね、各担当者に申し上げます。担当者がね、いろいろと事業をするときに随意契約にしなければならなかった、一般競争入札はできなかった、これは随意契約しかなかったというような理由をしっかりと考え、そして、しっかりと説明できるようにして、入札をしてほしいと思います。担当者が安易にね、この数字から、今副町長が言われたから若干理解したんだけど、安易にね、随意にどんどん流れているような気がならないわけ。だから、理由をしっかりと、これは随意じゃないとできないんだと。そしてまた、漠然とするかもしれませんが、地元企業を育成するためには指名競争入札が必要だとか、そういう理由をね、しっかりと契約をしてほしいというふうに要望いたしまして終わります。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 20年度の決算の主要施策の成果及び予算執行実績報告書の20ページの上のほうで、定額給付金、これが7億4,781万2,000円で、これは今年度に繰越明許費で繰越されているわけですが、実際に、もう大体給付が終わったつうふうには思うんですけども、これが町内で消費された割合、実際そろそろ検証できるんだと思うんですけども、どうだったのかちょっとお答え願いたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

18番細田議員。今の質問はちょっと20年度のね、決算というあれなので、ちょっと質問の内容がずれております。

○18番（細田正幸君） いやいや、予算自体は20年度でしょう。今執行しているわけでしょう。もう9月になるわけですから。その状況はどうだつう質問をしているわけです、関連で。

○議長（諏訪原実君） 来年度の決算ということでね。違った角度からまた……。

○18番（細田正幸君） だから、今執行中でもう終わりでしょうということを言ってんだよ。だから、その状況はどうか説明してちょうだいということを言っているんですよ。

〔「決算の話なんだから。後で必要なことは説明しますから。決算の審査をやっていかないとだめだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 訂正を願います。

18番細田議員。

○18番（細田正幸君） まあ、後じゃあ聞きますよ。そんだったら載せなければいいんだよ。

○議長（諏訪原実君） 後で、じゃあお願いします。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 戸籍謄本、抄本ですね、公用の件数、これ、21年ベースですけれども、発行の大体3分の1弱ぐらい、1,885件つうふうに結構多いんですけども、これ戸籍謄抄本、公用というのはどこがどういう理由でとっているんでしょうかね。無料で交付しているわけですよ。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

ちょっと今詳しい内容については手元にはないんですが、主なものとしては警察署とか市町村からの請求による交付が主なものでございます。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 主なものは今、警察署と市町村の請求つうのは、いわゆる市町村つうのは阿見町の請求つうことなんですか。それとも他市町村の請求。大体、想像はできるんですけども、一般の人がほかの人の戸籍謄本なんか全然、家族とかじゃないととれないわけですよ。それが公用という名前ならば、その1,885件もとれるのか。随分公用というのは甘いんだなつうふうにも逆に今思っているんですけども。逆に、例えば、1,800のうち1,000件が今言った警察つうならね、警察ならば犯罪の調査でその人の身元を調べるためにとるとか、そういうことになると思うんですけども、その辺の理由というのはどうなんですか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

公用の件数、先ほど警察と他市町村ということで御説明いたしましたが、ほとんどが他市町村からの請求によるものということで、課税の資料として公用で必要なものとか、あとは用地買収で相続関係のものを調べるときに必要ということで、請求があるということでございます。

○18番（細田正幸君） じゃあ後で、今説明、まるっきり逆だったんで件数をちょっと知らせてください。結構です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

2番久保谷充君。

○2番（久保谷充君） 先ほどのですね、藤井議員の続きになりますけど、平成20年度の一般競争入札の20件の契約率のほうをお願いします。どのようになっているか。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

平成20年度の一般競争入札の落札率ですけども、94.04%。加重平均をした数字ですけども、

94.04%になります。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） せっかくなんで、ほら20年度のね、指名競争入札、随意契約、これについても大体平均落札率というか、そのパーセンテージが出ていると思うんですよ。前回、去年指摘した案分計算を見て、へんてこな計算率で出したのが、今度はきれいに変わってたということですね、非常に見やすいんですけど、せっかくなら、このね、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、これに対するやっぱり落札率もきちんと入れといたほうが親切だし、質問もしなくて済むと思うんですよ。来年度あたりはこれを入れといたのがいいのかなと。それをお願いします、2件。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

済みません。一般競争ははじいたんですけども、指名入札と随意契約、別々には今手元に数字がなくてですね。全部、一般競争も指名も随意も合わせたもので、94.32%になります。94.32%です。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 平均で94.32%ということは、これはほら、一般競争入札が94.04%ということは、これよりも高いということになるよね、平均だとね。随意契約あたりがなぜ高くなるのかなという思いをしているわけですね。緊急性とかそういうのもあるんだろうけど。やっぱり金額の小さいものって、意外と落札率とかそういうものは低くなってくるんじゃないかな。かえってね、一般競争入札が高くなっているというような状況が前は見られたのに、今回はそういう状況じゃない。かえって、そのほうが健全なのかもわからないんですけど、この数字を見たときに、どういう感じをしますか、これ。94.04という一般競争入札に対してのこの成約率に対して、副町長どう思います、これ。

○議長（諏訪原実君） 副町長大崎誠君。

○副町長（大崎誠君） 入札の仕組みの結果とすれば、一般競争入札が一番落札率が低くなると、随意契約が高くなると。それが通常の形かと思います。今も部長から話がありましたように、一般競争入札と比較すると、随意契約の20年度の状況はかなり随意契約のほうが高くなっております。パーセンテージで申しますと、加重平均で97.68%。ですから、かなり差があるわけでございます。実態はそのようになっております。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 要するに、副町長のところには資料があつて、そちらには資料がないというのはまずいよ、これ。総務部長。あなたが、これさ、随意契約97.68。やっぱり随

契というのは顔を見て対面でやるんだから、何だおまえ、もうちょっと安くしろよとかね、そのぐらいのやっぱり交渉術があってもいいと思うんだよね。そういう面ではね。ちょっとこの97.68というのはちょっと高いんじゃないかという思いは、だれもが今したんだろうと思うんだよな。そこら辺、ほらやっぱり商売だから、対面で商談するわけだから、随契というのは。そういう面ではもう少しやはり考えていったほうがいいのかなという気がしますね。この落札率を見たときにね。この点ももう少し改善できるようなシステムにしていてもらいたいなと思います。それだけ要望しときます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 276ページ、教育費なんですけれども。平成20年度の新規事業で特別支援教育支援事業、これを今年度、平成20年度の新規事業でやりましたけれども。ざっと見させていただいて、予算が20年度の予算が769万6,000円。しかしながら、小学校においては4校で372万4,420円と。中学校は288万6,000円の中で222万6,000円ということで、ある程度は使っているかなということなんですけれども、小学校のほうの特別支援事業が予算の半分ぐらいしか使っていないという。この使われていない理由を説明していただきたい。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） ちょっと今、手元に資料がないので少々お待ちいただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） じゃあ、探している間に1つ。11ページの20款繰越金についてなんですけれど、11ページをお願いいたします。繰越金がですね、昨年より1億4,000万多くて9億5,100万ですか。かなり多く繰り越しをしているんですけれども、中身についてお尋ねをしたい。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

20年度の繰越金で出ています9億5,000万円余りは、19年度に決算で剰余金といいますか、余ったものが20年度に繰り越しされたというような金額でございます。19年度はですね、法人町民税、景気の状態がよくてですね、法人町民税を予想以上にたくさんいただいたといいますか、そういった影響もございましてこれだけの繰越金が出たというようなことでございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 予定していた以上に税が入ってきたというような把握でいいということですね。それで、概要の1ページに、ちょっと私初めて聞くんですけども、繰越金の説明の中

です、純繰越金という言葉が出てくるんですよ。この純繰越金というのは何ですか。説明をお願いします。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

同じく1ページの6行目にですね、翌年度へ繰り越すべき財源としての2億9,026万6,000円という数字があるんですけども、これが繰越金の中の一部で、繰越金全体からその翌年度に繰り越すべき財源2億9,000何がしを除いたものが、純繰越金という意味なんですけども、翌年度へ繰り越すべき財源のこの2億9,026万6,000円は繰越明許でこういった事業だと。明らかに使い道が決まっているといいますか、事業でして、補助金なんかも、もうついていまして、補助裏にあてがう一般財源ですか、それも確定している。事業が確定しているものに充てるものが翌年度へ繰り越すべき財源という表現で使っております。繰越金のうちのこの翌年度に繰り越すべき財源と決まった財源を除いたものが、純繰越金という意味になります。

ですので、4ページで申し上げますと、翌年度へ繰り越すべき財源と、平成20年度ですけども、2億9,026万6,000円以外の4億5,322万6,000円が純繰越というような意味でございます。

○9番（千葉繁君） わかりました。

○議長（諏訪原実君） 先ほどの答弁はできれば。まあ、時間がかかるようなので。

11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 簡単な質問ですから。20年度の主要施策の成果及び予算執行実績報告書ですね、27ページ、農業委員会費というのがあるんですが、中ごろね。27ページの中ごろに農業委員会費というのがあるんですね。農業委員会というのは御承知のとおり1カ月に1回議会を開いているわけなんです、その中で12回。それでですね、その内容を見ますと、農地法の処理として会長処分、第3条、4条、5条とあるんですね。ほんで、4条においては調整区域が2件、それで5条においては調整区域が31件と。これは前年度のやつを見てないんで何とも言えないんですが、4条、5条申請に関してはかなり減ってきているのかなというふうに思います。たまたま私も農業委員をやらしてもらっているんでね、そういう意味でわかるんですが、ただ件数が減ったかわりにね、非常に案件の内容が難しい。いろんな人に聞かないとわかんないとかね、どちらかというんです、何といたらいいんでしょうね、業者さんの専門業者みたいなですね、方の申請で窓口では混迷しているようであります。ただ件数も減っていますんで。ここには、もう1つですね、審査意見報告書、意見書ってあるんですが、農業委員会は従来どおり人数がずっと変わってない。議会も削減しているんだけど、農業委員会の人数も削減されていない。むしろ土地改良区のほうからね、1人学識経験者って入っちゃって、23名になっちゃっているよと。これをもっと検討したらどうかということを書いてあるんです

ね。まさに、この件数も減ってなおかつ、案件は非常に難しいんですよ。ですけども、そういう状況の中でね、私は正規の農業委員さんはですね、17名で構成されている。そのほかに農業協同組合から1名、あと共済から1名、議会から3名で5名かつ学識経験者として土地改良区から1名出ているんですよ。6名が学識経験者ということなんだけど、その中で、私はつきり申しましてね、これ人数が多いんじゃないかというふうに思います。特に議会からのね、3名というのはですね、私は議会から各学識経験者1名と書いてあるんだから、学識経験者として議会からね、1名でいいんじゃないかなという気がするんです。その辺、1つ町長にお尋ねしたいと思います。

それともう1つ、非常に上がってくる案件が難しいんですよ。5条にしても4条にしてもね。強いて言えば、何ていうんだろうね。非常に専門的なね、ちょっと威圧をかけるようなね、そういうの方の申請もあるし、また、すごく難しいことを言ってくる申請も中にあると思います。それで今、農業委員会の組織としては兼務なんですよ。ですから、農業委員会というのを独立させて、そして事務局長を専任に置いてですね、それで、そういう申請に対して対処していかなければ、これからなかなか処理できないんじゃないかというふうに私は考えるんですが、その辺の2点について、町長はどういうふうに考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 今、おっしゃられるように、やっぱり今の時点で農業委員会のあり方、これはいろんな形で今検討しているところです。それで、一方では、農地法が改正されて、やはり適正な運用のために今言われたように、いろいろな専門知識も必要になる。そういう意味で、農業委員の資質の向上とか、そういうことがまず図られなければならない。ただ、あとは数の問題としては監査のほうでも指摘がありましたように、やはり従来からの経過を踏まえれば、ある程度多過ぎるんじゃないだろうか。そういう判断がされる。

そういうことで。それからもう1つ、事務局の体制としてここ数年、兼務体制をとっているけれども、農業委員会としての今の時点での役割の明確化をきちんとして、何を重点的にやるか、その辺をきちんと方向を出した上で、体制強化の意味で事務局長の専任化を図る。こういうことを一連のものとしてやる必要があるということは考えております。そういうことで、ぜひ検討をしたいと。

あとやっぱり、今県の中で提出されている課題としては、男女共同参画社会の中で、女性の農業委員も出すべきだということで、ほかの市町村ではかなりそういう形での対応をしているところもある。そういうことも含めて、やはり一連のものとして検討する必要があるということで検討しておりますし、議会の御検討もいただきながら、早急に具体的な方向性を出すよう

に考えたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○11番（吉田憲市君） よろしく申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 先ほどの千葉議員に対する答弁を求めます。

教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） 失礼しました。特別支援事業、これが当初に比べて、なぜ減っているかということによろしいんでしたよね。当初予算としましては、各学校に配置する予定でございました。そういう中で、これは学校と協議をして配置しておりますが、実穀、それから君原、吉原、本郷の4校で、数等のこともありましたので協議して、学校では今回はいいよということで、4校実施しておりません。そういうことで、当初に比べて、特別支援事業の賃金が減っております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうしますとですね、21年の予算はまた同じように760万も取っているわけですよね。そうすると、また今年度、21年度についてはどういうふうになっていきますか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） 21年度につきましては、各学校に1名で予算をつけております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 予算は760万なんで、そういう予算を立ててあるとはわかるんですけども、実際に支援員が入っているんですかということです。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） 本年度は君原、実穀、吉原が配置されております。これは学校と調整して。ただ、予算としては全校に配置できるような予算措置はしてございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 実穀、吉原、君原ということで、そうすると、5校は配置をされているということで理解しました。これはですね、他市町村はどういうふうになっているか、私調べていませんけれども、本当に特別支援をする学級の先生は大変なことだろうと思うので、できるだけ補助員を入れて、こういった形で入れてやっていくということは大変いいことなんですけれども、実際、要望がなければできないということもあるでしょうから、できる範囲で学校から来たものについては必ず受け入れてあげて、つけてあげるというような考えでお願いをしたいと思います。また、中学校についてもそういうふうに思いますので、できるだけ。これは

最後に聞きますけれども、実穀、君原、吉原というこの3小学校については必要ないというように言われているという理解でいいんですね。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） 学校と協議して配置はしておりますので、現在君原は1名でしたか。人数が少ないこともあるので大丈夫だということで、3校については配置しておりません。以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 276ページ、13の委託料の中で、水質検査委託料146万7,900円あるんですけども、これは井戸水の学校、例えば、本郷とか実穀、吉原、君原もそうですか。その学校だと思うんですけど、その学校は今私が挙げた4校なんですか。それとも、水道を使っているところはやらないと思うんですが、どのようなことになっているのか。そしてまたこれが、保健所でやってもらっていてお金を払っているのか、これをお尋ねします。

それからもう1つ、352ページ、13の委託料の中で下から3行目、トラクターの保守点検委託料というのがあるんですけども、このトラクターというのは以前聞いたときはリースだって聞いていましたけども、年間のリース料は幾らなのか。普通、これは前に申しあげましたけれども、リースの場合は保守点検とかそういうものは、相手の業者が、トラクターの持ち主のほうやるんですけども、これは町のほうで41万4,750円負担しているわけですが。とにかく年間のリース料、これをお尋ねします。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） まずですね、水質検査につきましてですが、これはすべての学校が検査しております。最終的には塩素の濃度とかそういうことも含めて、あとは井戸は当然雑菌とかそういうことで水質検査は全校実施しております。

あと会社名……。

○14番（倉持松雄君） 業者なのか保健所なのか。

○教育次長（横田充新君） ちょっと済みません。ちょっと会社名については今調べて、手元にございませんで申しわけありません。

失礼しました。県の薬剤師協会がこの水質検査を実施しております。契約に基づいて実施しております。

それと、トラクターについてはちょっとお待ちください。

○議長（諏訪原実君） ほかに。

8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 人件費と物件費についてお尋ねします。人件費と物件費の中の、物件費の中にも人件費が入っているのがちょっと私も、何で物件費。まあ、多分これは臨時さんとか特別職員とか、パートとかという人のことだろうけど、この物件費に入れているのがちょっとわかりませんが、それはさておいて、人件費としては総額は下がっています、去年と比較してね。今年の決算報告では。だけど、物件費の中の人件費というのが増額をされているんですね、増えているんですよ、昨年と比べて。それは、考えられることは職員の定員は下がった。その間、別に職員の仕事を補てんするのに、パートもしくは臨時職員を入れたというふうに考えていいのか。それはまた別だよというのか。そこをまず1つお伺いしたい。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

物件費の増の理由ということなんですけども、全員で臨時職員の方、280人なんですけども、その中で前年比32人増えております。この増えた内容なんですけども、1つは放課後児童クラブが毎年充実されてまして、児童クラブの数も増えていますので、こちらで去年は13人増えています。

それから、先ほどもちょっとお話ししてました特別支援員、小中学校の。こちらのほうも増員をされていますので、これも増の理由になります。それと給食センターの調理員、これも職員のかわりということになってしまいますけれども、調理員の方が退職されたときは新たな職員を増員しないで臨時職員で対応しようというふうなことで、この3つが主に増えたところでございます。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） そういう人員の増え方なら極めてよろしいと思います。それで、私、げすの勘ぐりで、今の増え方ならいいんですけども、要は阿見町では近隣の市町村に比べて、臨時の職員、パートの職員が非常に多いということなんです。それで、今みたいに特別支援要員の支援員、それから給食、放課後児童クラブ、こういうのに増やすのはどんどん増やしていいと思うんですけど、その他にね、職員が1人やめてその穴埋めに、本来ならそのやめた人のところでほかの職員が頑張ればいいわけですよ。それを穴埋めするために人を入れるというようなことだけはね、しないでほしいと。頑張らないと、旧職員、頑張ってもらいたいんですよ。そういうことだけはしっかりと。私、人員の推移はね、今後勉強させてもらいます。だけど、そういう職員が1人減ったから何人また入れる。その職業を、仕事を補てんするのに何人入れるというようなことだけはしないでほしいと思います。今の説明で福祉とかね、そういうものに人を新たに増やしているということについては非常にいいと思いますので、現職の職員でなるべく頑張るようお願いをします。

○議長（諏訪原実君） 先ほどの倉持議員の質問に対する答弁を求めます。

教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） 失礼しました。352ページのトラクターの保守点検委託料ですが、町で保有しておりますトラクターが2台ございます。この分の点検の委託料で、リースの部分は次の354ページの機器借上料で上げておりますのがリースの部分でございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） リースはどこですか。

○教育次長（横田充新君） 354ページの機器借り上げ。

○14番（倉持松雄君） 354ページ。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 201万8,400円ですか、これ。これはリースで年間で201万8,000円で借りているんですか。これで前に、じゃあ、そのほかに借りているのはこれ1台。1台だね、借りているのは1台。町で所有している2台の分の、四十何万、うーん、これ2台分。じゃあ、このリースのほうの整備代はそのトラクターの所有者がやっているんですね。これ全体幾らのものなんですか、これ。幾らのものを201万8,000円で借りているんですか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） ちょっと本体の価格については手元に資料がございません。申しわけありません。

〔「高いトラクターだな」「おれ、買って貸したいな」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） ほかに質問ありませんか。では、これをもって質疑を終結します。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 議長、今のを、値段を調べてください。

○議長（諏訪原実君） もう一度答弁をという。今、倉持議員の質問内容をもう一度ということです。

○14番（倉持松雄君） 後で、全体の金額が幾らのもんだか。幾らのものを201万8,000円で借りているのか。全体の金額。それからあと、メーカー。どこのメーカーか。

○議長（諏訪原実君） 機械の金額とメーカーという質問です。じゃあ、後ほどで。

○14番（倉持松雄君） はい、いいです。

○議長（諏訪原実君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いをいたします。

○議長（諏訪原実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後2時45分からといたします。よろしくをお願いいたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時45分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成20年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成20年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第10、議案第69号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号、平成20年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号、平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第

74号、平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、平成20年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第69号から議案第75号までの平成20年度国民健康保険特別会計ほか6件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

また、議案第76号、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長から説明させますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 平成20年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7月23日及び8月3日から8月18日までの延べ7日間、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類については、いずれも関係法令に従い作成されており、決算計数についても、関係帳簿及び照合書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。なお、審査の結果につきましては、一般会計も含め、久保谷監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之、同じく久保谷実。

○議長（諏訪原実君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第69号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、議案第69号、平成20年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の39ページから42ページを御参照いただきたいと思います。

平成20年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額48億6,931万8,000円、歳出総額45億646万1,000円で、前年度と比較し歳入については6,101万3,000円の増、歳出については361万円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は3億6,285万7,000円となり5,740万3,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が75歳以上の被保険者の後期高齢者医療制度移行により、決算額13億1,343万4,000円で、前年度と比較し2億1,922万3,000円の減、前期高齢者交付金が医療制度改革に伴う創設により、決算額6億7,145万3,000円の皆増、療養給付費等交付金が医療制度改革に伴う65歳以上の退職被保険者の一般被保険者移行により、決算額4億1,150万2,000円で4億8,682万8,000円の減、共同事業交付金が決算額4億8,036万4,000円で5,091万6,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が29億8,666万6,000円で2,434万5,000円の増、後期高齢者支援金等が後期高齢者医療制度の創設により、決算額5億5,840万9,000円の皆増、老人保健拠出金が老人保険制度から後期高齢者医療制度移行により、決算額1億2,998万8,000円で5億7,565万1,000円の減、介護納付金が決算額2億4,443万円で3,038万4,000円の減となりました。

以上、決算の概要について説明いたしました。詳細につきましては決算書の367ページから409ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第70号について説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） それでは、議案第70号、平成20年度公共下水道事業特別会計決算の概要につきまして御説明申し上げます。

平成20年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の43ページから46ページをお開き願います。

平成20年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額25億3,598万2,000円、歳出総額24億9,136万3,000円となり、前年度と比較し歳入については5億4,443万6,000円の減、歳出については4億9,836万5,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は4,461万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1,133万円を充てると、実質収支額は3,328万9,000円となり、前年度と比較し398万7,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、分担金及び負担金が、決算額695万2,000円で206万6,000円の減、使用料及び手数料が決算額4億2,242万7,000円で529万3,000円の増、国庫支出金が決算額3億3,824万2,000円で4億7,092万8,000円の増、県支出金が決算額6,207万8,000円

で皆増、繰入金が決算額 7 億 6,489 万円で 1 億 3,949 万円の減、町債が決算額 7 億 5,920 万円で 1 億 190 万円の減となりました。

次に歳出の主なものについては、下水道費が公共下水道整備事業 8 億 5,846 万 9,000 円の減、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金 1,575 万 9,000 円の増などにより、決算額 12 億 8,562 万 9,000 円で 8 億 4,396 万 4,000 円の減となりました。また公債費については、決算額 12 億 573 万 4,000 円で 3 億 4,559 万 9,000 円の増となりました。

概要については以上でございます。詳細につきましては決算書の 411 ページから 434 ページを参照願います。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第 71 号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、続きまして議案第 71 号、平成 20 年度老人保健特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の 47 ページから 49 ページを御参照いただきたいと思います。

平成 20 年度老人保健特別会計の決算額は、歳入総額 3 億 9,895 万 5,000 円、歳出総額 3 億 5,859 万 6,000 円となり、前年度と比較し歳入については 24 億 9,670 万 5,000 円の減、歳出については 24 億 3,596 万 4,000 円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は 4,035 万 9,000 円となり、前年度と比較し 6,074 万 1,000 円の減となりました。

歳入の主なものについては、支払基金交付金が決算額 1 億 4,646 万 9,000 円で 13 億 984 万 6,000 円の減、国庫支出金が決算額が 1 億 713 万 1,000 円で 7 億 9,056 万 5,000 円の減、県支出金の決算額が 2,342 万 5,000 円で 1 億 9,821 万 6,000 円の減、繰入金が決算額 2,033 万円で 1 億 8,086 万 5,000 円の減となりました。

また歳出については、医療諸費が決算額 2 億 5,705 万 5,000 円で 25 億 3,739 万 7,000 円の減となりました。

歳入歳出については、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度移行により、診療 1 カ月分等に係る決算となったため、大幅な減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の 437 ページから 449 ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第 72 号について説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 議案第 72 号、平成 20 年度土地区画整理事業特別会計決算の概要につきまして御説明申し上げます。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから54ページを参照ください。

平成20年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額11億5,662万円、歳出総額8億5,833万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については3億2,844万3,000円の減、歳出については1億6,099万5,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は2億9,828万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2,699万6,000円を充てると、実質収支額は2億7,129万3,000円となり、前年度と比較し1億6,784万7,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、財産収入が、決算額3億8,500万9,000円で2億2,573万1,000円の減、町債が決算額1億2,370万円で9,170万円の減となりました。

歳出の主なものについては、事業費が本郷第一土地区画整理事業関連公共事業の工事請負費1億2,440万3,000円の減により、決算額4億8,979万3,000円で1億6,098万9,000円の減となりました。

以上、平成20年度土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明申し上げました。詳細につきましては、決算書の451ページから467ページを御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第73号について説明を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） それでは続きまして、議案第73号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要につきまして御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページをご覧願いたいと思います。

平成20年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額6億4,209万6,000円、歳出総額6億3,368万3,000円となり、前年度と比較し歳入については1,443万円、歳出については1,578万5,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は841万3,000円となり、実質収支額は同額で前年度と比較し135万5,000円の増となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額2,467万9,000円で249万円の増、国庫支出金が決算額2億4,543万円で303万円の増、県支出金が決算額1,787万4,000円で5,254万2,000円の減、町債が決算額2億6,700万円で2,620万円の増となりました。

歳出の主なものにつきましては、事業費が福田地区の事業における建設工事が竣工したということで、汚水処理施設工事及び管路築造工事の減、及び実穀上長地区事業における管路築造工事の増などにより、決算額としては5億5,641万1,000円で3,684万9,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明しましたが、詳細につきましては決算書の468ページから489ページを御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第74号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして、議案第74号、平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出の決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから63ページを御参照願います。

まず、63ページを御参照いただきたいと思います。制度施行から9年目を迎えた平成20年度の施行状況であります。要介護認定者は、制度施行直後の平成12年4月末の491人から、平成21年3月末までは1,147人と134%の伸びとなっております。これに伴いサービス利用者数も増加し、保険給付費は前年に比べて3.8%の増となっております。

このような状況を反映しまして、平成20年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額19億3,090万3,000円、歳出総額19億2,214万円となり、前年度と比較し歳入については7,872万2,000円の増、歳出については1億554万1,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は876万3,000円となり、実質収支額は同額で、前年度と比較し2,681万9,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、保険料が65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額3億5,576万8,000円で1,461万5,000円の増、国庫支出金が介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付を受けたことにより、決算額4億1,138万7,000円で1,757万3,000円の増、支払基金交付金が決算額5億5,930万8,000円で2,880万6,000円の増、県支出金が決算額2億6,891万1,000円で472万2,000円の増、繰入金が決算額2億9,626万8,000円で854万2,000円の減となりました。

次に、支出の主なものについては、保険給付費が要介護認定者の増加などにより、決算額17億8,941万8,000円で6,586万2,000円の増、地域支援事業費が特定健診に伴う健診委託の開始等により、決算額2,963万7,000円で603万4,000円の増、また基金積立金が介護従事者処遇改善特例基金を創設したことなどにより、決算額3,076万8,000円の皆増、諸支出金が償還金の増により、決算額508万4,000円で196万2,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の491ページから531ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第75号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして、議案第75号、平成20年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の65ページから67ページを御参照いただきたいと思います。

平成20年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額 5 億2,633万2,000円、歳出総額 5 億2,572万9,000円となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は60万3,000円となりました。

歳入の主なものについては、保険料が 2 億1,982万6,000円、繰入金が 3 億622万2,000円となりました。

次に歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が 4 億9,747万9,000円となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の533ページから547ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） 次に、議案第76号について説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） それでは、議案第76号、平成20年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の563ページをお開き願います。

平成20年度水道事業の概況について申し上げます。最初に、給水件数でございますが、前年度 1 万3,589件から263件、1.9%増の 1 万3,852件。給水人口は 3 万6,612人から549人、1.5%増の 3 万7,161人となりました。それから、年間総配水量は404万3,723立方メートルで前年度より20万3,620立方メートル、5.3%増加いたしました。また、普及率ですが、前年度より1.1ポイント増えて78%になりました。

続きまして、収益的収入及び支出であります。水道事業収益 8 億9,905万6,347円に対し水道事業費用 8 億2,203万5,790円となり、7,279万8,226円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の 8 億6,490万3,925円で全体の96.2%を占めております。事業費用で主なものは、受水費の 3 億5,152万3,268円であります。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入は 2 億4,065万3,200円で、吉原区画整理地内の配水管布設受託工事の県負担金 1 億1,514万9,200円、加入分担金3,620万4,000円と、過去高金利で借り入れた企業債の繰り上げ償還が承認されたことによる借り替えの企業債 8,930万円でございます。

それから、資本的支出ですが 4 億1,862万6,415円で、その主なものは設計委託料4,478万2,500円、工事請負費 1 億9,076万8,200円。繰り上げ償還分を含む企業債償還金 1 億8,208万1,425円であります。

詳細につきましては、決算書の554ページから573ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（諏訪原実君） これより質疑を行います。なお、本案 8 件については、委員会への付

託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第72号の20年度土地区画整理事業会計の決算について質問をいたします。

阿見町の区画整理事業、完了した鈴木、それから完了途中の中郷、それから町営の本郷第一、それから岡崎区画整理事業と。4つの区画整理事業がそれぞれ行われて、完了したところ、完了間近なところというふうにあるわけですが、その中で、特に今まで一般会計からの支出で問題になっておりました中郷区画整理事業の収支ですね。この決算の説明でもこれから支出があると。それから、本郷第一区画整理事業については赤字の額が2年ぐらい前は14億ぐらいに減ったという説明を記憶しているんですけども、今度の決算では4億ぐらいですか、それぐらいに減少していると。あと、それから、もう1つはっきりしないのが、岡崎の区画整理、あと8区画が売れ残っているという決算報告がありますけれども、岡崎の区画整理については町単独でやっているわけですが、今の時点で収支はどうなっているのか、ちょっと報告してもらいたい。1つは本郷第一の見通しですね。それから、岡崎、あと中郷がこれから赤字分を償還していく。まだ売れ残りもあると思うんですけども、その3つの点についてそれぞれどういう現況、それから赤字幅ですかね、繰り入れはどんなふうになるのか、私たちにもわかるように説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） お答えいたします。

本郷第一でございますが、1億から2億円程度の赤字が予想されるというふうなお話がありました。

事業の収支につきましては、事業計画とは別に、事業進捗にあわせて事業費精査を行っておりまして、決算時点では歳出につきましては確定した事業費に残事業費を再考し加算しますと、事業計画上の85億6,600万円が約4億100万円減の81億6,500万円となります。

歳入におきましては、事業計画上の保留地処分金が34億183万4,000円に対して、処分面積率61.9%で処分金額が19億1,477万円となっております。

今後の処分の予定でございますが、昨年度末からの経済情勢、そして今後の保留地販売を推察いたしますと、残保留地の販売契約率の減少、またそれに伴う販売金額の見直しなどが考えられまして、それらを考慮しますと、保留地処分総額が29億円で、歳入総額が80億5,500万円となりまして、総額で1から2億円程度の不足が出ると。そういったことが予想されるという状況でございます。

保留地の販売状況につきましてですが、一般公募による保留地につきましては平成18年1月

から販売を開始いたしまして平成21年9月1日現在で135区画を売り出し、その中で93区画の契約で68.9%の契約率となっております。今年度売り出し区画での販売状況を申し上げますと、33区画中申し込みを含めまして12区画というところでございまして、引き続きこの販売のほうにつきましては頑張ってもらいたいと考えております。

続きまして、中郷でございしますが、中郷地区につきましては現在工事のほうは完了いたしまして、保留地もすべて完売ということでございまして。換地処分に向けた手続に入っております。換地処分時期は来年の春ごろを予定しております。その後に清算業務という予定になっております。

お話のあった助成金でございしますが、平成13年の全員協議会にて御説明いたしまして、御了解いただきました7億6,000万円につきまして平成20年度までに4億9,000万円を助成いたしまして、今年度1億7,000万円の助成を行っております。したがって、残り1億円といった状況でございまして。

それと、岡崎地区でございしますが、岡崎地区につきましては既に換地処分が平成19年1月19日に行っております。一般保留地5区画プラス付け保留地が3区画で合わせて8区画ということになりますが、この区画の販売を残した状況でございまして。今年度この保留地について、基準地価の公表と不動産鑑定を参考に新単価で販売をする予定でございまして。また、清算業務が残っておりまして、徴収者2名残金が15万9,200円で平成22年度に完済される予定となっております。

以上、事業計画では岡崎地区につきましては平成23年3月31日までに完了というような予定でございまして。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の説明で本郷第一が1から2億不足が出るだろうと。これは当初は39億ぐらい、計画の当初は39億ぐらい赤字が出るだろうというやつがカスミですか、大規模ショッピングセンターに売って、その時点で14億つうふうに聞いていたんですが、それから努力したんでしょうけども、あれだけの面積で1億から2億のマイナスだと。

あと、中郷地区は当初7億6,000万円で大体それで赤字が一番大きかったわけけども、終わりになると。

岡崎地区については、それぞれの年度で一般会計からの支出が出てたと思うんですが、今の説明では、あと8区画売れば、これも恐らく大体の予想は出ると思うんですけども、幾らプラスになるのか、赤字になるのかとかいう説明がなかったわけですけども、これはどうなんですか。黒字になるの。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 岡崎地区につきましては、事業としましては一応完了という形になつてしまして、幾らつぎ込んで、最終的にどうなったのかというのは、ちょっと今手元にないので調べてもらっておりますので、それから報告したいと思います。

○議長（諏訪原実君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 議案第76号、平成20年度阿見町水道会計決算認定について、これは阿見町の決算審査の意見書からなんですけど、先ほど部長も繰り上げ償還ということで、高い金利のものを8,000幾らか繰り上げ償還をしたというような話です。そういう面で、監査委員からやはり随分お金があるんじゃないかと。それに対してはどういう運用をやっていったらいいかというようなね、そういう意見というか、そういうものがありますよね。そういう面では、こういう意見をやはり反映させて少しでも金利をもらえるような状況をつくるとか、あとはやっぱりこれだけのお金があるんなら、前にも言いましたけど、前倒しで水道事業等をやっておくべきだと思うんですけど、そういう点の考え方があるのかないのかお尋ねします。

○議長（諏訪原実君） 水道課長坪田博君。

○水道課長（坪田博君） 水道会計でございますが、御指摘のあった部分、幾らかでも金利のつくものに考えたらどうだということで、今、他市町村を調査しております。減債基金と建設改良積立金、これについては毎年資本的収支のほうに補充したりということをしておりますので、なかなかそういう固定のものに預けるのは難しいんじゃないかと考えております。ただ、利益積立金、これが3億3,100万円ありまして、これにつきましては、収益的収支、これが赤字になったときに補てんをします。収益的収支というのが赤字になるようではもう水道会計大変なことになりますので、当面使う予定がないということで、それについて国債なり何なりを購入しようかということで、今調査をしております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 要するに今現在ね、十分何も使わないお金、そういうね、もしも何か起きたらそこに使うんだというそういうお金じゃなくてね、全然もうそこにあるお金でということですから、そういうものをやっぱり有効にどうやって使って、どういうふうにしていったらお金を生むのかとかね、あと、そのお金を使って少しでも水道の普及に役立てるとか、これだけ景気が悪いわけですから、少しでも事業が前倒しできるような予算を組んでいくということも今後補正でも大事なかなと思うんですけど、12月に向けて。そういうこともやっぱり考えていくべきじゃないかなと思っているんですけど、こういう点に関して、どうですか、町長。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 御承知のように、このところ、追原の上水場、まあ水道事務所にしましたけれども、あそこについて集中的に投資したり、それから大環状線ということで全体をつなぐ工事を重点的に進めてきたということがあって、この工事そのものは水道の普及率の向上に直接は結びつかないわけですね。そういう条件づくりということで重点的にやってきて、今年度で大環状線については終わりますから、条件のあるところについてはできるだけ水道普及の全体として、まだ県全体から見ると遅れている点がありますんで、普及率の向上につなげられるようなところを今度幾らかピッチを上げてやるように、そういう指示をしております。

例えば、筑見地区についてもなかなか話がつかなかったんですが、あそこでも今年の7月から給水するというような、そういう形で給水の形がとれると、当然、料金収入も上がるわけですから、そういう形で料金収入を上げるような形で、普及率の向上を図りながら進めていく。そういう形が出てきましたんで、全体の計画をつくっておりますけれども、基本的にはその計画にのっとりながら、できるだけ給水区域を拡大する、そういうピッチを上げるようにというそういうスタンスで事業を展開するように考えてますんで、もう数年のうちにかなりいい形で普及率が上がってくるんじゃないかと考えております。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 毎回毎回言っとるんですけど、やはり都市計画の地域の中でですね、やはりまだまだ入ってないという、枝線が入ってないところが相当あるということですね。これ毎回言っているんですけど、そういうものを全面的に早目にね、やはり都市計画税は、都市資本の整備をやってもらうために、その人たちはお金を払っているわけですから、そういう場所を積極的にやっていただきたい。このことをまず何回も何回も要望していますけど、早目にやっていただきたい。そのことを要望しときます。

○議長（諏訪原実君） 先ほどの細田正幸君の質問に対する答弁を求めます。

都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 岡崎地区の最終的な決算というお話ですが、現在、町のほうからですね、支出しておりますのが14億8,903万9,000円という金が入りまして、その段階で差し引きゼロということになりますので、その段階で14億8,903万9,000円が赤字という状況でございますが、ただ、先ほどの保留地がございます。これを売却しましたお金が戻ってまいります。これにつきましては、今、見込んでおる額がちょっと見直す可能性がございますので、その辺を差し引きますと、最終的に町のほうから出る金額としましては14億ちょっとぐらいは出るようになるのかなと思われまして。

以上でございます。

町の方からですね、最終的に繰り入れられる金額ということで、14億4,500万円ぐらいになるのかなど。その辺がちょっと見直しがありますのではっきりと額は確定しておりませんが、そういった見通しになるかと思われまます。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 中郷地区が7億6,000万、清算金で出すと。岡崎地区は今まで14億8,000万、町から出してたと。あと、保留地をやれば14億4,500万、町の支出ということですよ。

これは純粋にあそこの区画整理をやって、その中郷地区と同じように、中郷地区でも途中で町でも出したと思うんですけども、そういうのと同じに数字をあらわして、中郷地区は7億6,000万で、岡崎地区はその倍の14億4,500万と、そういうことになるんですか。今の数字だとそんなふうに理解するしかないんですけども、そういうことでしょうか。ちょっと理解できるように説明してもらいたい。あそこで14億の赤字といたらべらぼうなつう感じだよ。本郷で1億から2億しかねえつうのに。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 最終的に町から支出する額といたしまして、先ほど申し上げた額、まだはっきりとは確定しておりませんが、14億5,000万円ぐらいになるのかなど、そういう額が町からの支出ということになります。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質問はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 土地開発公社についてなんですけども、553ページ、これは私のほうの委員会にも関係するもので、長い質問はございませんが、細田議員も心配しているもので。

実は、この本郷第一土地区画整理事業の土地開発公社が持っている土地ですか、これを見ると本郷第一では2町4反の土地を町に寄附してあるという形ではないかと思うんですが、360万801円を割ってみると、単位150万で買っても約2町4反、実穀の地区公民館の用地に当たるわけです。本郷地区の学校用地はゼロなんです。ゼロということはどういうことになっているのか。

それからですね、足せる面積は足してあっても金額が360万という金額はどのような計算で足してあるのか。この書き方。また、どうしてこういう書き方をしたのか、それからまずお尋ねいたします。

○議長（諏訪原実君） 倉持議員にお願いします。これ、今の質問は一般会計ということで、委員会の中で質問をお願いをいたします。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 今、ここで質問していいんじゃないですか。

○議長（諏訪原実君） いや、特別会計なので、できれば所管の委員会の中で質問をお願いをいたします。

○14番（倉持松雄君） 553よ。財産に関するのはだめなんですか、これ。ではこれ、いつ聞けばいいの。

○議長（諏訪原実君） 委員会の中でお願いします。

○14番（倉持松雄君） 産建委員会で聞けるんですか、これ。産建委員会で。

○議長（諏訪原実君） そう、委員会の中で。

○14番（倉持松雄君） だって、これ本郷第一地区の学校用地の金ですから、区画整理から生み出した土地ですから。区画整理で保留地で生み出した土地ですから。いいんじゃないですか。

〔「答えられるんやったら答えてやれよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 再度申し上げます。倉持議員、所管の委員会の中で質疑をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○14番（倉持松雄君） 議長、これは区画整理の、土地区画整理の生み出した土地で保留地になっているんだから、本郷第一地区学校用地というのはそうでしょう。だから、土地区画整理でしょう、これ。土地区画整理、幾ら書いてある場所が違ってたってそこから出てきた。もとはそこなんだから。そうじゃないという理由はどこにあるんですか。

○議長（諏訪原実君） それでは変更いたします。ただいまの倉持議員の質問に対する答弁を求めます。企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） お答えになっているかどうかわかりませんが、これは本郷第一の土地区画整理事業で生み出した土地ではなくてですね、本郷第一土地区画整理事業地内の小学校用地の先買いの土地でございます。ですから、これが町有地でありまして、それが今普通財産になっているということございまして、これは土地開発基金というのがございまして、この中で基金で保有している土地としましては、実穀小の地区公民館用地、それと本郷第一の学校用地、これが合わせて4万8,000平米あるというふうな。こういったことと、あと、基金として現金で360万ですか、持っているというようなそういった内容の説明でございまして、区画整理で生み出した保留地ではございません。先行買収で確保した土地でございまして、それが今学校用地ということで、学校が建っておりませんので、行政財産ではなくて、普通財産というようなことで土地開発基金で持っているというようなそういった説明の資料でございます。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 大変よくわかりました。じゃあこれ、実穀と本郷と分けたらどういう割合になるんですか、これ。

○議長（諏訪原実君） 企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） 細かい数字はちょっと申し上げられないんですが、本郷第一の小学校用地が2万6,000平米でございます。小数点第2位等がございますが、その辺はちょっと手持ちとして資料を持ってございませんので、その辺はお願いしたいんですが、残りが実穀小学校の地区公民館用地というようなことでございます。

○14番（倉持松雄君） 金額。

○議長（諏訪原実君） 金額を。企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） 金額では出してございません。面積で出しております。金額は実質価格については鑑定とかというようなことでしょうが、その鑑定等については実施していません。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 分けてないということは4町8反ということで、約360万。

〔「これ現金です」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） これ現金。上の土地を足したんじゃねんだ。

〔「済みません。現金がこれだけあんだだよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） はい、わかりました。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑ありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 公共下水道と農業集落がどちらとも関係すると思うんですけども、阿見町、水道と同じように下水道も全町民に加入すると。そういうような動きで下水道計画も農集も分かれて、今予算を支出していると思うんですけども、これは今後の問題になると思うんですが、吉原地区の区画整理で事業がアウトレットが入ったと。実際、下水道も供用開始になっているわけですよ。そのとき、下水道本管が阿見町追原の圧送場ですか、排水場から阿見の真ん中まで来て、そこから自然流下になっていると。そのときの工事費で旧君原、それから朝日地区ですね、そこが下水道に入った場合のプラス容量ですか、その分たしか排管の30%、排管の容量を増してその負担分を阿見町で持ったという経過があると思うんですが、そうすると、農村地域はいわゆる農業集落排水事業になるわけですけども、いわゆる開発区域のやつは市街化区域ですから都市下水になるわけですよ。例えば、吉原地区とか君原地区が入る場合にはその調整をきちんとなしと私はまずいというふうに思うんですけども、その調整の下調

べはそろそろやったほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その下調べとか準備の状況はどんなふうになっているのでしょうか。

長期的に見れば、農業集落排水は2つの集落で1つのいわゆる最終処分場ですか、処理場をつくっているわけですが、今、小池地区、十数年たって修理が出てきているわけですね。そういうことを考えれば、吉原と旧君原地区は公共下水道へ圧送して処分できるわけですから、その修理費は農集の設備投資よりもかかからないし、維持費も恐らくかかからないというふうに思うんですけども、そういうことを考えて、じゃあ吉原と旧君原地区、当然下水道に入るのには支線の工事をやるしかないわけですから、それは農集になるのか公共下水道になるのか。また、あと、加入負担金は少ないほうがいいわけですが、その辺、いわゆる地域住民が少ない経費で入れるような検討はする必要があると思うんですけども、現在どういうふうな状況になっているのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 基本的に阿見町の下水道、農業集落も下水道ですからね、下水道をどういう形で全体進めていくかというのは基本的な区分がされているんですよ。阿見町として、地域のベストプランというのがあって、下水道事業として、公共下水道事業でやる区域と、それから言ってみれば農村部は農業集落と言ったけれども、農村部にも基本的にベストプランの位置づけでは公共下水道地域に区分されているところが多いんです。例えば、そちらの上条にしてもあれにしても、下水道地域に位置づけられているわけですね。だから、農村地域だから農業集落排水事業でやれるというんじゃなくて、そういう地域区分がされていて、そのベストプランに基づいて、事業が展開されている。

下水道事業が阿見町の場合、非常に難しいのは、市街化区域が非常に、言ってみればそれぞれのところに分断してあるという。特に東部地域あたりは工業団地があって、そこに下水道へ本管がそこに向かっていっているという形で。下水道の本管が入っている近くは農村部でもその本管へ結んで処理は流末でやると。こういう仕切りになっていますね。

現在、阿見町で農業集落排水でやれるのは小池とそれから大形君島かな。あそこは済んでいます。あとは実穀上長は今やってる。あとやれるのは吉原だな。大砂あたりも含めて吉原。そこが農業集落排水でやれる地域として設定されている。それ以外は基本的には下水道事業でやるという仕切りになっている。ところが下水道事業については、従来の市街化区域で市街化している部分を先行してやって、その部分についてはかなり下水道事業が普及している。それから、その次の段階としてはそれぞれ開発地域、開発地域に重点的に下水道事業をやって。だから、本郷第一にしても吉原地区にしても下水道がある程度進んできている。そういうような仕組みになっているので、阿見の場合、非常にこの下水道の進め方というのは難しいですね。そ

の辺の状況というものをまず理解していただく必要がある。

そういうことで、いわゆる調整区域では、いつ我々のところには下水道事業の恩恵がめぐってくるのかというそういう議論があるんだけど、今の実態では、やはり開発区域を先行してやらざるを得ない。そういう実態がありますんで、その辺の見通しがついた中で、あとは地区として体制がとれるところ。客観的にやるべきところはいっぱいあるわけだから、そこで優先順位をつけてやっていくと。こういう話になるので、その辺の状況をぜひ御理解いただきたい。

それから、もう1つの問題点としては、そういう形であるので、かなり事業の負担がかかるんですね。今の下水道の進行状況を見ると、かなり一般会計からの繰り入れがあって何とか事業が展開されている。それで、一方ではまた下水道事業に対する負担金が県全体の平均から見ると、かなり低いところにある。いずれ管理費も含めて上げていかなきゃならない。そういういろんな難しい状況にあるんだと。そういうことをまず理解していただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） それは、2つに区分して、既に農集と公共下水道に区分したというのはわかりますけれども、住民サイドからすれば、負担の不公平があったんでは嫌なわけですね。下水道になったところは、例えば、今農集だと95%ぐらい町補助もして5%負担ぐらいになっているわけでしょう。だから、公共下水道でも農村部はそういう形にしないと、高くなっちゃうわけですよ。だから、そういう点では負担の公平つうことから考えて、同じにできるように検討するつうのは私は大事だなつうふうに思っているんですよ。

あとそれから、下水道本管が通っているところでは、これは霞ヶ浦汚水汚染対策でも霞ヶ浦に面している掛馬、島津ですよ。あと、それからその先の新屋敷なんかはガーデンシティ湖南も下水道本管が入っているわけですよ。恐らくあれでも設計では余裕がない、その分は入れてあっかどうかは知らないけれども、そのぐらいの戸数ならば余裕つうか、流量計算でオーケーならば、当然終末は土浦の下水処理場に行っているわけですから、そうすれば、あの辺も公共下水道に入るのかなと私は考えているんですけども、旧舟島地区は公共下水道の地区に入っているんですか、そういう意味では。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 旧舟島地区については下水道の区域に入っておるということでございます。

○18番（細田正幸君） はい、わかりました。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） これ、先ほどの開発基金なんですけども、土地開発基金運用状況と書いてあるんだよね。これ、もとはこの土地は町で買ったんですよ。実穀小よりも本郷小よ

りも先駆けて買ったと。お金ができるわけですから、ほんで今度はお金を書いてなくて面積だけ書いてあるつつうことはどっかに、この決算書のどっかに穴があいているんですか。これ、もとはお金かかったんだよね。お金。このお金はどこに出てるんですか。

それから、あと、これ2つは町有財産ですけども、町有財産でもほかにまだ土地を持っていると思うんですよね。住吉の何かあるのかないのかわかりませんが。もう土地はないのかどうか。お尋ねします。

○議長（諏訪原実君） 企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） お答えいたします。

本郷第一の小学校用地につきましては、当初土地開発公社で購入しまして、それをですね、この土地開発基金のお金でですね、町がそれを買戻したというような、そういった経緯がございます。それで、ここにその運用ということで、その基金で土地を購入したということで、普通財産としてここに面積が載っているというようなことでございます。

それと、住吉とかというようなお話ですが、それにつきましては土地開発公社が現在所有している土地ですので、その辺は阿見町の土地と、それから土地開発公社の土地というふうに分けてございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほどの答弁の中でちょっと誤った答弁がありましたので、訂正をさせていただきますんですが、それは土地のですね、内訳としまして、4万8,669.93の内訳で本郷第一の小学校用地、こちらが面積2万6,000平米と申し上げましたが、これは換地処分を、実質2万6,000平米なんですけど、まだ換地処分になっておりませんので、従前の面積でこの中には計上しております。その従前の面積が4万2,014平米でございます。4万2,014平米が、減歩が通常の一般の民地と同じように減歩されまして、2万6,000平米になるというようなことでございます。残り6,655平米が実穀小学校の地区公民館用地ということで。ということで、先ほどの訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） それですが、これは金額が計上してなくても計算は合うんですか、これ。面積はあっても金額が。もとは買ったんだから。

○議長（諏訪原実君） 企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） 運用状況ということで、過去にこの基金を用いて購入した土地の面積と、それから現在所有している現金ということで記載をさせていただいております。20年度でもしこれが金額、購入してあればその辺の金額が出てまいりますけど、今回につきましては過去において購入したものですので、金額のほうは載っておりません。

○議長（諏訪原実君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号から議案第76号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第77号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第11、議案第77号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第77号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約について申し上げます。

本工事は、実穀上長地区において事業を推進しております農業集落排水事業にかかわる処理施設の土木工事を行うもので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。工事期間は契約締結日の翌日から平成22年3月25日までです。工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第78号 21国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第12、議案第78号、21国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第78号、21国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について申し上げます。

本工事は、荒川本郷地区の浸水対策事業により平成17年度から第1期施工としまして、9.4ヘクタールの調整池を年次的に整備しているものであり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求められます。工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第78号、それから77号も指名競争入札で落札業者が決まっているわけですが、その業者、どちらも1社を除いてほとんど同じ指名業者になっているわけですが、落札した業者がいわゆるその同じ指名に入った業者に丸投げして工事をやらせないようなやっぱり歯止めをしないとどうかという意見もございます。そういう点で町の監督も課がきちんとその辺のチェックができるように工事の進行をお願いしたいというふうに思

っておりますけれども、その点について町のほうではどういう方針で臨んでいるのかお聞かせ
願いたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） お答えいたします。

まずですね、入札方式でございますが、今の指名というお話での御質問だったかと思いた
すが、この案件につきましては、条件付一般競争入札という方法を使っております、指名では
ございません。条件をつけましてその条件の中での一般競争入札という形で、こちらの入札書
取書を手元にあると思っております、こちらが応札してきた会社8社で、その中で一番安い会社が
とったという形でございます。

それで、丸投げというようなことを心配されておることかと思っておりますけれども、丸投げとい
うのは当然建設業法で禁止されております。下請に出すに当たりましては、やはりきちんとし
た手続を踏んで報告を出していただいでのごとでございますし、丸投げというのは禁止されて
おりますので、その辺につきましても、監督する中できちんとその辺は管理していくというよ
うなことで考えておりますので、そういったことのないようにしたいと思います。

以上です。

○18番（細田正幸君） そういうことでやってもらいたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 丸投げではなくてね、これ特別委員会が出た、行革の特別委員会、
委員長が今あれなんですけれども、出た話でね、要するに、この入札した8社、9社、それで
競争してね、松尾建設さんが落したと。そしたら、その下にほかのこの7社のうちのだれかが
入って仕事をしているという、そういう現況はやはりおかしいんじゃないかと。入札ってね、
一生懸命みんな競争してやったのに、そんで負けた人がまた下に入って仕事をするという、
こういうシステムではちょっとおかしいんじゃないかという話が出たんですよ。そういうこと
に対する歯止めができるのかできないのかという話。そうだよ。委員長ね。そういうことが
……。

〔「応札したのも1社しか変わらない。勘ぐれば話し合っているんじゃないかなと思われるわけ
だよ」と呼ぶ者あり〕

○12番（天田富司男君） そういう話が特別委員会に出ているから、その話をきちんと。だ
れが考えてもおかしいでしょう。競争した仲間で、じゃあ、負けたら今度は下についてという
ことになる。この人たちは、その下の価格だって、請け負えたという話になっちゃうんだから。
そういう話を特別委員会でも、皆さんでしているんでね。そういうことをやっぱり抑制できな

ければ、町はおかしいべという。あなたたちの町は税金を町民から預かって、そのお金をどうやって使うかという一番大事な点なんでね。そういう面ではちょっとおかしいんじゃないかという意見が出ているんで、それに対して町はどういう歯止め策をとるのかということだと思うんですよ。そういう歯止めができないとならば、じゃあ、どうなるのかなという話になってしまうんだけど。この点に関して、どういう意見を持っているのか聞きたいんですよ。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 指名競争入札の場合と、それから一般競争入札の場合で、その辺の業者間の競争性に関して、若干の違いがあるのかなということがあります。相指名でやっている場合はですね。例えば、3人の方に競争入札に出して、それぞれ価格を競ってやってくださいというようになったときに、その指名された相指名の会社の中で、例えば、1社がとって、そのほかの会社を下請に出すということになりますと、これはその3社、指名に出した3社の中での競争というのが行われないと。そのほかの会社は入れないわけですから、そういった中での下請関係というのは好ましくないというお話はまさにそのとおりかと思いません。

ただ、今回一般競争入札ということにつきましては、その辺の歯止めが現実にはないということでございますけれども、一般競争入札につきましては一定の条件を満たす会社、いろんな会社が入れるわけですから、そういった中で、そのうちの中での、結局下請関係ということですから、その辺はそれぞれの会社の経営の考え方とか、いろいろとあるかとは思いますが、そこまでちょっと歯止めをするのが適当かどうかということにはちょっと検討の余地があるのかなと。今のところ、それが好ましくない。一般競争入札に関してはちょっと好ましくないとはなかなか言い切れない部分があるのかなと存じますが。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 部長ね、じゃあ、何のためにこれ、一般競争入札という入札制度があって、競争してね、とった。そしたら、じゃあ、その下でやるということはその下でやる人はもうちょっと安くだつてとれたという話でしょう、実際には。不条理じゃない。不合理じゃない。やっていることが何か。それじゃ、実際にはそれでは談合だろうという話にみんななってしまうような状況をつくっているということになってしまうでしょう。不合理だと思わない、これ。そういうことがもし起きたら、そんなのは全然不合理だとは思わないの。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） ちょっと仮定の話申し上げ……。

○12番（天田富司男君） 仮定じゃない。もうやってんだから。

○都市整備部長（桑田康司君） ちょっと聞いていただきたいんですが、仮定の話ではなかな

か難しいことではございますけれども、基本的にまず丸投げは無理だと、できないということ。これはまず確かなことではございます。丸投げという話になりますと、ただいまお話にあったようなことがまさにありますので、非常に競争性に疑問があると。それはそのとおりにかと思いません。ただ、1つの発注工事の中の部分的なものについてですね、いろんな工種がありますから、それぞれの工種の中では会社それぞれに、私のところはこういう部分が得意だとか、例えば、建設工事の中で土工が得意だとか、構造物が得意だとか、そういったこともあります。また、全体的な工事の監督はある会社はしっかりしているんですけども、この部分についてはちょっと苦手だというようなことがあった中でのことなんで。この辺は仮定ですから、ちょっと議論するとかみ合わなくなるのかもしれませんが、そういった中で、この部分はおたくが得意だからということで入ってくるということは、これはあり得るのかなと。適正かどうかという議論は別としましても、先ほどのその競争性の話でもっと安くとれたんじゃないかと。そういう部分で言いますと、そういう可能性はあるのかなということもあると思います。

ですから、あくまでも丸投げはまずいんですけれども、それ以上のところはちょっと不適切だと言いつけるのは難しいのかなと思っておるわけです。

○議長（諏訪原実君） 12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） 丸投げではないんですよ。丸投げの話はこれは全然違う、これはね。丸投げではない。ただ、そういうあれで、今のね、部長が言ったとおりにね、こっちのほうには自信があって、こっちのほうには。そしたら、分割発注したらいいじゃないですか。そのとおりになって、あなたの言うことだったら、分割発注して、この件、この件で。そのほうがはっきりするんじゃない。みんな阿見町の議会は分割発注してやっぱりいろんな人に仕事してもらったのがいいという、そういう意識でみんな分割発注に対してやっているんだから。そういうね、専門性があって、こうだと言うなら、この部分、この部分と入ってもらったらいいじゃん。

ただ、やっぱりそういう不透明なものがやっぱりおかしいべと。町民の人たちにも言われたりするわけだから。それをやっぱり歯止めをかけるのは、だって行政以外にはないでしょう。議員は意見は言うけど。皆さんが意識を持って、そういう形のをやっぱり、今後はそういう形ではやめてくださいよという1つの歯止め策を皆さんがしないことにはできないことなんですよ。発注者は阿見町なんだから。発注者のほうが強いんでしょう。だれだってうちを建てるのに、やっぱりうちを建てる人が一番強い。これじゃだめだ。こうやってやってくれと言えぱやっぱり今の現況の中ではこうやってなるわけだから。そこら辺をもう少し考えて、やっぱりもうちょっと透明性というか、そういうものをやっぱり確保していかないと。先ほどと同じような状況をみんな疑問視してしまうんだから。そこら辺の歯止めをやっぱり町がな、やって

いくということが大事かなとおれは思うんだけど。そういうことなんだけど、町ではそういう考えは全然ないということになればまた問題は別だ。

○議長（諏訪原実君） 天田議員，どうでしょうか。これ，行革委員会でこれからも継続，徹底的に議論をするということで，よろしくをお願いします。

○12番（天田富司男君） 行革委員会で……。議論したことをここにぶっつけたんです。皆さんがそういう思いをしているから，委員長にやってもらって。

○議長（諏訪原実君） 副町長大崎誠君。

○副町長（大崎誠君） お答えいたします。

20年度の一般競争入札の公示の施工状況，下請状況を見ますと，御指摘に近いような部分も多少はあるかと思えますので，そういう部分については是正するような方法を今後少し研究してみていきたいと思えますので，御理解いただきたいと思えます。

〔「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第79号 町道路線の廃止について

議案第80号 町道路線の認定について

○議長（諏訪原実君） 次に，日程第13，議案第79号，町道路線の廃止について，議案第80号，町道路線の認定について，以上2件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第79号及び議案第80号につきまして，提案理由を申し上げます。

まず，議案第79号，町道路線の廃止につきましては，関東財務局に管理移管，開発行為によ

る町道つけ替え及び町道払い下げに伴う路線の廃止であります。

次に、議案第80号、町道路線の認定につきましては、主に開発行為による町道つけ替え、帰属及び寄附採用による道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案2件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 廃止路線の中で追原が1件出ております。そして、上の整理番号1と2は認定路線のほうに入っておりますので、これはつけ替えということがわかりますが、整理番号3については、払い下げということですが、ここに道路があったのかなという感じがするんですが、場所の特定をお願いしたいと思うんですが、どの辺なんでしょうか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長浅野耕一君。

○建設課長（浅野耕一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、追原地内の竿留鍼灸院の出入り口として使っているところで、その一部についてももう町道の役目というよりも鍼灸院の出入り口として使っておりますので、その部分の払い下げということで行っているところでございます。

○13番（小松沢秀幸君） 払い下げ価格は、ちなみにお幾らぐらいで払い下げたんですか。

○議長（諏訪原実君） 建設課長浅野耕一君。

○建設課長（浅野耕一君） 鑑定のほうをかけた上での払い下げということで、単価については今持ち合わせがないものですから。ただ、用地の利用が公共用道路のもともとの用地でございまして、単価的にはそんなに高くなかったと記憶してございます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号から議案第80号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第81号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第14、議案第81号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、議案第81号の阿見町監査委員の選任について同意を求めることについて、御説明いたします。

このたび、監査委員の橋本英之氏が9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き橋本氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、今定例会に同意を求めるものであります。

よろしく願います。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。本案は、原案どおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号については、原案どおり同意することに決しました。

阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第15、阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、内容はお手元に配付した資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のある者の中から、議会の同意を得て町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年です。

お諮りいたします。本案については、質疑、委員会の付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。本案は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり適任とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会をします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 4時32分散会

第 2 号

[9 月 9 日]

平成21年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成21年9月9日（第2日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

16番	櫛田	豊	君
-----	----	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	坪田	匡弘	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	横田充新君
消防長	瀬尾房雄君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
収納課長	竿留一美君
児童福祉課長	高須徹君
障害福祉課長	柴山義一君
国保年金課長	吉田衛君
健康づくり課長	朝日良一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
商工観光課長	木内良夫君
都市計画課長	菊池彰君
学校教育課長	黒井寛君
指導室長	富田耕太郎君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成21年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成21年9月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成21年第3回定例会

一般質問1日目（平成21年9月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 医療費の削減策について	町 長
2. 柴原 成一	1. 農業振興における商工観光サイドからの町の取り組みは？	町 長
3. 細田 正幸	1. 阿見町アウトレットを活用して町の農業・商業の振興を	町 長
4. 浅野 栄子	1. 阿見町の教育について 2. みんなで支えるやさしい町づくりについて	教 育 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） それでは、定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（諏訪原実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いをいたします。

初めに、8番藤井孝幸君の一般質問を行います。

8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔8番藤井孝幸君登壇〕

○8番（藤井孝幸君） おはようございます。通告に従い質問をいたします。

私の今回の質問は、医療費の削減策についてであります。

阿見町の医療費がこのまま増加し続けると町の財政を圧迫することは容易に予測することができます。これをいかに抑制するかは非常に重要な課題であると改めて認識しているところでございます。

私は、平成17年の9月、つまり4年前、ちょうど4年前に、全く同じ質問をいたしました。この間、後期高齢者医療制度の導入もありましたが、この後期高齢者医療制度も、今回の民主党政権下では廃止になると思うのですが、医療費の抑制の必要性は、どの制度になっても共通する課題であります。医療費がこのまま増加し続けると、近い将来、再び国保税の値上げを余儀なくされることが考えられます。値上げは絶対避けなければならないことだと思っております。

我々は、町民が健康で幸せな生涯を送れるよう努力しなければなりません。この医療費の抑制は一朝一夕でできることではありません。抑制の方法としては、短期的にやるべきことを着実にやる、そして、中長期的にやるべきことを模索する。この二正面作戦を強いられるわけでございます。担当部署として、やる気、本気度が問われるわけでありまして。本日は、そのやる気、本気度がどれだけあるかを確認する質問であります。

まず初めに、短期的な削減策について、お尋ねをいたします。

4年前の9月に、ジェネリック医薬品の使用を今やれば、全国的なモデル地区になりますよ、先駆的に取り組みましょうよと提案をいたしました。このジェネリック医薬品使用については、各医院、病院に、特に東京医大へ、町長または担当部長がジェネリック医薬品の使用をお願いに行ってはどうかと提案をいたしました。その回答は、医師の処方ですので、また、患者の気持ちを尊重しなければなりません、患者が医師にジェネリック医薬品を使ってくださいと言うのは難しいというような消極的な回答でございました。

反面、同じ回答者が、ジェネリックを利用すれば、薬価の削減効果はかなり出るといいますというふうにご回答をしております。必要と認めていながら、どれだけ執行部が努力をしたのかということでございます。まあ、執行部の努力としましては、町長が医大の医師と面談をして、ジェネリックの利用をお願いをしたということと、全町民にジェネリックカードを発行したと、そして、広報紙にジェネリック使用の促進を2回程度でしたか、掲載をしたと、こういうことでございます。しかし、この種のもの、継続的かつ頻りに多方面に啓発しなければ効果は出ないのです。効果を認めていながら、その努力をしたのか甚だ疑問でございます。

その後、18年の4月に厚生労働省は、医師の記入するレセプトですね、これに記入要領を変更して、ジェネリック医薬品の使用の変更不可、これはジェネリック医薬品を中心に使っていきなさいよという医師の記入要領を変更しているわけですね。だから、ジェネリック医薬品を優先的に使いなさいよという厚生労働省の通達が来ております。要は医師の処方せんの方を変えております。がしかし、いろいろな会議で、ジェネリックの利用で薬価がどのように変化したのかと、薬の金額がですね、利用する薬の金額がどのように変化したのかと、何度かお伺いしましたがけれども、把握はできていないという担当者の回答でした。非常に、やっぱり確かに難しいことはあります。しかし、この把握ができていないということについては、私も疑問がありますので、後ほどまた質問させていただきます。

そこで、質問いたします。ジェネリック医薬品の利用促進は、この4年間で、できたのかどうか。そして、その後どうなったのかというのが質問であります。

次の質問です。短期的な医療費削減策は、現在いろいろ実施しているとは思いますが、現在実施している以外に、新たな削減策はないのか。これを模索し実行することは、まさしく短期的削減の最短距離であろうというふうに私は思うわけでありまして。そこで、新たな削減策はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

今回、つまり平成20年度の監査報告にも、保険給付費は増加しています。引き続き、医療費抑制に向けて努力をお願いしたいというふうに監査委員の意見書が付されております。これと同様に、平成16年から毎年、町の監査委員の監査報告では、医療費の抑制についてはさらに努力してくださいと、このようなたぐいが毎年出ております。そこで、どのようにこの監査報告

を受けて、意見書を受けて、どのように努力をしてきたのか、これからどのようにするのかをお尋ねをいたします。

次の質問です。中長期的な医療費削減策をどうするかについてでございます。

町に健康づくり課ができて、2年4カ月が経過をいたしました。まさに、町民が日々健康で、また元気で長生きをする方法を考える最前線の担当部署がこの健康づくり課でございます。さらに、健康づくり課こそが、町民の健康づくりと医療費削減の大もとではないかというふうに私は考えます。このような重要な部署が創設されて以降、何がどのように変わったのか、町民の健康づくりがどのように行われるようになったのかをお尋ねをいたします。

私も健康づくり課ができたからといって、急に町民が病気せずに健康になるというふうなことは考えてはおりません。5年、10年と統計をとりながら、施策を打ち、疾病の原因を分析し、その対策を考えると、その結果が出るのは、10年、20年、30年先になるかもしれません。しかしながら、従来と違った健康づくりのシステムができてもいいのではないかと、私は考えるわけでございます。

旧態依然として、行政内各課が行ってきた事業をホッチキスして、これが阿見町の健康づくりだと言ったら、何のための新設の課かわかりません。議会の行政改革特別委員会で提言した健康づくり課でございます。従来と同じでは困るのです。町民の健康づくり事業を一元的にシステム的に管理してこそ、課の創設意義があるわけでございます。

そこで質問いたします。健康づくり課ができて2年4カ月です。町の健康増進策について、何がどのように変化したのかをお尋ねをいたします。また、今後どのようにすると町民の健康が増進するか、その具体策はどのように考えているのかをお尋ねをいたします。

この質問をすると、健康づくり21のプランがありますということで、これを実行するということにお答えになると思いますが、しかし、プランを作成して実行するのは当たり前のことなんです。そこに、毎年統計的数値が出るものは、逐次それぞれの目標を設けておりますから、目標値と比較しながら、分析をする必要があると思います。

しかしながら、過去、10年のスパンで計画をつくっておりますが、過去5年間一度も分析をすることなく、今回20年度見直しの時期ですので、20年度に5年分の分析をやったと。これは目標値と比較して、ああできなかったというのは、5年たって初めて、ああこれ目標値と比較したらできてないんだなというような感じで、今年見直しても、また10年先に、ああまたできていないんだなという形になるわけですよ。だから、結果は2013年度の計画の最終しか、結果はわからない、積み重ねがないから。それで、ああ目標が達成できなかったのだとわかってても、結果だけを知り、何の改善もしていないことになるわけでございます。これは目標値の意味がないわけでありまして。計画倒れで、だれも知らんふり、改善は全くされていない、これが現状

ではないかと私は考えるわけであります。

次の質問です。国民健康保険税についてであります。

質問の1つは、過去3年の納付状況と、納付率の向上策をいかに実行し、これからどうするのかをお尋ねいたします。出ることを抑えることも重要です、医療費を抑制することも重要です。しかし、入ることもまた重要でございます。税の不公平感を払拭するためにも、及び、また、安定した財源を確保するためにも、両方に力を注ぐべきだと思います。

次の質問です。国保の現状とこれからのについての質問でございます。阿見町は1人当たりの保険給付費が毎年増加しております。また、全体の保険給付費も、平成15年、21億3,700万から平成21年度の予算で30億4,300万と、6年間で9億近く増加しているわけであります。これを思うと、また国民健康保険税は増税するのではないかとというような危惧を抱くわけでございます。増税だけは絶対に避けるべきであり、何らかの抑制策を早急に考え実行するべきだと私は思います。出るほうを抑えて、入るほうを上げなければなりません。19年度の保険税の収入が15億3,300万であったのに、20年度の決算では13億1,300万となりまして、2億2,000万の保険税が減となっております。これは、後期高齢者医療制度の関係と、100年に一度の不況という、これが原因にあるとは思いますが、この状態が続くと全く悪循環になるような気がしてなりません。早々に、国保税値上げが待っているのではないかとというふうには私は予測をしております。

そこで質問です。平成22年度以降の国保税額の推移、どのように変化していくかをどう予測しているのか、また、再び増税が懸念されますが、増税の可能性についてお尋ねをいたします。

以上で私の質問は終わりますが、執行部の真摯かつ前向きな答弁を期待をいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇を願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 藤井議員の質問にお答えします。

国保の医療費は、ここ数年増加傾向にありましたが、その要因として、本町には医療機関の立地に恵まれ、良好な医療環境が整っていることや、医療技術の高度化などのさまざまな要因が重なり合っているものと考えられます。

また、平成14年度から平成19年度にかけては、平成14年10月から老人保健対象者の年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられたことにより、制度改正以後、70歳になった人あるいは70歳になる人も含め、75歳になるまでの5年間は、国保制度で医療費を賄うことになったことが大きな要因でもあったと考えられます。

ここ数年の医療費の状況を、一般被保険者と退職被保険者を合わせた療養の給付費等の費用

額、医療費の10割分ではありますが、見てみますと、平成16年度が29億1,900万円、平成17年度が31億3,000万円、7.2%の増、平成18年度が33億5,400万円、7.1%の増、平成19年度が35億3,500万円、5.4%の増、平成20年度は35億9,000万円、1.5%の増と、年々伸び率は鈍化傾向を示しておりますが、今後においても予断を許さない状況であると考えております。

それでは、まず初めに、最初の質問1つ目の短期的削減策についてお答えいたします。ジェネリック医薬品につきましては、先発医薬品と成分や規格、効能、効果等は同じで、先発医薬品より2割から7割ぐらい安いので、医療費削減には有効な手段となり、国保財政の健全化や被保険者の自己負担の軽減にも資するものであります。

国では、ジェネリック医薬品の普及促進に関して、平成24年度までに出荷数量シェアを現状より倍増の30%、これは平成18年度では16.9%であります。これは日本ジェネリック製薬協会調べの数字であります。現状より倍増の30%以上にするという目標を掲げ、使用促進策に取り組んでいるところであり、平成20年4月からは、処方せんの用紙が見直されたとともに、保険医はジェネリック医薬品の使用を考慮するよう努めなければならないとされ、保険調剤薬局の保険薬剤師においては、患者さんに対してジェネリック医薬品について適切な説明を行い、調剤するよう努めなければならないとされております。

また、本年度からは、保険医療機関や保険調剤薬局に対して、患者がジェネリック医薬品を選択しやすくなるよう、丁寧な説明が行われているかなどについて調査・指導を行うこととされております。今後は、こうした取り組みの積み重ねにより、使用率も高まっていくのではないかと考えております。

町におきましては、医療費抑制の一環として、ジェネリック医薬品の普及促進を図るため、町内の保険医療機関や保険調剤薬局に対し、ジェネリック医薬品の使用促進について書面による協力依頼や、国保世帯に対して、保険証更新時にジェネリック医薬品お願いカードを同封し、保険医療機関や保険調剤薬局に提示することにより、処方されやすくなるよう、県内においても先進的に取り組んできております。また、町広報紙やホームページにおいては、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合の大まかな削減割合等を掲載し、町民に対し普及促進の周知・啓発に努めているところであります。今、触れましたけれども、ジェネリック医薬品については、かなり切りかえた場合の効果ということが非常に大きく宣伝されておりますが、それを具体的に利用促進する裏づけとなるものについて、国も今いろいろ対策をやっている、そういう段階ですから、むしろPRばかりが先行していて、それを有効に利用してもらう、その辺の具体策について、まだまだ不足する点があったんじゃないだろうか、総合的には判断されるわけでありまして。

ジェネリック医薬品の利用状況ではありますが、現在、調剤レセプトにつきましては、年間8

万6,000枚程度が紙ベースで送られてきており、ジェネリック医薬品かどうかを判断するには、1枚ずつ薬価表と突き合せなければならず、ジェネリック医薬品がどれくらい使用されているかは、把握できていないのが現状であります。

しかし、今般、国民健康保険連合会において、調剤レセプト電子情報から、ジェネリック医薬品の普及促進に必要な部分を抽出したデータを作成し、希望する保険者に対し、本年10月から提供できるということでありますので、このデータを活用することにより、ジェネリック医薬品の使用割合の算出が可能になると考えております。

また、慢性疾患等により長期服用している被保険者に対し、ジェネリック医薬品を使った場合の自己負担軽減金額をお知らせできる差額通知等の作成も可能になることから、被保険者個人を対象にして、周知・啓発を効果的に行うことができますので、今後の新たな抑制策の1つとして、実施を検討していきたいと考えております。

いずれにしても、本来的にもっと早くやっておかなきゃならないような、具体的な数値の把握の問題とか、そういった点が少しずつ後手に回っていたという実態があるんで、その辺については御理解をいただきたいと思います。

次に、2つ目の中長期的な策はということに関して、その1点目、健康づくり課が創設されて2年4カ月が経過し、町の健康増進施策について、何がどのように変化したかという点についてであります。本町の健康増進施策については、平成16年3月に、すべての町民がいつまでも元気で生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めることを基本理念として策定した、あみ健康づくりプラン21に基づき、各種施策を展開しているところであります。藤井議員も言われるように、この健康づくりプラン21が本当にその内容について、町民に理解していただいて、町民の皆さんがこのプラン21に基づいて、もろもろの健康対策、まず自分の健康は自分で守る、そういうことが徹底すれば、それは大変な効果があるはずですが、なかなかそれが具体的に進まないという点が問題であるわけです。

健康づくり課は、平成19年度に町の機構改革により、健康づくり活動を推進するため、関係機関がそれぞれ連携しながらプランの施策を推進する中心的な役割を担う組織として設置したものであります。それ以前は、いろいろ経過がありましたけれども、総合保健福祉会館などという、ちょっとわけのわからない組織で、健康づくりあるいは障害福祉、そういうことを一緒に扱っていて、どうもこの辺の位置づけが不十分だったという点を変えて、こういう形に、役割を明確にしてつくった組織であります。この健康づくり課の設置により、担当課や関係機関自身が、プランの体系の中でどの部分を担っているのかを、これまであまり自覚したり、相互理解が十分できていないところがあったわけでありますが、健康づくり課ができたことによって、健康づくり課を中心にそれぞれが連携し、町民の健康づくりを推進する態勢を共有できる

ようになったと考えております。

さらに、担当課や関係機関自身が、それぞれの施策の取り組みに対する考察や評価を、各年度の事業実績から、その取り組みに対する各年度ごとの成果と課題を分析して、次年度の施策に事業に反映させていくという方向に向かって、健康づくり課が主体となって見直しを行ってきたところであります。まだまだその点について、方向性の決定というものが必ずしも十分だと言えない点がありますが、例えば、藤井議員も出ておられる健康づくり推進対策会議、ああいうものの中での議論も従来とは大分内容が変わってきたということを実感しております。

これからも、健康づくり課を中心に、担当課や関係機関がそれぞれ連携をとりながら、町の健康増進施策の推進に当たるようにしたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、この中長期的な対策についての2点目の、今後どのようにすると町民の健康が増進するか、その具体策はという点についてであります。今の1点目でも申し上げましたとおり、本町の健康増進施策については、あみ健康づくりプラン21に基づき、各種施策を展開しているところであります。このプランについては、計画期間の中間年である平成20年度に、茨城県立医療大学に協力をいただいて、社会情勢の変化や、町民の健康意識の推移等を踏まえ、改訂版として見直し、今年度印刷製本しております。この改訂版では、三大死因に挙げられている、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患のうち、平成18年度の町の脳血管疾患の死亡率が、国・県平均より高いこと、また、町国民健康保険の疾患別の医療費において、循環器の医療費が多くなってきていることなど、町の現状から、今後5年間は循環器系疾患の減少に向けた取り組みを重点的に進めていくことが必要と考え、見直しを行っております。

見直しによる具体的な取り組みとしましては、自分の健康は自分で守るという意識のもと、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを前提に、健康診査の受診勧奨、肥満防止や高血圧予防を図るための情報提供、食塩摂取量減少のため食生活改善教育の実施、ウォーキングなどの運動習慣づくりなど、全体で7項目の施策を重点的に実施することと考えております。

さらに、循環器系疾患の減少に対しては、高齢化率の上昇とともに高齢者が増加していることを踏まえ、高齢者の健康管理が特に重要と考え、試行的ではありますが、今年度から高齢者の家庭を訪問して保健師による保健指導を行うモデル地区として、阿見台地区と追原地区を選定し、実施しているところであり、さらにこの結果について評価・検証しながら対象区域を拡大していきたいと考えております。

そして、これらの取り組みにつきましては、茨城県立医療大学などの関係機関と連携や協力を図りながら、積極的、効果的に実施していきたいと考えております。

最後に、健康増進施策の10年後に関しては、まず今後5年間については、この改訂版による重点施策を確実に実施していくことが重要であり、5年後には、このプランの目標が達成できたか、最終評価を行うことで、新たな次期計画の策定に役立てていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。質問の中で、5年間まとめてやるのではという提起がありましたが、これはやはり毎年度できるものについては、できるだけきちんと実績を確認し、評価していくということが、これは大事なことだと考えております。

次に、3つ目の国民健康保険税についてであります。これまで町税、国保税の収納率の向上を目的として、平成16年度には収納課職員を1名増員し6人体制に、平成18年度には2人増員して8人体制とし、収納体制の強化を図ってまいりました。

その結果もありまして、国保税収納率は、平成17年度が現年分87.4%、滞納繰越分12.8%、全体で63.6%。平成18年度が現年分87.7%、滞納繰越分12.4%、全体64.0%。平成19年度が現年分88.2%、滞納繰越分15.8%、全体65.2%。平成20年度が、現年分88.1%、滞納繰越分16.3%、全体62.3%となっております。

全体の収納率で見ますと、連続で収納率が伸びてきておりましたが、平成20年度において収納率が下がっております。この理由としましては、医療制度改革に伴い、75歳以上の高齢者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、徴税額で約2億5,000万円、収入額で約2億2,000万円が減少し、分母分子に大きな変動を生じたため、統計において比較数字にならないものになっていること、これにより、保険税総額に占める滞納繰越分の割合が大きくなったことによるものであります。

平成20年度の現年分と滞納繰越分のそれぞれに収納率を見た場合に、現年分では納付意識の高い75歳以上の高齢者が国保から抜けたことにより、現年分収納率の2ないし3%の低下が全国的に懸念されておりましたが、当町におきましては88.1%と、前年度より0.1%の減で済んでいるものであります。また、滞納繰越分については16.3%と、前年度より0.5%の増となっており、これらは収納課における必要に応じては差し押さえ等の滞納者対策の効果があらわれているものと考えられます。

平成20年度現年分の国保税の県内収納率の順位であります。国への事業状況報告で使用する還付未済額を控除した収納率の速報値によりますと、44市町村中、収納率が前年度より上昇しているのは1市のみで、当町は残りの43市町村中、下落率が一番小さい市町村となっております。順位としては24位と、前年度から11位上がっております。前年は35位ということですから、かなり悪かったということでもあります。

収納対策の具体的な実施方法を申し上げますと、収納課では単独滞納整理、目標集金額を設定した徴収嘱託員4名による、月・水・金の滞納整理、月1回徴収嘱託員と収納課職員による

滞納整理， 7月と12月に特別強化月間を設け，全管理職2人1組による滞納整理， 9月に税務課職員， 11月には国保年金課職員との共同滞納整理の実施， そのほか， 資産があるにもかかわらず， 納付に対して誠意がない滞納者に対して不動産， 預金等の差し押さえを積極的に実施してまいりました。

そして，さらなる収納体制強化を図るため，平成21年度には，収納課に職員4人による特別滞納対策係を新設し，全体12人体制で取り組んでおり，その中で，国保税については現年分収納率90%を目標としているところであります。

国保年金課におきましては，新規滞納者を増やさないため，現年度課税分を中心に2月から5月にかけての休日等に，単独で滞納整理，納税相談を実施しております。また，納税者の納付の利便性を図り，収納率アップも期待できるコンビニ収納の平成22年4月導入に向け，現在準備を進めているところであります。

今，この滞納整理について，長々と説明しましたが，全体の比率としては滞納者というのはそれほど比率としては多くないんですが，そのためにこれだけ大変な対策をしている，そういう意味では，やはり町民の適切な納税意識を高める，こういうことが本当に大事だということを痛感する次第であります。

次に，国保税の推移についてお答えいたします。先ほども説明しましたが，ここ数年の医療費の状況を見ますと，予断を許さない状況であります，今後は伸びが，鈍化した伸びにより推移していくものと考えられます。また，平成20年度決算では，基金に2,380万円を積み立てたことにより，基金残高は1億3,000万円に，翌年度への繰り越し金額については3億6,285万7,000円となりました。このことから，今後の国保税の見通しを想定しますと，現在の伸び率で医療費が推移すると仮定した場合，平成20年度から25年度くらいまでは，国保税率を引き上げることなく事業運営ができるのではないかと，これは100%確実とは言えない点がありますが，ある程度希望的な観測を込めて，そういうふうを考えます。

しかし，このたびの衆議院選挙において政権交代が実現し，後期高齢者医療制度の廃止が見込まれておりますので，廃止の時期とか廃止後の制度の内容によって状況は変わってくる，そういう不確定要素があるわけでありまして，現時点におきましては，基金と繰越金により財政的に多少余裕があるように感じられますが，国保が月に出資している療養給付費の額は，約2億1,000万円を超えているため，必ずしも十分に余裕がある額とは言いきれない点があります。今後も医療費の抑制，保健事業，収納対策，広報活動などに取り組み，健全な国保運営に努めていく必要がありますので，御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） かなり細かいところまで，積極的な前向きな答弁が一部ありましたけ

れども。ありがとうございます。

それですね、まず、ジェネリック医薬品の利用促進ができたのか、できないのかというのもちよとなかなかわからないということでした。これは確かにわからないんですけども、レセプトの審査で1,290万円近く払ってますよね。あれを使えば私はでき……、今の話では今度電子でなるからできるという話でしたけども、過去できないことはなかったというふうに私は思うんですけども、これはそれでいいですわ。

で、要はジェネリック医薬品が、短期的に、まあ長期的でもいいですけども、薬価の削減の効果はあるというふうに認めておりますよね。で、まず1つちょっと質問しますけども、即効果があるということは認識されてるけども、どれぐらい効果があるということは試算したことはございますかどうか、それをちょっとお伺いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。先ほども町長の答弁にありましたように、ジェネリック医薬品を使った場合は2割から7割の削減効果があるというようなことでございます。それに基づいて20年度の国保に当てはめてみますと、一般及び退職被保険者の調剤の町負担分、これ合わせて5億5,500万円でございます。削減率17%を乗じた場合は、現在国で進めているような削減率を乗じた場合ですけれども、その場合は9,400万円の削減効果があるのではないかなというようなことでございます。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 施策というのはそれは、試算をやってみたかっちゅうのはね、これは今ほら、厚労省の数字とかあんなんでやっただけの話で、阿見町みずからがね、薬代が、この薬価の……、一番使われている薬、高血圧の薬、糖尿病の薬ですね。こんなのがどれぐらい違うかということが認識がないと、新たな行動をしないわけですよ。

どれぐらい違うかって、ちょっとね、これね、お医者さんからの資料ですからね、間違いないですよ。それで現実にお医者さんがジェネリック医薬品使ってたから。一番使っている、自分が処方しているお医者さんがね、高血圧でノルバスク錠というのがあるらしいんですよ。これね、普通の先発薬であれば75円するらしいんです、1錠ね。だけど、ジェネリックで使うアダラートL錠というのがあるらしいんです。これは6円です。これってね13分の1なのよ。これ一番使われているというんですよ、一番使われているというの。それで自分が処方しているんだ、ここ10年間。そういう数字をね、試算してみないと、ああ、これだったら当然もう安くなるというような実感が、自分でやってみないとわからないんですよ。そこを私はしたかって聞いているわけ。

で、もう1つはね、コレステロールのメバロチン錠というのがあるんですね。それが124円、

先発薬では、で、後発薬でマイバスタン錠というのがあって、これが86円、これ4分の1なんです。そんなね、薬を1つ1つ今使われている薬を先発薬にすると、少なくとも半分から10分の1の薬になるわけ、薬の種類いっぱいありますけど。そういうことを町自身が、これ担当者がしっかりと把握して、ああ、これだけ安くなるのか、じゃあもう少し力を入れましょうというふうにならないと、私は本当の医療費の削減というのはできないと思う。

まあ、そういうことでね、私1つ提案しますよ。まず、1つのジェネリックの促進ができたのか、できないのかということね。町はほら、先ほども町長言いましたけど、ホームページね、それから広報の掲載、それからカード、ジェネリックの利用するカードね、これを発行しましたよ。だけど、それで効果がわからないときている。こういうものはね、継続的に頻繁的に……、1回やりやいいっちゅうものじゃないんですよ。継続的に頻繁的に、本当に医療費が年々増加する、町長が言われるように年々増加するというのであれば、本当に担当者がね、真剣に考えて、どうすればいいか、抑制策というのはもう見えてるんだから、このジェネリックっちゅうのは。そのジェネリックをどう利用してもらうかという方策を考えないとだめですよ。

私ね、ある人のお見舞いで協同病院に行ったんですよ。そしたらね、協同病院にはね、こういうのを置いてるんですよ。これはね、利用者向け、利用者向け。これ利用者がどれだけ得をするかということを訴えている。ジェネリックを使ってもね、お医者さんに聞いても、薬局に聞いても、ジェネリックを使ってもお医者さんも薬局も収入は減らないっちゅうんだ、変わらない。だれが得をするかといったら利用者で、ジェネリック医薬品会社ですよ。だから、こういうね、上手に使おうジェネリック医薬品として、このチラシをね、置いてるの、見えるところに。私も病院を回って東京医大も行きましたよ。そしたらないよ、こんなの。だから、担当者が、私は町長が東京医大に行ってね、先生にお願いしてという話は聞きましたけれども、その担当部長以下がね、真剣に考えれば、病院に行ったりいろいろできる、まあレセプトがもう変わったから、今行く必要はないかも知らんけれども。

ただ、お医者さんの中にはね……、ま、これは能書きを言うよりは質問するかね、先にね。お医者さんの中にもね、やはり新薬を使いたい人っておるらしいんですよ。だから、そういうことをしないようにね、こういうチラシをもう少し利用者向けに、あなた得するんですよと、書いてるんだもん。高血圧の代表的な薬、使って10分の1とかね。で、1カ月使うと、高血圧使って、糖尿病やって、それからビタミン剤を使って、それでも半分以下になるというんだ、投与するのに。ジェネリックを使えばですよ。だから、もっと使いましょうという、こういうチラシをもっと利用者向けに出すという案はどうか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えをいたします。啓発については、議員おっしゃられたよう

に、あらゆるそういう方法があるかと思います。そういう中で、先ほども町長答弁申し上げましたように、国保連合会のほうから、そういう電子でのレセプトが提供できるというようなことになったわけでございます。そのデータを、町として、それについてジェネリック医薬品にどの部分に対応できるかという部分を加工しまして、それを国保の医療明細、各個人に送付しているかと思いますが、そういう中に、このジェネリックにかえた場合はこのぐらいに費用的に変わるといような情報を出せるように今検討しているところでございます。

そのデータも先ほど申しましたように、8万6,000件という膨大なデータでございます。それが町単独でできるか、それを民間の電算委託業者に加工してもらうかは、これはちょっとこれからの検討ということになりますが、いずれにしても、そういう方法で、個人にそういう情報を公開できるように、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 要はその効果がある、で、町民にもそうやって啓発するということですのでね、この件は前向きな答弁でよろしいかと思いますが、要は、そこの狙いはね、お医者さんも薬局も損はしないんだから。だから、利用者がこれだけ得するんですよということを中心にお願いします、利用者に向けて。これは約束してください、いいですね。

それと、いま1つの提案は、先ほど私の質問でですね、新たな抑制策はないかという質問の中で、薬価表を突き合わせる必要があるとか、国保連から送ってきたレセプトを利用するとかちゅうお話でしたけれども、現実にね、やる方法って、また訴える方法ってあるんですよ。その方法というのはね、これはまあ、町民にお願いをしなきゃいかん話ですけども、例えばね、これもちゃんと裏に書いてるの。医療費を節約する家庭の術と書いてあります。家計に優しい医療費節約術というのを書いてあります。これ後で見せるからね。

〔「どこで」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） 協同病院。

〔「どこが出したやつですか」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） いや、それが探したけど書いてないんですよ。発行元は書いてない。

〔「発行元はない」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） うん、書いてない。ジェネリックかなと思ったら、ジェネリックでもないんですよ。要は、なるほどとうなずけることがあるんですよ。これを町民にお願いすればいい。それで3分の1でもきいてくれる、安くなる。

どんなこと書いとるかっていうとね、まずかかりつけの医師に見てもらいましょうと。お医者さんを転々とするとならだけかかる。当然ですよ、初診料とか何とかかかる。それとか、自分の判断で勝手に病院を変えないようにしましょう。私も病院が好きだからね、あっちこっ

ち行くんですよ。これはまずいと。これはやっぱり先生によく相談をしてね。何でそんなことが起こるかっちゅうと、この病院に行って頭が痛いと言っても、処方が違うから、似たような薬でたくさんもらうわけですよ。だから、なるべくそういうことはしないようにということだね。それで今、バケツいっぱい薬くれますからね、もう腹太るほど薬くれるから、そこはやっぱりなくしたほうがいい。それと診療時間内になるべく受診しましょうと、夜間時間外にお金を取られることがあるから。それとか、薬をもらいに行く回数を減らしましょうと。当然ですよ。今はね、もう3カ月以上の薬くれるんですよ。それはお医者さんが言うんだから、言われれば内容によっては3カ月の薬与えますと。お医者さんは、毎月1カ月に1回来てもらえれば一番いいんでしょうね、でしょうけれども、内容によっては、もう病状が安定して薬さえ飲んでけばいいっていうのは、3カ月ももらえるんですよ。だから、そういうことを町民にお願いすると。いや、おれは毎月行くんだと言えば、この人にはそう無理できませんからね。そこは町民にお願いするというような啓発をやったらどうだということを、私が1個ね、提案します。

それとね、これもお医者さんがね、ジェネリックを使わない、今先ほど言いましたけど、お医者さんがどうしてもおるらしいんですよ。だけど、そういうお医者さんにはね、レセプトを、これ審査はしてるでしょう、1,290万円か払って、審査料払ってやってるから、それをちょっとひどい人をピックアップしてもらって、それは審査機関に言えばできる話やから、ピックアップしてもらって、何でこれジェネリック使わないんですかというような理由書を保険者はもらえるらしいんですよ、保険者はちゅうことは町がですよ。だから、それをしたらどうですか。これも提案です、どうですか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。先発医薬品をどうしても使わなきゃならない場合は、医師のそういう署名がないとできないということで、先ほども答弁していたかと思いますが、そのレセプトの点検については、その請求の内容が正しいかどうかという判断だけで、それを先発医薬品を使ったことが正しいのか悪いのかというところまでは審査できないというところがございますので、その点はかなり難しいというふうに判断しております。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） そこが前向きじゃないちゅうのよ。いいかい、レセプトに1,290万のお金を払ってんですよ、審査料。だから、特にそういう高い薬品を使ってるうちの、何も全部しろって言うわけじゃないんですよ。特に高いようなやつを使ったらちょっとピックアップしてくれんかって、その保険者が審査する機関に頼めばいいじゃないですか。それできないことないでしょう。それをあなたの予測で大変だからできませんとか、そんな予測考えんでい

いんですよ。やれない理由じゃなくて、やる理由を考えていけばいいんですよ。だから、それは私はできないで、お医者さんが言うんだから、それ保険者だからできるって。素人が考えるよりも、そっちが一応プロが言うんだから大丈夫なんですよ。そしたらね、そんなこと何回もやられると医者はおもう面倒くさいからジェネリックを使うと言うんですよ。うん、だって効果は同じだもん、新薬使わなくても。

だからそこをね、もう一度よく、これ提案ですので、やれるように検討してくださいよ。ほいで、どうしても法的にできない、審査機関がそんなことはできませんっち言うか言わないかわからないで、やってみないと。

それから、もう1つの提案です。あのね、これだけジェネリックは大切だ、削減効果があるというのであればね、一遍ね、ジェネリック医薬品の会社の、私何ぼもらっているわけじゃないよ、ジェネリックから、ジェネリック医薬品の会社の営業マンを呼ぶんですよ。そして、あなたたちもおられてもいいよ、皆で勉強すればいいんですよ。ほいで、PRの仕方、どれだけ薬価が違うんだ、勉強して、そして、こんなチラシもね、町が金出さなくてもジェネリックはつくりますよ。各家庭に配布して3万5,000部ぐらいは。ただね、それは交渉ですけどね。そういうことを、一遍呼んで勉強するというのはどうですか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） ただいまの議員から提案がありましたことにつきましても検討させていただきたいと。ジェネリック医薬品の普及に関しましては、いずれにしても町民に理解をしていただくということが大事だと思います。特にこの慢性疾患、先ほど言いましたような、阿見町に占める医療費の割合、心疾患に占める割合、循環器系に占める医療費の割合というのは、やはり高齢者の方がそういう疾患になって費用にかかっている部分が多いということでございます。

それで、今、町でも、老人クラブとか、そういう結成に向けていろいろ取り組んでいるところでございます。そういうところでも、そういう周知を含めた研修会とか、そういうこともしながら、町民に理解をしていただくということにまず努力していきたいと、それと、議員提案があったことについても、内部で取り組んでいくように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） いやいや、内部でね、取り組んでいくっちゃう意味がちょっと、それは取り組んでいくのはいいんですけど、要は私は、そういうジェネリックの会社の営業マンを呼んで、ジェネリックの効果とか、そのPRの仕方とか、あわよくば、こんな啓発のチラシをね、ただでもらいましょと、こういう話なんです。それをやるかどうかっちは聞いているん

ですよ。内部で検討するのはいいんですよ、それは。それができるかできないかちゅう、それを検討するのか、ただ内部だけで検討するのかという、ちょっと意味が私理解できなかったんで、もう一度お願いします。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。その議員提案のことについて、内部で検討していきたいということでございます。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） もう1つの提案です。これね、私の言うことが間違っていたら、ちょっと言ってくださいね。薬代をただにするという方法なんですよ。ジェネリックを使う人については薬代をただにしますよという提案なんです。その提案の内容は、またばかが、ただでできるわけあんめえよちゅうて思うかも知れないけども、これは私の理論が正しければただでできるのよ。途中で間違っていたらお願いしますね。要はよく言う、我々が餓鬼のころ、月にはうさぎさんがおってね、漫画では月に行くぞというような漫画がありましたけれども、おれたちはそのときには、ばかできるわけあんめいって言ってただけども、できたじゃないですか。それと同じなんですよ。それで、藤井のばかが言っているけどもということだけども、努力すれば可能性がある、ただ。

その理由はですね、1つは、町民は町に保険税も払いますよね。そして町民はいろいろ病院にかかったり、薬剤もらったりする。それに町はお金を払う、町民も1割から3割払う、町は7割から9割払うのか、1割から3割ちゅうたら。そうすると、町が今ね、例えばジェネリック、100円の薬をですよ、5分の1のジェネリック20円使うとします。100円の薬を、今、高級な100円の薬がジェネリックで20円の薬ちゅうあるんですよ、1錠ね。まあ、6.8円の薬があったけど。仮定に、計算しやすいように仮定すると、町は7割から9割払うちゅうことは、14円から19円払えばいいわけ。それと、普通は今のそれではなかったら、100円のジェネリックは町が70円から90円払わないかんわけ、で利用者は10円から30円払う、そうでしょう。そうすると、ジェネリック使うとね、町は16円から19円でいいわけ。それで、利用者は2円から6円。19円と、まあ、足すちゅうことは、20円そのまま払っても、町は20円しか払わんでいいわけですよ、ジェネリックを使うと、そうでしょう。70円から90円今払ってる、ジェネリック使わないで払ったら。町はそれが20円になるわけですよ。

この理論間違っているかどうか、ちょっと教えてください。

〔「間違っただねえ」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） 間違っただねえ。

○議長（諏訪原実君） 国保年金課長吉田衛君。

○国保年金課長（吉田衛君） お答えいたします。議員がおっしゃられた数字的には、理論的には可能なものだろうとは思いますが、現実的に申し上げますと、個人の負担ですね、何といいたいでしょうか、公平負担の原則と申しましょうか、お医者にかかったときには医療費を負担していただくという原則もありますし、あとは、町が支払っている医療費につきましては、保険税だけではなく国庫負担金も入ってますので、その影響もかなりなものと考えられますので、ちょっと現実的には不可能であるというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） そう来るであろうとは思いましたよ。ただね、月に行ったんだよ。だから、じっくりと研究をして、どこが阻害要因があるのか。現実的に無理とは言わないでいいのよ、検討に値するっちは言えればいいのよ。だって、80円から90円払うやつが20円になるんだよ。理論的に正しかったら、どうしたらやれるか考えればいいじゃないですか。それはいろいろありますよ、原因は。ただしね、これは、指定したこの薬とこの薬と、高血圧のこの薬とこれこれ使う、糖尿病にはこれとこれを使うと、ジェネリック医薬品を指定することは条件だよ、これは当然です。そういう人はただ。だけど、おれはジェネリック使いたくないっついたら町民は高いもの払えばいいじゃないですか、使いたいものだけ。無理やり使えってんじゃないから。町の指定した薬は使うとただですよっついたら、だれが喜ぶんですか。町民喜ぶでしょう。効果はおんなじなもの。だから、それを、理論的に正しいのであれば、やる方法を考えてくださいよって言ってるんですよ。まあ、そういうことです。

それともう一つ、これは今回の質問とちょっと外れるんだけど、町全体の医療費としては同じです。インフルエンザの予防接種。これね、私が4年前に調べたときには、アンプル、今の新型インフルじゃなよ、通常インフルやったら1本1,500円なんです、1本1,500円、インフルエンザ。それで2人分予防接種できるらしいんです。そしたら1人750円です。そうでしょう、単純計算で750円。

それで、集団接種にすると、今、町が2,000円か補助してるでしょう、ほいで自分がまた2,000円出す、ほいでインフルエンザしてる。750円が、4,000円から医者によっては4,500円かかるんですよ。そしたら750円で済むわけね。それは、集団接種で、小まめに地区公民館でやる。そしてお医者さんに5万、10万のお金を払う。物すごく安くなるんですよ。この案はどうですか。法律的にできるかできないのか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えをいたします。インフルエンザを集団接種可能かどうかというようなことかと思えます。法的には、それをしちゃだめだとかいうような決まりはありません。しかし、国のほうでは、医療機関のほうで実施していただくというふうに指示されてい

るところでございます。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） そんな指示出てる。現実にやってるとこあるよ、当時はね、そのときね、私が4年前に調べたとき。もう一度よく検討してくださいよ。お金を抑えるためには、そういうことも考えんとだめだと私は思うのね、あらゆる方法を。ほいで可能性のあるものは追究すればいいわけですよ。ほいで、だめだったらしようがない、あきらめる。

ということで、この第1項目のジェネリックについては終わります。まだまだ努力をすることがたくさんあるということ、私自身認識しました。私がじゃないですよ、あなたたちが努力することがあるということ認識しました。

次に、健康づくり課の創設です、2年うけて何が変わったかということ。確かにね、これはよくやっています、私も認めます。ただ、過去の健康づくりプラン21というのは、年々何も分析していないで、5年たって一度に今年20年度に分析して、丸・バツ・三角つけているだけなのよ。これが先ほど町長が言われたように、毎年やって目標値に下がるよう、だって今受診率だって下がっているところあるんだ。それを5年のうちに、あら、下がって目標に達成してなかったじゃまずいわけです。

だから、下がっているやつは、毎年見れば、受診率なんてわかるんだから。じゃあ、どうしたら上がるかっていうことを、ぱっとこうその次の年に考えていけばいい。これを去年、20年度分析してる、丸・バツ・三角で。実施してないっていうのもあったけど、項目で。これはまた全くまずい、論外の話なんだけども。要は毎年やってないから実施してないっていうのが出てくるんですよ、項目の中でね。せっかく項目あるのに、実施してないっていうのが何カ所もある。

ということで、要は毎年やるように、町長はあそこでやるって言ったけども、担当者はどうですか。

○議長（諏訪原実君） 健康づくり課長朝日良一君。

○健康づくり課長（朝日良一君） 質問にお答えします。先ほどの町長の答弁のほうでもありましたが、当然そういった方法で、毎年ですね、評価・検証して、その評価・検証した結果をですね、次年度の事業に反映させていきたいと考えております。委員のほうにも、プラン21の推進委員会のほうの委員もされておりますので、そちらのほうも御協力のほう、よろしく願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） いや、プラン21っちゃうのは私は議員から出てるから、民生教育常任委員会の委員長として出てるから、来年はもうなしなのよ。私を指定してくれればいいけど、

そうはいかない。

要は、評価・分析を毎年やるということでわかりました。よろしく申し上げます。課長がかわってもちゃんと申し送るんですよ。だれがかわるとね、本当もうこれならないんだよな、これ。お願いしますよ。

それから、国保税もですね、本当に努力して、まあ、いろんな100年に一度とかあって、今年、20年度は下がりましたけれども、いろんな体制を整えて、収納の努力をやっていることは、私も本当に認めます。ただ、県内の44市町村で、19年度が34位、納入率ですよ、収納率。今年が、20年度が24位、若干上がりました、これもまた努力です。だから、せいぜい10番ぐらいに入るように、県下で。さらに努力をお願いをすることです。

で、あとですね、国民健康保険税ちゅうのは、地方自治体に国が丸投げしてんですよ、おまえのところは勝手におまえでやれと、いうと保険料がね、年々、一番安いところで12万、高いところで54万なのよ、全国ね。で、地方に丸投げして、もうこれ以上地方自治体ではできないよという自治体が多いんですよ、結構出てきてる。これ、何かもう少し大きな動きを町として、町長は県では相当な発言力あるからね、広域でやれと。現実にもう関西のほうで県の議会でもんでいるところがあるんですけども。町長、一言もって全体でやらんかというようなことはどうですかね、その意見は。まあ、考えてください、これは。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 国保関係の運営については、それぞれ現在は個々の市町村がやってるわけで、非常に厳しいところもある。で、私も県の国保連合会の理事長をやってますんで、全体の状況等についての議論もありますけれども、やっぱり、まだ茨城の場合はそこまでの話が出ていないんだけど、そういう自治体が出てくる中で、そういう議論も出てくるんじゃないかと思うので、そういう問題意識を持って、いろいろこれから考えていきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） これ、毎日新聞でね、去年の10月なんだけど、国保の改革をめぐるって、ひたちなか市がこんなじゃだめだと、いずれパンクするから広域でやってくれというふうな声が、茨城県ではほかにも20カ所ぐらいあるんですけどね。そういうことで、町長が努力するということですので、よろしく申し上げます。

で、最後にですね、皆さん方のやる気度をちょっと確認をしたんですけどね。やる気、本気度を確認をしたんですが、まだまだ私にしてみれば、まだまだ努力することがたくさんある。だから、やはり役場の町長がトップダウンちゅうのは、これできないんですよ。それぞれ役場の担当者がいろんな部署で、担当者が前向きな案をどんどんつくって行って、そして上司に肉づけをしてもらって、いい案が来たらどんどん上申して、上司に肉づけをもらって。その

肉づけが、払うような上司ならおらんほうがいいのよ。だからそこはね、担当者のやる気なのよ。そのやる気を出して、各課、この国保年金課だけじゃないよ、みんな同じですよ。やる気を出して、それを上司に指導を仰いで、肉づけをしてもらって、実行するというような形に、皆さん方頑張ってください。よろしくお願ひします。終わり。ごめん、長くなりまして済みません。

○議長（諏訪原実君） これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、6番柴原成一君の一般質問を行います。

6番柴原成一君の質問を許します。登壇願ひします。

〔6番柴原成一君登壇〕

○6番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。私の質問は、農業振興における商工観光サイドからの町の取り組み方というのが題です。

民主党政権が誕生しました。私は完全無所属の立場でありましたが、自民党の続けた、40年も続けた減反政策には疑問を持っていました。疑問を持つというよりは、怒ったり、あきれていました。米の値段が一向に上がらないからです。ペットボトルの水とお米が同じ値段であるとも聞いております。ともあれ、民主党のこれからの変化を注意深く見守っていきたいと思います。

その民主党の農業政策では、農家への戸別所得補償が注目されています。農業というか、農村は地域の環境基盤であることから、一定の公的支援は必要なのかなとは思っておりましたので、民主党の戸別補償を単なるばらまきとは決めつけてはいません。多分、これを受け取る農家の側がどう使うかで、ばらまきか、そうでないかが決まるのかもしれない。少なくとも、再生産可能な農業経営に役立てるものでなくてはならない、そんなふうに使っています。

しかし、戸別補償を言われるほどに昨今の農業は疲れてしまいました。これまではどちらかというと、農協だとか集落だとか集荷系統だとか、みんなで頑張って、みんなで幸せになろうというのが農業の振興の考え方であり、農政の基本でした。それが戸別所得補償ですから、実情は、個々の農家が抱えた赤字の穴埋めをするわけです。拡大再生産にはなかなかつながりそうもありません。農政は相変わらず規模拡大を言い続けるのでしょうか。

これまでも、一部の農家かもしれませんが、個々の生産者は日々の労働と工夫によって、経営の安定を図ろうと努力してきました。例えば、阿見町では、サンクラブという農業後継者の集まりがあります。彼らの話を聞いていると、彼らは個々の自助努力はいろいろしてきたんです。でも、結局1人では限界がある。例えば、つくったものを売りに行けない。新しい作物とか栽培方法に取り組んで、その新しい流通ルートを開拓したいと思うのだけれども、その営業までは到底やっていけない。本来は農協あたりに期待すべきなんだろうが、みんなで幸せに

なろうという組織ですから、個々の取り組みのサポートは容易にできない構造があります。彼ら後継者の話では、生き残るには、農業者単独の努力では限界があり、第二次、第三次産業との連携が不可欠になっているとの認識がうかがえます。

農政は農業経営の規模拡大を言い続けていますが、それはもはや農政の範囲にはほかに有効な手だてがなくなっているからではないのかと思います。しかし、阿見町のような都市近郊型農業では、特に規模拡大が支持されないのは、耕作放棄地の拡大から見ても、火を見るより明らかです。

第一次産業である農業が、第二次、第三次産業に視点を広げて、付加価値を生み出していく。最近のわかりやすい言葉で言うと、地産地消に代表される取り組みですが、これらの成功例を見てみると、実は必ずしも農業側からのアプローチばかりではないと感じました。観光土産品の開発に、眠っていた地域産品を掘り起こしたり、衰退した商店街に地域の農産物の直売場を置いたり、第二次、第三次産業からのアプローチもあります。

さて、国の政策でも、中小企業地域支援活用促進法や農商工連携などは、実は商工サイドからの地域の農林水産業の活用に使われているものです。これを受け、茨城県でも地域支援活用プログラムなどで、農林水産物のイメージアップ、販売促進などの推進を打ち出しています。商工会に行きますと、こんなパンフレットを手に入れることができます。地域発新事業創設支援、これは経済産業省中小企業庁が発行しているものです。しかし、商工会にはこれがあるのに、農協にあるかどうかは見えてません、気がつきませんでした。こうした政策の流れが、末端とはいえ、当事者の農業者の間には全く伝わってこないんです。というのは、この支援というのは、経済産業省ですけれども、農業を支援するというふうに書いてあるんです。

そこで、今回の質問では、私は確かに農業の話はしますが、農政サイドからの回答は要りません。むしろ、商工サイドの考えをお聞かせ願いたいと思います。実際、商工観光課には、得がたい人材を県からお預かりしているんですから、お尋ねするのにいい機会かと存じます。

まず、町は、農業の振興は農政、商工業の振興は商工行政という縦割りの枠に依然とらわれていないかという点です。今日の市場経済の中で、農産物は地域資源といえば聞こえはいいですが、このままでは原料扱いです。加工して製品をつくり、流通ルートに乗せて初めて商品となり、付加価値がつくわけです。この産業化をしていくことで地域に雇用も生まれます。実際、農業分野での雇用拡大は、大きな政策課題にもなっているみたいです。いきなり農地で働いてもらうのは難しくても、加工や販売から農業分野に来てもらう考えもあります。こうした時代に対応する産業政策の一体化をお聞かせ願いたいと思うんです。

縦割り行政を、じゃないよと否定するなら、商工サイドからの農業へのアプローチの具体的なメニューや具体例を示してもらいたいと思います。私は農協の組合員であると同時に、商工

会の会員です。最近、商工会では、町の尽力もあって、予科練の街クッキーが開発され、私どもも取り扱い店になりました。いい阿見町のお土産ができた喜んでいますが、その中で、ヤーコンの栽培農家や加工業者を地元で探すのに苦労されたという話も聞いています。しかも、ヤーコンは地元産だけど、粉末加工はつくば市の方をお願いしたとも聞きました。ちょっと残念です。行政が、地域支援活用プログラムとか、農商工連携とかを言うのなら、行動力で示してほしい。つまり、企画書をつくって営業に回してほしい。私はこのような役割を役場に期待しているわけです。町長の御見識とともに、商工政策における地域農業の位置づけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 柴原議員の御質問にお答えします。議員御承知のとおり、商工観光課につきましては、町の商工業及び観光行政部門の機能を強化し、産業の振興を図るため、平成19年度に機構改革により、これまでの経済課から、分離、独立し、新たに設置したところがあります。当課のこれまでの取り組みとしましては、商工会と連携した商業の活性化や中小企業の経営安定化への支援、阿見東部工業団地への企業誘致や、求人情報の提供などによる雇用対策、新たな観光資源の発掘・活用や、町にある観光資源のPRの推進などの施策を実施してきました。こうした中、議員御質問の、商工観光サイドからの農業へのアプローチとしての、農業を活かした施策につきましても、さまざまな形でこれまでも取り組んできております。

まず、農業と商工業の連携としましては、町商工会が事業主体となって、昨年度、県のがんばる商店街支援事業を活用し、町の名物品づくりを進めた予科練の街クッキーの商品化があります。この点については議員も既に触れております。これは、商工会が、阿見町発祥の阿見産のヤーコンを地元農家から仕入れ、粉末化したものを使い、クッキーとして町内の洋菓子店と連携し製造したものでありますが、これらの取り組みに対し、町は県とともに事業費補助の支援を行ったところでもあります。

また、商工会の会員である豆腐店や菓子店等で構成する阿見ヤーコン味工房が、地元ヤーコンを町の特産品にしようと、ヤーコンを使ったさまざまな商品を開発し販売を行っておりますが、町はこれらについて、観光ガイドマップ等への掲載や、あみプレミアム・アウトレット内に設置しているあみコミュニケーションセンターでの紹介などにより、広くPRを行っているところであります。

さらに、工業団地を初め、町内に立地する企業と町との間で進める工業懇談会において、農業分野での産学連携の取り組みや、農業経営基盤強化促進法に基づく、企業の農業への参入に

ついて紹介したりしてきました。

次に、農業と観光の連携としましては、農業体験型観光として、県の観光物産協会と連携した日帰り体験ツアーであるワンデープランの中で、タケノコ掘りや、梅のもぎ取り、ブルーベリーの摘み取りなどを実施し、来月は秋のスイカもぎ取り体験を実施する予定としております。また、レンコン、ヤーコン、スイカなどの農産物を初めとする特産品のPRにつきましては、常磐道サービスエリアや都内で開催する観光キャンペーンや、日本一のレンコン料理フェア、ヤーコンフェアなどのイベント、あみコミュニケーションセンターでの紹介、あるいはテレビ放映など、あらゆる媒体を使って行っているところであります。さらに、昨年度、観光プロデュース事業において提言された、竹を活かした観光施策につきましては、タケノコなどの農産物を活用した郷土料理店のネットワーク化など、早期の具現化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

さて、議員御提案の、地産地消を目指した農産物の加工から流通に至る新産業の創出につきましては、例えば、乾燥イモ、梅干し、梅ジュース、そば、惣菜、漬け物、みそといった加工品の販売が考えられますが、その実施には、JAや集落営農組織、複数の農家が運営する農産物直売所等が生産から販売までの計画を立案し取り組む必要があります。

しかしながら、これらの取り組みは、現在の農業が抱えている問題である耕作放棄地問題の対応策としても有効であり、また、商品開発や加工品生産の場を発展させることで、新たな地場産業の創出や雇用にもつながっていく可能性があることから、町としましては、積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

また、国・県等の取り組みとして、専門家によるアドバイスや低利融資などが受けられる、農林漁業と商工業の産業間連携を強化し、地域経済を活性化するための農商工連携促進法に基づく支援や、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、いばらき産業大県創造基金を財源に、地域産業資源等を活用した新事業創出等の取り組み等に対して支援する、いばらき地域資源活用プログラムなどがあります。町としましては、これらの積極的な活用が図られるよう、制度の普及・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業体験型観光につきましては、先ほども申し上げましたが、今後とも県の観光物産協会と連携し、ワンデープランを活用するなどして実施してまいります。また、滞在型の観光につきましては、観光事業者と農村地域が連携し、新たな旅行ニーズに対応した、地域のグリーン・ツーリズムの取り組みを推進することにより、都市農村交流の拡大及び観光を通じた地域振興を図っておりますが、今後、町としましては、農家民宿や市民農園などの受け皿づくりについて検討してまいりたいと考えております。

次に、雇用の受け入れ先としての農業・農村の活用につきましては、国の緊急雇用創出臨時

交付金を活用した、ふるさと雇用再生特別基金事業として、今年度JAかすみと連携し、町内産米の消費推進及び地場農産物の食育推進の事業を実施し、新規雇用の創出を図ることとしておりますが、今後とも、この緊急雇用創出事業を活用するなどして、雇用対策を推進してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、農業と商工業及び観光の連携につきましては、今後とも重要であると認識しておりますので、一層の連携の強化を図り、町の産業の振興につなげていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） 答弁ありがとうございました。

ところで、先ほどのこのパンフレットなのですが、これは商工観光課には置いてありますか。まず、その点だけちょっとお願いします。地域発新事業創設支援というパンフレットです。商工会にはあったんですが。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） それにつきましては、商工観光課前のカウンター前のほうにですね、御案内をしております。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） この中でですね、3つの法律に基づいたものがあります。1つが農工商等連携促進法、もう1つが中小企業地域資源活用促進法、もう1つが中小企業新事業活動促進法と、3つの事業、いろいろ違いがあるんですが、要は中小企業、農業、商業、工業を元気にしようというもくろみのものかと思います。ただ、こういうものを、あみ広報に載ってたかという、載ってなかったんじゃないかと思うんですが、こういうものを募集してます、こういう形のありますというのは、町民に知らせましたか。それをまず聞きたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。正直言いまして、その件に関しては、広報等では利用・活用はしておりません。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） 結局、農業者に対する支援、国もいろいろやってます。その点について、農業者がそれを知らなければ何にもならないということかと思います。ですから、いろんなものがカウンターに並んでいます。農業振興課にもあります。今日もちらっと見に行ったら、イノシシ、ハクビシン、アライグマ対策とかね、こういうのも置いてあるんですね。で、農家の方から、この前、野ウサギに農作物がやられちゃうと、植えたばかりのものが野ウサギにやられる、どうしたらいいんでしょうかということ、農業振興課にもお尋ねはしたんですが、

これの対策も、捕まえることはできるけど、殺すことはできないというふうな形もあります。あっちゃこっちゃ話が行っちゃいますけども。すべてのことを町民にPRする、発信するという形をきちっとつけてあげてもらいたい。例えば、こういう法律ができればこうだよ、アライグマ、イノシシ、タヌキが出たらこうだよ、そういったものを身近なことから、町民に対するPRなりをしていって、阿見町の活性化に少しずつつなげてっていただきたいと思います。

そういう要望をしまして、私の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで、6番柴原成一君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、通告いたしました、阿見アウトレットを活用して町の農業・商業の振興をという題で質問したいと思います。

7月9日より、あみアウトレットがオープンしてから、1日何万人という人が買い物に阿見町を訪れております。当初の4日間、あみよしわら青空マーケット、テント村での物産展を阿見町では開店をいたしました。そして、それなりの入場者がありましたけれども、その後のアウトレット活用の計画がありません。農業者、商業者が、周辺に特産物直売所、レストランなどを出したくても、資金面で、いきなり土地を借り、建物を建て、営業を行える力のある業者は阿見町にはなかなかいないというふうに思います。それで、その直売所をつくるために、町がそれなりの支援をして、町の農業者、商業者の振興策を具体的に考えたらどうかというふうに思います。

今、アウトレット内に、あみコミュニケーションセンターが同時にオープンして、町の商工業、観光、それから農産物などの案内をしております。それは、それなりに評価できることだというふうに思います。そして、現在、今アウトレットの中の食堂の現状を見てみますと、平日でも15分から30分待ちの状況が続いております。私も機会があるたびに、それらの状況を見ているわけですが、特に土日は、来てもなかなか食事ができないというような状況があります。また、実際あの中央の食堂のものを食べても、特に味がよいというふうにも感じられません。アウトレットの計画で、年間300万人以上の人阿見町を訪れるという、実際の現実の状況が出現したわけですから、それを早急に利用すべきだというふうに考えます。昨日の本会議でも、まちづくり、阿見町の区画整理のために、中郷の補てんで7億6,000万、また、岡崎の区画整理で14億5,000万もの町の援助を具体的にしているわけでございます。それを考えれば、町の農業者、商業者に、1、2億の設備投資をしても、町として何ら問題はないのではないかというふうに思います。

で、これらのショッピングセンターの近所に、町の特産物を売る直売所、また、町の農産物を使ったレストラン、そういうものを早急に具体化して、阿見町にも特産物があるよという宣伝をしたらどうかというふうに思います。私はそういう点では商売が成り立つということは、あの周辺、当然地元の農家の人に換地されると思うんですけども、その近所に直売所やレストランをつくった場合には、駐車場は、あみアウトレットの駐車場を、私は半分以上利用できるというふうに思います。で、町がそういう直売所をつくった場合でも、いわゆる何もないところにつくるよりは、駐車場の投資は半分で済むと。そして、町はそれなりの建物、アウトレットは西海岸のイメージですけども、山の中ですので、私は木造の田舎風のそういう建物をつくれば、阿見町のイメージとしての役割は出せるのではないかなというふうにも考えております。

で、これらのことを実現させるためには、前段に言ったように、農家個人個々、それから商業者では現実に資金力がないわけですよ。その例として、阿見町では予科練記念館が来年2月オープンになりますけれども、そこに物産店をつくってもらいたいという要求があっても、それは個々の商工業者がやることだということで、来てたわけで、現実には物産館ができないわけですよ。そういう現実があるわけですから、阿見町の予科練平和記念館は、訪れる人が10万人、最大でも20万人を年間目指すという計画ですけども、アウトレットはその10倍、15倍の人が現実に来てるわけですから、私はその人たちに阿見町の特産物、それから阿見の味ですよ、そういうものをきちんとPRするということが、町の責任ではないかというふうに思いますので、その点、具体策をどう考えているのか質問をいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 細田議員の御質問にお答えします。茨城県が施行する阿見吉原東土地区画整理事業は、圏央道の整備効果を活かし、商業、業務、生産等の産業と良好な住宅環境が調和したまちづくりを目指し、今年7月には、あみプレミアム・アウトレットがオープンしたところであります。

ここで、阿見吉原東地区の事業状況について申し上げますと、骨格となる沿道地区の土地活用を促進させるため、現在地区内を循環する県道竜ヶ崎阿見線バイパス、これは都市計画道路追原・久野線ですが、沿線の造成等工事を優先的に行っておりまして、工事が完了した部分から順次本格的な土地利用が開始される見込みとなっております。その時期は、最短でも平成22年度の上期からの予定となります。

議員御指摘のあみよしわら青空マーケットにつきましては、アウトレットの開業に伴う集客

力を期待し、県、町、町議会、商工会、J A、地権者等の代表で構成される阿見吉原地区まちづくり推進協議会が、オープンから4日間の日程で開催し、阿見吉原地区の事業PRや、町の特産品の販売等を行い、活気ある阿見町や阿見吉原地区を広く紹介するとともに、農業や商業などの産業振興につなげる機会として実施いたしました。開催期間中、特に、土曜、日曜日には多くの家族連れが訪れるなど、4日間の来場者数は約3,000人となり、一定の成果が得られたものと考えております。いずれにしても、アウトレットに来たお客さんたちがどういう形で流れるか、ひとつの最初のテストをやったと、こういう感じではありますが、日によっては強い風が吹いたりして、かなり、そういうことも影響して、思ったより人数が少なかったんじゃないだろうか、そういうことも考えられます。

こうした中、本イベント終了後、まちづくり推進協議会では、町の一層の産業振興を図る観点から、イベント出店者に対し、アウトレット周辺における本格的な土地利用が図られるまでの間の暫定利用についてアンケート調査を実施したところ、総じて、利用したいとの意向がありました。

こうしたことから、町としましては、現在、県と暫定利用の協議を進めており、利用の際には、農業や商業者が出店しやすいよう、土地の提供などにおいて積極的に支援していきたいと考えます。いずれにしても、当面、しばらくは暫定利用ということになりますので、そこに本格的な施設をつくるというわけにはいきませんので、ある程度仮設的なもので出店して、オープンのときは、4日間のほんの短いテスト運転だったんですが、ある段階、暫定利用期間、そこで、さらなる試行、そういうことをやって、さらに状況を確認した上で、本格的な事業展開に結びつける、こういうことも必要だろうと考えております。

いずれにしても、アウトレットの集客力への期待感に伴いまして、これから阿見吉原地区の土地利用が進み、沿道にはコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストランなどの施設の立地が想定されるほか、地元の農業や商業者などによるさまざまな形態での特産物直売所や農家レストランなどの事業展開が期待されます。

町としましては、本格的な土地利用におきましても、当面の暫定利用の結果を見据え、商工会やJ Aを通じ、農業や商業者などの意向把握に努めるとともに、これらが事業を行うに当たっては、各種の制度を活用するなど支援をしてまいりたいと考えております。

その支援策の幾つかについて申し上げますと、まず地域資源を活かした事業展開が今後考えられますことから、専門家等によるアドバイスや、低利融資など受けられる中小企業地域資源活用プログラムがあります。また、県が、いばらき農業元気アップ作戦として実施する、いばらき農業元気アップチャレンジ事業においては、消費者ニーズに応じた地域づくり等を行う場合、創意工夫のある取り組みに対し、新たな生産方式の導入、改善等を支援する制度がありま

す。さらに、事業融資においては、低利融資を受けられ、融資金利の一部の補給がある町の自治金融制度や、新たに事業を開始する者等に対し、県が設備資金や運転資金を支援する新事業促進融資、地場産業を営む者や、県産品を活用した体験型の施設の整備・改修を行う者等に対する地域活力強化融資などがあります。

町としましては、これらの活用が積極的に図られるよう、制度の普及・啓発に取り組むとともに、支援体制の充実強化に努め、農業や商業を初めとする産業の振興を図っていきたくと考えております。要はできるだけ、いろんなこういう活用できる制度があるんですから、こういうものを活用しながら、当然、また場合によっては町としても独自の支援を行う、そういう形で対応していきたくということです。

○議長（諏訪原実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。よろしく申し上げます。

午後 0時04分休憩

午後 1時00分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 午前中、町長の答弁がありました。1つは、県と暫定利用の協議をしていると、積極的に支援をしていきたくと。当面、暫定利用で、その先本格的な利用を考えたいという答弁がありましたけれども、私は思うんですけども、これから暫定利用といっても、7月にやった、あれはまあ夏ですからテントでも可能でしたけれども、これから冬に入るわけですよね、で、冬に入れば当然テントでは北風を防ぐわけにもいかないし、そういう点では、それなりのきちんとしたプレハブの建物ですか、そういうものを建てなければ暫定利用にはならないというふうには思うんですけども、その点具体的にどんなふうに考えているのか答弁をお願いしたい。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。この暫定利用ということで、あの先般の青空マーケット以降ですね、町として暫定利用したいということで検討・協議をしてきまして、ここになって、県のほうで何とかその土地が確保できるという回答を得ましたので、これから暫定利用については関係者、農協、あるいは商工会、漁協、その他ですね、直販所関係の方々と協議を、今後ですね、至急にしていくと。答弁にもありましたように、最短でも22年度の上半期予定ということになっておりますので、これは大至急に対応しなければならないと考えております。

それで、今、御質問のこれから冬に向かって暫定利用するに当たって、テントなんかではいかがなものかということをございますけども、ここあたりの詳細につきましては、まだ今のところ白紙でございまして、早急に関係者で集まっただきまして、暫定利用について今後どうしたらいいのか、テントがいいのか、ある程度パイプ的な仮設的なものがあるのかどうか、それらも含め、さらには戻りまして、場所もどこがいいのかどうか、それらもすべて検討、今後、検討をしていきたいということでもありますので、現段階ではその施設等のものにつきましては今のところは白紙と、考えておりませんのでということでもあります。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） オープン時の4日間のテント村では、私も4日間参加したんですよ。それは、清明川米という県のエコ栽培認定を受けたブランド米を立ち上げて、試食をさせて、味見をさせたわけですけども、大体1,000人ぐらいの人に試食をしてもらったわけですよ。それはやっぱり継続的にやっていかないと、お客にはならないというふうに思いますし、そういう点では、もう早急に暫定的なお店、まあ1回はやったわけですから、もう既に1日何万という人が来ているわけですよ。だから、まあ12月ですね、までにはあと3カ月ですか、10、11、12とあるわけですけど、その前ぐらいにはやっぱり施設をつくって立ち上げると。それと並行して本格的なお店ですよ、そういう施設も考えていくと。それを具体的にやらないと私は論議倒れになるんじゃないかなと。

いい例が予科練平和記念館の物産館ですよ。議会でも、議会側はやれつつたのを執行部は支援します、それは商工会の仕事ですつつうことでやってきて、結局できなかったわけですよ。それでは、具体的に町の物産館なり農産物、商工品ですね、特産物売るふうにはならないわけですから、今回は……、予科練平和記念館はこれから仮定の問題ですけども、もうアウトレットは現実の問題としてお客は来ているわけですよ。それは来てるつつうことを前提にして、その来た人に町の物産をPRすると、で、また売ると。そのことによって、町の農業者も商工業者も利益になるわけですから、それはやはり町がきちんと早急に音頭をとって具体化していくということがなければ、私は事業としては成り立たないんじゃないかなというふうに思います。

今、川村部長の答弁では早急に関係者に集まってもらって対応を考えたいつつうことなんですけども、早急につつうのはどういうふうなことを考えているのか、ちょっとその辺まではわかんないんですけども、まあ、あと施設については白紙だつつうことを言ってますけども、あの中で品物売るつつうことを考えれば、冬に向かってテント村へはちょっと寒くて来ないんじゃないかなと。考えられるのは、きちんと風を防ぐプレハブですよ、そういうのをつくらないと、特に食べ物売るわけですから、そういう点ではテント村では不可能だろうつつうの

は予想できるわけですね。

そうすれば、やっぱり町もそのためのお金も出すというふうにしなければ、現実的には前に進まないというふうに思いますので。早急に関係者を集めて検討したいという事は、早急つつうのはいつごろからやるのか、また、その町長が言ったように暫定利用ですね、それをいつごろからスタートさせるのか、覚悟のほどを聞きたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけども、ここ最近になってやっと県のほうから、その土地を借用できるという結果が参りましたので、ほんと可及的速やかにですね、関係者をお集まりいただいて、先ほど答弁もありましたけども、ほんで吉原地区の使用収益開始というのがございます。で、その一番最短が答弁にもありましたけれども22年度の上期、上期ですから10月ぐらいまでにはもう使用収益開始ということになりますので、そうしますとあと約1年もないというところですので、これはもう先ほど言いましたように可及的速やかに関係者に集まっていただいて、暫定利用ですか、について町としても積極的に支援をしながら行っていきたい。

ですから、時期的には、そうですね、これからですから、商工観光課としては10月中には、すぐにでも暫定利用したいという考えにはおります。はい。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 速やかにつつうことで、商工観光課では10月中にも仮設の暫定利用やりたいということならば、それできちんとできるように進めてもらいたいというふうに思います。

あと具体的に、この前お店出した実穀の産直センターなんかでもできるだけ早く具体化してもらいたいという強い希望もあります。私どもの清明川米の販売つつうかな、生産者でも、そこで売りたいという希望がありますので、きちんと早急に具体化をしてもらいたい。私も生産者の一員ですので、協力することにはやぶさかではないということをし添えて、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

次に、7番浅野栄子君の一般質問を行います。

7番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔7番浅野栄子君登壇〕

○7番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして質問させていただきます。

まちづくりは人づくり、人づくりは教育にありという言葉はだれもが理解し納得しているフ

レーズであります。この言葉どおり、教育の力はまちづくりにとって町の将来を託せる人間育成に大なる影響を及ぼすかぎとなります。特に義務教育の小学校、中学校におきましては、人間形成のすべての基礎・基本となる学習の場でありますので、いかなる財難を廃しても取り組まなければならない分野であります。これからの阿見町を左右する、まさにキーポイントとなる教育の場が、最高の環境のもとで、より質の高い教育が実施されるために、お伺いいたします。

まず1点目、全国学力テストについて。3年前77億円の巨額を投じて実施いたしました全国一斉の学力テストも3回目です。今年4月21日、小学校6年生と中学3年生の223万人が対象となり実施されました。総経費は約58億円です。テストに対しての注目度は高く、その平均点と全国47都道府県中の順位に一喜一憂する知事さんも多く、文科省が発表するたびテレビでコメントをしている方もおります。どの県でも学力向上を目指して創意工夫、実践をしていることは確かであります。

都道府県別の正答率を見ると、1位の秋田県、2位の福井県、3位の青森県と、いつも上位を占めているこの県の共通点は、学校の指導のほか家庭での学習を習慣づける工夫や規則正しい生活習慣を励行しているということです。基本的な生活習慣と学力の間には相互関係があると文科省は分析しています。学力向上するということは、好ましい生活習慣も身につけてくるということですから、学力向上を目指すことは一石二鳥にも三鳥にもつながることなのです。

大阪府では、第1回の結果が小学校46位でしたが、2回目が41位、3回目が34位、算数だけなら28位と着実に向上し、努力の跡が明確にあらわれました。結果を分析し課題へ向かっての取り組みが反映され実証したということです。

茨城県でも、いばらき学力向上サポートプラン事業が立ち上げられ、非常勤講師の配置や全小学校で夏休み学びの広場を開設するなど学力向上対策が2億6,100万円の予算をかけて実施されています。しかし、今回は小学校32位、中学校30位、数学の基礎知識の問題では小・中とも40位でした。

3年前、第1回の学力テスト実施の際、質問いたしました。答弁では、結果を分析し、各学校独自の学校改善プランを作成し、授業の指導法及び児童生徒の生活習慣の定着などの改善に活かしていること。児童生徒の宿題や家庭学習の時間が全国平均より少ないことがわかったので家庭学習の指導をするとともに家庭にも協力をお願いするとの返答でした。その後3年間経過して、これらの施策からどのような変容が浮かび上がったのでしょうか。改善されたことをお聞かせください。

2点目、スクール・ニューディール政策について。スクール・ニューディール政策とは、21世紀の学校にふさわしい環境を整備するという構想です。急速に全国的に進められています。

学校への太陽光発電やICT環境——これは情報通信技術を指しています、デジタルテレビ、電子黒板、コンピューターの整備などです。その財源を地域活性化・経済危機対策臨時交付金からと各市町村では取り組んでいるそうです。近隣では、つくば市二の宮小学校が先進的なICT教育を実践し、04年度から電子黒板の導入を進め、既にほぼすべての市立小中学校に配備されているとのこと。

阿見町では、この政策に対してどのように取り組んでいるのでしょうか。

3点目、大学生の学習支援ボランティアについて。今年の夏休み、小学校4年生が登校し、最大5日間算数の補習学習をしました。学びの広場とって、四則計算など算数の基本となる数式を確実に定着させるという趣旨のようです。その補習を教えるボランティアに大学生を受け入れたところ、効果が上がったという事例を聞きました。阿見町には2つの大学があります。すばらしい教育環境ではありませんか。この最大の教育力を見逃すことは大変な損失だとだれもが思うところです。学びの広場や放課後子どもプランなどへ学生の学習ボランティアを募り、学習支援の場をつくってみてはいかがでしょうか。一般学生はもちろん教師志望の学生でしたら実体験のできるよい機会にもなると思います。

4点目、新型インフルエンザの対応について。新型インフルエンザのニュースが毎日伝わってきます。県内でも253人の患者が発生し、その中には中学生や高校生が含まれていました。7月には休校措置をとった学校も出ました。8月16日の新聞には国内初の死者も発生し、感染拡大の防止徹底を呼びかけています。夏でも患者が増加するのは異常事態だそうです。夏休み明け拡大のおそれという見出しもあり、夏休みが終わって子供たちが学校の集団生活に戻る9月以降、早期に本格的な流行が始まることは十分に考えられることです。9月に入り、インフルエンザ脳症警戒という言葉や、ワクチン接種についての優先順位なども発表があり、ますます危機感をあおっています。

6月の議会において、千葉議員の質問にインフルエンザ対策について質問があり、町では新型インフルエンザ対策本部を設置し、事あらば迅速な対応をするという答弁がありました。阿見町の小中学校の現在の様子はどのようなのでしょうか。そして、その感染予防の指導や対策はどのように計画されているのでしょうか。医療機関との連携ルートはできているのでしょうか。

5点目、校舎について。学校が何だか真っ黒だよ、黒ずんでいるよと何人かに声をいただきました。校舎の外壁、側面が大変汚れているので感じたのでしょうか。明るくきれいな学校環境を提供するのは当然なことです。子供や先生が植え、育てた美しい花々の後ろに黒い汚れた校舎はアンバランスです。アンバランスそのものです。早急な対応の必要性を感じるころではありますが、この点どのように対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、教育に関して5点質問させていただきました。御回答よろしくお願いたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君，登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 全国学力テストの結果の考察についてという質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、先ほども質問者にありましたように、小学校6年生，中学校3年生を対象に実施する調査です。児童生徒の学力や学習状況を把握分析することにより，教育委員会，学校が全国的な状況との関係で，教育と教育施策の成果と課題を把握し，児童生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てることを目的としております。

調査には，教科に関する調査，よく学力調査と言っています，学力調査と，生活習慣や学習環境に関する調査用紙調査があります。質問用紙調査があります。学力調査は知識に関する調査の国語A，算数A，数学Aと，活用に関する調査の国語B，算数B，数学Bがあります。実施要領では，この調査の実施主体が国であることから，本調査の結果が学力の特定の一部であること，地域や学校の序列化のおそれがあること，このようなことにより，国全体の状況，都道府県ごとのみの状況を公表することとしております。教育委員会としましても，調査の趣旨に基づき単に結果だけを公表することは差し控えておりますので，全体的なものを状況を申し上げます。

今年の町の状況ですが，小学生，中学生とも全国平均と比べ正答率はやや下回っております。過去3年間の結果からどのような変容が見られるかという質問ですが，正答率の偏差については，来年の中学3年生が2回目の調査となりますので，第1回目の調査からの変化がわかることとなります。

生活習慣に関しましては，朝食をとることを全体の生活習慣を整えるみなもととなることとして推進しておりますが，町でも前年に比べ朝食をとる子の割合が少し増えております。全国の傾向ですが，今回の調査でも，朝食を，朝食と成績との関係が確認され，毎日朝食をとる子は全くとらない子に比べて正答率が14.1から19.8ポイント高いという結果になりました。また，携帯電話で通話やメールをほぼ毎日使っている児童生徒の割合は，全国では6年生では1.6ポイント下がり，中学3年生では4ポイント下がりました。さらに携帯電話の使い方について，家の人と約束をし，それを守っている児童生徒ほど得点が高いということがわかりました。最も差があったのが算数Bの問題で，きちんと約束を守っている児童は，そうでない児童に比べて全国で正答率が22ポイント高いという結果が出ました。

学習習慣に関しては，家庭でテレビやビデオ，テレビゲーム等をやっている時間の長い児童生徒は家庭学習をする時間が少ないために平均正答率が低く，町でも同じような傾向が出てお

ります。これに対しまして、家庭での取り組みが必要となります。各学校では、学年に応じた家庭学習の方法、家庭学習の手引を作成し、児童生徒に配布し家庭学習の仕方を指導するとともに保護者にも協力をお願いしております。

町での教科に関して、国語については、数年前から一斉に読書の時間というのを設け、学校図書館を計画的に活用することで国語を好きな児童生徒が増加しております。しかし、算数、数学は好きだという児童生徒が少なく、やや苦手意識があることが調査でわかりました。そのために、わかる・できる授業、算数・数学が楽しいと感じられる授業を展開できるように各学校では算数・数学を中心とする学力向上プロジェクトの研修や、算数・数学を研修テーマに掲げた研究授業や校内研修を行い、指導方法の工夫や改善をしております。

また、児童生徒の個人の結果につきましては、担任が一人ひとりの個表にコメントをつけて、直接面接をし、学習や生活習慣についてよく指導しながら返却をしております。

小中学校では調査結果を分析し、学校改善プランというものを作成し、授業の指導法及び児童生徒の基本的な生活習慣の定着などに活かしております。

次に、スクール・ニューディール政策の質問についてお答えいたします。スクール・ニューディール構想では、学校耐震化の早期推進、学校への太陽光発電の導入を初めとしたエコ化改修、ICT——インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー——ICT環境の整備等を推進することとしております。特に今回の国の補正予算では、従来の国庫補助金に加え、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金が盛り込まれ、地方の負担の軽減が図られております。

教育委員会では、このスクール・ニューディール構想に盛り込まれました耐震化、エコ化、ICT化の推進や理科教育施設の整備は、いずれも将来の学校に必要なものであると考えております。

この中で耐震化についてですが、学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要と考えております。これを最重要課題と位置づけ、基金の創設を行い、年次計画で耐震化事業を実施しております。この事業は国庫補助の安全・安心な学校づくり交付金、地域活性化公共投資臨時交付金を活用して事業を進めます。本年度は阿見小学校、阿見中学校の補強実施計画を行っており、平成22年度には補強工事を実施します。さらに順次、耐震化されていない学校についても耐震診断、設計、補強工事を実施し、平成27年度にはすべての学校の耐震化を完了させる計画です。太陽光発電を初めとするエコ化改修も大切ですが、限られた財源の中では、まず耐震化を最優先していきたいとこのように考えております。

学校のICT化の推進についてですが、町では校内LAN——ローカル・エリア・ネットワ

ーク——校内LAN施設，児童生徒が1人につき1台のコンピューターを使い学習できる環境のコンピューター教室。教職員用公務コンピューター，高速インターネット接続などのICT環境が整備されており，さらに昨年から電子黒板を導入し授業に活用しております。今年度は国庫補助の学校ICT環境整備事業費補助金と地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使い，1校につき1台の電子黒板を増設配置し，電子黒板を使った学力向上のための，児童生徒がわかりやすい授業をさらに推進したいと考えております。

学習指導要領の改訂に伴い，理科，算数，数学教材の充実が必要となり，これについては理科教育設備整備費等補助金，地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使い整備を進めます。これらも安全・安心な学校づくり，また児童生徒の学習環境の向上を図っていきたいと考えております。

次に，大学生学習支援ボランティアについての質問にお答えいたします。

まず，学びの広場ですが，先ほども質問者からありましたように，これは茨城県教育庁が実施する学習サポートプランの一環で，本年度より全県の小学校4年生を対象に算数の基礎・基本の定着を目的としたプランでございます。1学級を担当と学びのサポーターと呼ばれる学習支援者の2名で，県が作成したプリントをもとに四則計算について指導に当たります。町でもこの事業に取り組み，夏休み中の5日間を使って，延べ10時間の授業を実施しました。

学びのサポーターについては，非常勤講師，特別支援教育支援員，図書館司書，そして，大学生などをお願いし，1校について1名～4名の学びのサポーターの協力を得て実施し，その結果，とても成績が上がった，学習効果が上がったという報告を受けております。

さて，御質問の中で，町には2つの大学があり，大学生のサポーターやボランティアを募ったらどうかという提案がありましたが，これは大変結構なことだと思い，大学生のサポーターは児童生徒の学力向上について非常に有効なことと考えております。学びの広場は，県の事業ですので来年も継続します。町内の2つの大学の学生に対しましてもサポーターの公募等をしていき，今後ともこれに携わっていただきたいと，かように考えております。

次に，新型インフルエンザの対応についての質問にお答えいたします。

阿見町の小中学校の現在の様子についてですが，夏休み中に数人のインフルエンザに感染したとの報告がありましたが，9月1日には各小中学校で始業式を無事に終え，インフルエンザで休んでいる児童生徒はいませんと，そういう報告を受けました。

今後の対策につきましては，8月31日の校長会で茨城県の通知・通達を伝達するとともに，新型インフルエンザ対応策を再度確認し，その徹底を指示しております。学校の対策としては，朝の児童生徒の健康観察，検温の実施，うがい・手洗いの励行を実施するとともに，児童生徒の中から新型インフルエンザにかかったと思われる患者が出た場合には，速やかに教育委

員会に連絡することなどを確認しております。

同一集団内で7日以内にインフルエンザ様症状による2名の欠席者が出た場合は、教育委員会が速やかに保健所へ連絡すると。その保健所の助言を受けながら、学校と教育委員会と町の新型インフルエンザ対策本部が協議し、学級または学年の臨時休業等の範囲及び期間を教育委員会が決定することになりました。

実際に臨時休業等の範囲及び期間を判断するに当たっては、感染者と他の者との接触の度合い等について総合的に勘案し決定してもよいということになりました。

また、9月1日には感染予防や拡大防止のために、家庭の協力も必要なので、各小中学校の全保護者に対しまして、茨城県新型インフルエンザ対策本部から出されました、県民の皆様へ、という文書を配布しております。

次に、校舎の外壁についての質問にお答えいたします。児童生徒が一日の大半を過ごす学校の環境美化は情操教育においてもとても重要なものと考えられます。そのために、地域の方々やPTAの方々のお力もいただき学校環境の美化に努めているところです。しかし、校舎の外壁や屋上、体育館屋根など汚れやさびの目立つ箇所も老朽化とともに増えてまいりました。先ほどスクール・ニューディール構想でも申し上げましたとおり、学校施設については耐震補強を最優先に実施すると、そういうことにしておりますので、外壁の剥離のおそれやさびの進行による雨漏り等がある場合以外は、機能に支障がない場合は、耐震補強工事を完了させた後に再塗装とか清掃とかを実施していきたいと、このように考えております。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、大変細かに具体的な御回答ありがとうございました。

私は学力はその年齢に与えられた学ぶべきことをきちんと身につけることが一番意義あることであると思います。大人になったり高齢者になると、覚えよう、身につけようと思ってもなかなか身につかなくなってしまう。小学校、中学校の義務教育こそ、人間の基礎・基本を学ぶ一番重要な時期であると断言できます。小中学校の学習を体得すれば社会生活を営むには十分であります。だからこそ、基礎・基本は一人ひとりきちんとしっかりと身につけなければならないと自覚させて、後で後悔させないようにすべきと思っております。

ただいまの回答の中にもありましたけれども、学力テストの結果についての好成績をとった県は、学校の指導のほか、家庭での学習を習慣づける工夫、または規則正しい生活習慣が学力向上に最も影響しているということでした。この3年間で、そのように家庭の影響が大であると、そのような理解を保護者に確実に理解していただけたでしょうか。理解していただくための施策はどのようなことだったのででしょうか。お願いします。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。確実に理解させたかということでございますが、一応いろいろ行っていますが、啓発活動について答弁させていただきたいと思っております。

まず、小学校入学式のときの保護者の説明会、こういうときに、懇談会、それから小中学校1年生を対象にした家庭教育座談会、そういうところで、この調査を踏まえて学力と生活習慣の関連性について話をしていると。それから学校日より、それから保健日より、学年学級日より等でもこういったことについて、学力と生活習慣の関連性について啓発を行っているということでございます。

それから、教育長の答弁にもありましたように、学年に応じた基準となる学習時間を提示したり、それから保護者に対して具体的な協力をいただきたい内容などにつきまして、そういう家庭学習の手引というものをつくりまして、学習の習慣化を図るため、学年の初めに配布をしております。また家庭学習の計画表、それから家庭学習チェック表等を保護者に見てもらっているということもございます。あと、教育長の答弁でもありましたように個表を本人に渡すときにコメントを、家庭の方にも見ていただくようにコメントを載せて、それからその児童生徒と面談をして渡していると、そういう状況でございます。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。ますます保護者の理解を深めていただきまして、来年の学力テストの結果を望みたいと思います。

それでは、指導した先生方は学力に対して満足していらっしゃるのでしょうか。自分の教育にですね、その結果を受けて指導に満足しているかどうか、お願いします。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。難しい問題なんですけど、指導に自信を持てるように先生方もこういう結果を踏まえまして、いろいろな学習会等を開いております。先ほどの答弁にもありましたように、研究テーマを設けて研修に取り組んでいるところでございます。本年度につきましては、算数・数学の学力向上研修会を兼ねまして、県内教育事務所の先生を講師に来ていただきまして、指導法等の改善の研修を行っております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい。それでは、先生方も大変熱心に研修をしていらっしゃるということをお聞きいたしました。

それでは、阿見の教育はほかの町に比べて、こんなところがすばらしいと自信を持って言えることはどのようなことでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。阿見町の教育というのは、阿見町の指導要領等もございませう。基本理念としましては、安らぎのある、さわやかな、生き生きとしたから頭文字をとりまして、やさいの教育ということを今実践しているところでございませう。生きる力を目指した学習指導要領に沿い、平成20年度の学校経営評価をもとに基礎基本を押さえた確かな学力、それから豊かな心を育てるために信頼と活力のある学校経営、さらに地域に開かれた学校、特色ある学校づくりや小中連携を図った教育を現在進めているところでございませう。さらに、これは町として行っておりますが国際交流ですね、アメリカ、中国との。本年度は残念ながら、このインフルエンザの関係で中止になったわけではございませうが、こういう国際交流も中学生を派遣しております。それから、本年度から広島の平和記念式典、こういうことにも中学生の参加をしてもらって、国際的な力、それから平和に対する関心を持ってもらおうということで進めております。こういうことが1つの特色かなと思っております。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。

それでは、スクール・ニューディール政策なんですけれども、これからの子供は、やはりいろいろな機器を活用、操作できるという子の育成が大事だと思いますけれども、本年度電子黒板が各学校に1台ずつ入ったということですが、これからそのような機器のですね、拡充整備はいかがお考えでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。電子黒板ですが、昨年度に各校1台ずつ、それで本年度の経済活性化の交付金を利用して本年度も1台ずつ各校に配置したいと、この電子黒板をですね、考えております。それと、この電子黒板につきましては、これは昨年配置したばかりでございませう。利用状況を見ながら、今後増やすかどうか、できるだけ使っていただきたいんですが、そういうことを考えております。

それから、平成22年、来年度の8月に学校のコンピューターが契約の更新ということになります。それで約500台ほどリース期間が満了しますので、これを更新していきたいと考えております。

以上でございませう。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、それでは要望としまして、国の負担金または地方の交付金を当てにしないで、企業に対してですね、企業に対してのモデル校をつくり、企業の支援を受けてその機器を購入すると、そのような教育機器の拡充を図っていただきたいと思っております。要望で

す。

それでは、新型インフルエンザの対応について質問させていただきます。当町にはテレビ局もラジオ局もありません。刻々と変化する、その状況になったときに近隣の学校や、または町民に知らせる手段をどのようにお考えでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。町民というか、まず教育委員会としましては児童生徒に確実に伝達できるように、県の教育委員会等からそういう刻々と情報が入ってきております。そういう中で、教育長が答弁でありましたように、朝の朝礼とかそういうときに、うがい・手洗いを必ずやってくださいということで指導しております。それから、県民の皆様へというような文書も教育委員会のほうに来ております。こういうことで、御家庭での協力もこのインフルエンザの予防には欠かせないものでございますので、そういうところを周知していただいて、人込みへ出かけたときはできるだけマスクをすとか、それから熱があった場合には、まず病院にかかってもらうということを指導しております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、甲子園の球児や、またはお相撲さんなどですね、そういう方もインフルエンザになったというお話を聞きましたけれども、これから集団で行う行事に対してどのような対処をとっているのでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。中学校の運動会は終わりましたが、そういう集団で行う行事が、これからまた文化祭とかいろいろ残っております。そういう中で集団感染が見られる場合には延期とか中止とかも考えていかなければならないと思います。ただ、現在はですね、今日現在では児童生徒にインフルエンザで休んでいる子はいないという報告を受けております。もし1つの集団ですね、クラブとかクラスで2人以上出た場合には保健所と連絡を密にして、また先ほど答弁にもありましたように町の対策本部がございまして、連携を密にして、その対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。

最後に、校舎の外壁なんですけれども、耐震化が終わり次第、そちらのほうに移っていただきまして、美しい環境で勉強ができるようお願いしたいと思います。

以上、教育についての質問を終わらせていただきます。

次、2問目のみんなで支えるやさしい町づくりについて質問させていただきます。

阿見町は元気な町です。ほかの町と比べると笑顔が多いと気づきますとおっしゃったのは、以前、医療大学の教授の講話を聞いた時のことです。そう、阿見町は福祉の町、みんなに優しい町だからを実感しました。第5次総合計画が作成され、それらの趣旨も入っています。みんなで支えるやさしい町づくり、この章の項目の中に、働くことと子育てが両立できるなど安心して子育てができる町を目指すこと、子育て支援体制の充実、これは女性にとって、働くママにとっては大変にうれしい政策であると大きな拍手を送りたいのですが、職場復帰をしたいが子供を預かってもらえないと大変困っている声も聞きました。現在、このような待機児童は何名いるのでしょうか。前段の総合計画と矛盾点も感じるのですが、ゼロになる施策はお考えなのでしょうか。

また、乳幼児マル福助成の制度について、医療費が無料、それでも所得制限がかかっていましたが制限が撤廃されたということです。子供のいる親にとって大変うれしいことです。現在はまだ変わっていませんが、この制度について、いつどのように伝達するのでしょうか。また内容についての経過もお知らせください。

2点目、障害者が住みなれた地域や家庭で生きがいある生活を営める町を目指し、障害者の福祉サービスの充実と生活の安定と自立支援をこの総合計画の中に入っています。今まで健康で運動をし、身体的に不自由を感じない人が、ある日から障害者になってしまうことはだれにでも起こり得る状況にあります。障害者になったとき、今まで見えなかったいろいろの生活の中での不自由さを感じるとおっしゃった方の言葉を聞いて、はっと見直さなければならないと思いました。6月の議会において、紙井議員が障害者の自立と共生と題して、地域で安心して暮らせるまちづくりについて質問をいたしました。回答の中にも障害者に対するサービス・支援がありましたが、ソフト面が多かったように感じます。

今回はハード面に対しての質問といたします。施設利用で障害者が不自由に感じることを自由にする、そういう障害者の目線に立ってみると町の各施設は障害者に対してどのような優しさ、または気配りをしていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に答弁を求めます。町長川田弘二君。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 2つ目の質問事項、みんなで支えるやさしい町づくりについてお答えいたします。

まず、保育所の入所待機児童の解消に向けた今後の取り組みについてであります。平成21年4月1日現在の待機児童は11人で、過去数年間の待機児童数は12人～13人で推移しております。最近の待機児童の傾向としましては、経済不況を反映してか、母親の新規就労希望等により3

歳未満児の保育需要が増加しております。

町の保育所事業は御承知のように、これまで公立保育所を中心に展開してまいりました。その中で各施設の増改築等により定員の拡大にも積極的に取り組み、待機児童の解消に当たってきたところですが、しかし、公立保育所での対応も限界にきている状況にあることから、今後の対応策としては、平成19年度に策定した阿見町保育所整備方針並びに阿見町公立保育所民営化計画に基づき、積極的な民間誘導による保育所事業の推進を図ってまいります。

その1つとして、曙保育所と青宿保育所の老朽化対策にあわせて、その受け皿として平成22年4月開園予定の民間事業者による保育園においては、ゼロ歳児の受け入れ拡大や病後時保育、延長保育の積極的な取り組みをお願いしており、今後の保育需要増加にも対応できるよう施設の各保育室面積も余裕を持って整備していただくことになっております。

今後の計画としては、学校区保育所の老朽化対策や本郷地域の保育需要等に配慮した保育施設の整備検討に入る予定であります。これからも国の民間誘導施策に従い、積極的に民間活力を導入していく考えであります。

また、子育て支援体制の充実については、身近な子育て支援センターを目標に、支援センターの機能強化を図っていく必要があると考えております。まずは、子育て支援センターを核とした子育て支援にかかわる関係部署や団体等とのネットワークづくりを図り、現在の子育てセンターや保育所、児童館、総合保健福祉社会館等の子育て支援に対応している既存施設の役割を整理し、特に保育所や幼稚園に入園していない核家族世帯の養育者等が利用しやすい子育て支援体制にしていきたいと考えております。

具体的には、児童館においては養育者たちが気軽に集える場所を提供する。保育所においては入所児童以外の地域の養育者が気軽に子育てのアドバイスを受けられる身近な相談場所とする。総合福祉社会館においては母子や妊産婦の保健精神衛生面のフォローをするといったように、役割を分担させるとともに、各施設とも相談窓口機能を持たせ、地域子育て支援センターが相談者情報の一元管理と各関係部署や団体等との調整役を担い、地域子育て支援センターが中心となって、子育て支援センターの充実を図っていきたいと考えております。

これからは、現在策定中の次世代育成支援行動計画、これは平成22年度から26年度までの5カ年間の町の子育てに関する取り組み方針を取りまとめるものでありますが、この次世代育成支援行動計画の中で検討していきます。

次に、乳幼児の医療費助成についてであります。町では子育て支援対策の一環としてゼロ歳児から小学校入学前までの乳幼児に対して医療費の助成を行っておりますが、保護者等の所得状況によっては助成の対象にならない乳幼児もおりましたので、子育て家庭の経済的負担の軽減と健やかな成長の支援を図るために、平成21年3月定例議会において議決をいただきました。

が、10月1日から所得制限を撤廃し、今まで助成の対象とならなかった乳幼児に対しましても町の単独事業として医療費の助成を行うこととしたものであります。現在、乳幼児にかかわる所得制限を撤廃あるいは撤廃が決定している県内の市町村は、44市町村中27市町村となっております。

制度の周知につきましては、まず、広報あみ5月号に平成21年度の施策・予算の中で主要重点事業の1つとして掲載、8月には制度拡充対象者410人に対しまして手続の案内をお送りし、広報あみ9月号では制度改正の案内を掲載しまして周知・啓発を図ったところであります。また、国保年金課窓口においても出生・転入の新規対象者に対して制度説明を的確に行い、周知を図ってまいります。

続きまして、障害者福祉についてお答えいたします。阿見町での障害者福祉に関する施策は、第5次総合計画において、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会の実現を理念とし、障害者が住みなれた地域や家庭で生きがいのある生活を営めるよう福祉サービスを充実し、社会的自立の支援を進めていくことをうたっております。

この施策を推進するために、支え合って安心して暮らせる町を基本理念とし、平成12年度から21年度までを計画期間とした阿見町障害者基本計画、あみ・あい・プランと称しておりますが、により心のバリアフリー化の推進、教育・育成の充実、福祉の充実、保健・医療の充実、就労の促進、生活環境の整備促進、文化・スポーツ活動等参加への支援の7つの施策体系に基づいて取り組んできたところであります。

議員御質問の生活環境の整備促進に関しましては、御指摘のとおり障害者の利用に配慮した整備、改善が進められる必要があります。町では平成6年にハートビル法、平成8年に茨城県ひとにやさしいまちづくり条例が制定された以降、総合保健福祉会館、舟島ふれあいセンターなどにつきましては、障害者が不自由なく利用できるように配慮した施設になっております。道路については、埜地区において新たに段差のない歩道を設置するとともに、本郷第一区画整理事業においても段差のない歩道など、障害者に配慮した整備を行っています。また、公園につきましてもユニバーサルデザインの基準を取り入れ、すべての人が使いやすいように配慮しております。平成6年以前の施設の主な改善としては、役場庁舎、図書館、中央公民館、君原公民館に障害者用駐車場の設置、うずら出張所出入口の自動ドア化、総合保健福祉会館の障害者用トイレのオストメイトの対応を図ってまいりました。

しかしながら、施設等の改善には多額の費用を要することから、整備状況は十分なものとは言える状況ではなく、これらの改善に取り組んでいくことが課題であると認識しております。

このようなことから、今年度、阿見町障害者基本計画が最終年度となり、現在、次期計画の策定に取り組んでおりますが、次期計画においてこのような課題を施策に取り入れ、計画的に

改善できるような取り組みを考えていきます。

いずれにしても、障害者の自立と社会参加をさらに進め、みんなで支えるやさしい町の実現のために障害者のニーズ等を踏まえながら福祉サービスの充実に取り組むとともに、障害者を含むすべての人がともに安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために取り組んでまいり所存ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。先ほどお話しいたしましたように総合計画の中に働くことと子育てが両立できる、安心して子育てができる町を目指す、子育て支援体制の充実と書いてありますけれども、職場復帰ができない、この不況の中、働かざるを得ない、そういうママさんがいるわけですが、その方が職場復帰ができないと。それは子育て支援も何もありません、そう思います。そして、また先ほどの御答弁の中に公立の保育所は限界に来ていると。公立の保育所が限界というのは、どのようなことなのでしょう。子供を育てる一番大切な幼児教育に限界が来て施設がなんだと、そのようにして職場復帰ができない、そういう状況というのは、その第5次総合計画の中の言葉に矛盾していると思いますけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えをいたします。待機児童がいるということで、町の保育所の受け入れ状態が限界だというようなことでございます。この点につきましては、町では今6カ所の保育所がありますが、そのうちの2カ所、この曙と青宿の保育所につきましては老朽化という問題を抱えておりまして、その2カ所を今回新たに民間の施設に移行していくというようなことで、22年度の4月から開始するという事になったわけでございます。

これについては、前からも町として民営化の計画に基づいて進めてきたところでございます。そういう考えの基本としましては、国のそういう保育所の施設整備に対する補助が、地方公共団体ではなく民間に補助を出して、民間の活力をお願いするというような趣旨で国の補助の意味が変わってきております。そういうことから、町がこれから保育所を整備していくということではなく、民間の力で保育所の運営をしていただくというような方向に変わってきているところでございます。

そういうことから、今後、町でも老朽化している施設もございます。その点についても、今後そういう整備計画に基づいて進めていく予定でございます。当面は、この4カ所の保育所ということになりますが、そこで待機児童が出ないように進めているところでございますが、近年の状況を見ますと、やはりこの経済不況ということで、ゼロ歳児、1歳未満の待機児童が多

いということでございます。その辺に対する町の職員、あるいはそういう施設の確保、そこら辺が難しい状況でございます。そういうことから、今回新たに民営化で行っていただいているところに、そういう受け入れの拡大ということで対応をお願いしていることでございます。

そういうことから、町としても今後はそういう民間の力をかりながら、対応していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、私はやはり発想の転換をしてほしい、これは強く要望したいことです。なぜならば、やはり、建物が主か子供が主かとすれば、子供が大切なんですから、子供が主だと思うんですね。ですから、子供に合わせた建物をつくるというのが、これが一番だと思います。建物があって、はい子供がこれだけ入れませんと、そういうのはちょっと、どちらが主かわかりません。建物が主のような感じがいたします。やはり、子育てということですから、一番大切な子育てをするママさんが職場復帰できないと、12名も、今、阿見町にいるわけですね。そのこのところをしっかりととらえていただきたいと思います。

そしてまた、確認させていただきますが、22年4月に開園いたします青宿、曙の合同保育所には入れていただいて、待機児童はゼロとなると、それは確信できるのでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えをいたします。これは必ずゼロというふうなことは確証、確実だということは確約とれませんが、現在の曙と青宿のゼロ歳児の対応人数というのは7人程度の受け入れというようなことでございます。これが新保育所になりますと、12人程度は受け入れられるというようなことになってございます。そういうことから、現在よりは解消できるのではないかというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、育児ママを代表してもう一度。今度はですね、その待機児童が少なくなるといいますと、そのような回答では私たちは引き下がれません。やはりですね、ゆとりを持って建てるということ、これは町でお願いして建てるわけですから、ちゃんとその12名の待機児童もゼロになるような、そういうゆとりのある施設に建てていただくよう町からも強く要請していただきまして、阿見町は待機児童がゼロとそのようにしてほしいと思います。これは強い要望でございます。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 要望はわかりますし、できるだけ我々も待機児童ゼロを目指して、例えば、それぞれの保育所で定員に対して20%か25%割り増しのものを受け入れるとか、いろい

るな形で対応しているわけです。で、そういう実態というものをよく知っていただきたいということで、現在の公営の対応では限界があるというような表現を使って。現状をやはり厳しく認識して、要望があれば必ずいつでも余裕を持った形で対応できる、これは無理なんで、できるだけ最大限の努力はするということ。

現在、全国で言うと、現在の状況の中で、待機児童が2万5,000人出ていると、こういう状況がある。その中で、阿見町はまだ状況はいいほうだと思いますけれども、やっぱり厳しい。そういう現状というものはきちんと認識して、言えばすぐにでも待機児童はゼロになるんじゃない、非常に厳しい状況があるんだという現状はきちんと認識していただく必要がある。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、厳しい現状はわかりましたから、わかりましたけれども、待機児童ゼロに対して御努力いただけますよう要望いたします。

次、子供のマル福助成なんですけれども、これ入学前というまでのことでしたけれども、全国の地方自治体では2割に当たる355市町村が中学校前までというふうに移行しておりますけれども、この所得制限を撤廃して大変ありがたいこのマル福助成、これから拡大についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えをいたします。今回、就学前までということで拡大したわけでございます。これによりまして、町の財源的には、約1,400万弱の財源が必要ということでございますが、小学生まで拡大というようなことになると、小学生まで拡大した場合ですね、この場合1年間で約5,800万円の財源が必要というようなことでございます。

この件につきましては、議会からの予算要望ということにも入っていたかと思えます。その件につきまして、今回、県知事選挙が行われまして、今回、橋本知事が公約にも上げておりますが、その中で小学生まで拡大するというようなことで上げております。この点について、町としても県の動向を見きわめながら対応していきたいというようなことで考えております。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、それではマル福の拡大につきましては、中長期的計画でぜひ実現に向けて努力してほしいと思えます。

それでは、障害者のことで、障害者に優しい施設ということで、まず1つは図書館なんですけれども、図書館の2階でこのごろ予科練の発表というか展示会とか、それからいろいろな趣味の方の個展とか、そういうものが開かれております。で、障害をお持ちのある方が2階に見に行きたいとおっしゃったのですが見に行けなかったと。やはり、ぜひ見たいということで館長さんにお話しいたしましたら、職員みんなでね、いすを持ってあげますから、気軽においで

くださいと、そのようにお話がありましたけれども、やはり2階に行くために、そのような優しい施設をと思いますけれども、この点ではいかがでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。図書館のことですので、教育委員会のほうからお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、2階に昇降機がないということで、2階のギャラリー等につきましては職員が介助を実施していると、今、現在対応しているという状況でございます。図書館の施設としましては、ローカウンターとか、それからスロープ、車いす対応の障害者用のトイレ等設置しておりますが、2階のギャラリーも議員さんがおっしゃるようにだんだん利用者も増加しております。そういう中で、車いす用の階段昇降機、こういうことも考えていきたいと。まだ具体的な検討に入っておりませんが、近いうちにその辺の値段等を調査しながら具体的な調査に入って、できるだけ早く対応したいと考えております。今後とも図書館の御利用をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。ただいま障害者用トイレというお話が出ましたので、障害者用のトイレについても質問させていただきます。

運動場ですね、競技場のところに行きましたら、和式のトイレが女性のほうは4つ、男性の和式が2つに、普通の男性用トイレがありました。そこで、あそこは障害者の運動会などが開かれております、あの競技場ですね。やはり、その中で和式というだけではですね、大変使用しづらいというので、1つでもいいですから洋式にしてほしいと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい、お答えいたします。運動公園には実際に障害者対応のトイレがございません。この辺も現在のこういうバリアフリー化が進む中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。そしてですね、この庁舎なんですけれども、庁舎の玄関に入ってきて、障害者用トイレというのがどこにあるかわかりません。ある方は来たときに、そういうトイレなんかないわよっておっしゃいましたけれども、本当は北側から来た奥まったところに、そのトイレがありました。やはりですね、向こう、正面から入っ

てきても、ああ、障害者のトイレがあそこにあるなという、わかる表示が欲しいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。役場の庁舎の中の障害者用、障害者の方のトイレは1階と3階にございます。それで、表示の件なんですけれども、今度総合窓口化、「ばける」のほうですね、の検討を今しております、来年の5月連休明けですか、実現に向けて、今、作業を進めているところでございます。かなり1階のほうのレイアウトも変わりますので、それに合わせてきちんとした表示も考えたいと思います。それでは遅すぎるという御意見がございましたが、今、間に合う、それまでの間はですね、何かわかるようなことの表示も考えたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。間に合いませんので、簡易のこの表示もよろしく願いいたしたいと思います。

それからですね、歩道の件なんですけれども、時々専決処分ということで、いろいろな、車が溝に落ちたとかっていう専決処分がありますね。それは道路なんですけれども。道路と同じようにやはり歩道もいろいろな障害があります。やはり歩道についても、これから車いす、シルバーカー、乳母車、そういう車が通りますので、時々は見回ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） はい、お答えいたします。歩道の見回りというお話でございます。町内の道路につきましては、議員おっしゃられたようにパトロールを実施しております。シルバー人材センターにお願いしまして、毎週ですね、パトロールを実施しております。そのパトロールの中で歩道につきましても注意して見ていただくと、そういうようなことで。従来も歩道を見てはいるわけなんです、今まで以上にですね、歩道につきましても見てもらうようお願いするというのを考えております。

また、パトロール全般につきましても、より改善してですね、しっかりパトロールできるような体制をとりたいというふうに検討していきたいなど、そういったことで考えております。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） ありがとうございます。

長時間にわたりまして、皆さんお疲れの顔が見えてまいりましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。今、総務部長から答弁があります、どうぞ。
- 総務部長（坪田匡弘君） 済みません、先ほどの発言で訂正をさせていただきたいと思えます。役場庁舎の障害者の方のトイレは、1階、3階と、4階にもございました。3つございました。
- 7番（浅野栄子君） そうですか。ありがとうございます。では、表示をよろしく願いいたします。
- 議長（諏訪原実君） これで7番浅野栄子君の質問を終わります。
-

休会の件

- 議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。
- 委員会審査及び議案調査の都合により、9月10日から9月24日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。
-

散会の宣告

- 議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。
- 本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。
- 午後 2時30分散会

第 3 号

[9 月 25 日]

平成21年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成21年9月25日（第3日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

16番	櫛田	豊	君
-----	----	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
監	査	委	員	橋本	英之	君
総	務	部	長	坪田	匡弘	君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	桑 田 康 司 君
教 育 次 長	横 田 充 新 君
消 防 長	瀬 尾 房 雄 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
国 保 年 金 課 長	吉 田 衛 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君
下 水 道 課 長	大 塚 康 夫 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
予 科 練 平 和 記 念 館 整 備 推 進 室 長	湯 原 幸 徳 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	山 崎 貴 之

平成21年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成21年9月25日 午前11時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第54号 阿見町予科練平和記念館条例の制定について

日程第3 議案第55号 阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について

日程第4 議案第56号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

議案第57号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第58号 阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第59号 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第60号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第64号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第68号 平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第69号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成20年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第73号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 議案第74号 平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 議案第76号 平成20年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第8 議案第77号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工
事請負契約について
- 日程第9 議案第78号 21国補下1-1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について
- 日程第10 議案第79号 町道路線の廃止について
議案第80号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第82号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 議会運営委員会及び常任委員会並びに行政改革特別委員会の閉会中における所管事
務調査について

午前11時00分開議

○議長（諏訪原実君） おはようございます。先ほどの全員協議会、大変御苦勞さまでございました。定刻になりましたので、定刻と言うと失礼、時間がずれましたけれども、大変失礼しました。ちょっと頭にきて、冷静に対応します。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承を願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（諏訪原実君） 日程第1，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

本日、町長より議案第82号が提出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第54号 阿見町予科練平和記念館条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2，議案第54号，阿見町予科練平和記念館条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） それでは、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月10日午前10時に開会し、午前11時50分まで審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため執行部より川田町長初め関係職員15名、議会準備局2名の出席をいただきました。

まず、議案第54号，阿見町予科練平和記念館条例の制定について、質疑を許しましたところ、

質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、阿見町予科練平和記念館条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第54号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第54号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第55号 阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第3、議案第55号、阿見町消防団の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 議案第55号、阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第55号、阿見町消防団の設置等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第55号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第55号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第56号 阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第57号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第58号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、議案第56号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第57号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第58号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 御報告申し上げます。

議案第56号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、団員定数を521から420人に減らすということではありますが、今後の消防団のあり方についてはどのように考えているのかの問いに、消防団については各市町村単位で管理することになっているので、仮に消防本部が広域化されても、消防団は町に残ることになります。また、機能面の充実については、油圧カッター等の救助資材、機械等の整備を行っていきたいと考えております。

次に、15分団のうちで団員数の一番多い団員数は。また、一番少ない団員数はどこか。また、エリアに偏りがあると思うので、再編を考えているのかとの問いに、団員数の一番多い団は第9分団の39名、少ない団は第8分団の14名です。

また、団の再編については、今すぐということではないが、エリアを含め、今後検討していかなければならないと感じていますとのことでありました。

次に、阿見町では、消防団のない行政区は幾つあるのか。また、その行政区で火事があった場合、鎮火後の体制はどうなっているのかとの問いに、消防団管轄エリアとしては、町内全域を網羅しているので、団のない行政区はないということになります。しかし、現状として、どこの消防団にも入っていないと見られている行政区があることは認識しております。鎮火後の体制ですが、対応としては団によりまちまちであります。消防署としては、半焼以上の火災においては、再燃対策として、規模に応じ時間を見て巡回を行っております。

以上のような状況の問題から考えますと、今後、状況調査を行うとともに、管轄の団、区長と関係者と協議をしていきたいと考えております。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第58号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、展示解説員の位置づけ、その内容はどのようになっておられるのかの問いに、展示解説員は、昨年12月の全協の中でも御説明をさせていただきました。記念館の中の総合案内、あるいは、観覧料の徴収、展示の監視、簡易な説明というふうなことの職員を採用することで、当初は臨時職員で予算を計上して考えておりました。業務の内容からしまして、一般的な事務補助とはまたちょっと違ってきますし、臨時的に行う仕事ではなく、記念館の運営に欠かすことのできない業務であるということと、また、継続的にその職員をお願いするというので、臨時職員としての配置はそぐわないということから、今回、非常勤特別職展示解説員というような形で、非常勤特別職として位置づけをしようと考えております。

時間的な部分ですけれど、採用については、今8名を採用する予定でありまして、週4日対応で、1日当たり4名から5名、8名が全部常駐するわけではなくて、4名から5名が常駐する、そういうローテーションで、1日の勤務時間については、非常勤特別職ですので週30時間を超えない範囲の中で配置していきたいというふうに考えております。

また、報酬額であります。館長が年間で155万6,000円、展示解説員が1,100万程度になる予定でございます。

次に、予科練平和記念館の運営費としては、運営していく経費はどのくらいになるのか。運営費に関しては、この展示解説員と館長の分ばかりでございません。例えば、維持管理費ということで、電気の使用料だとか、光熱費の使用料ですね。それから、機器の保守点検の金額もかかってまいります。そういう維持管理費が、今の試算で900万程度かかるということで考えております。

それから、運営費ですけれども、これは今言われたように、館長、展示解説員の報酬だとか、あるいは、その共済費、社会保険だとか、雇用保険だとか、あるいは、その旅費だとか、需用費だとかという館の運営の中で使う費用が2,100万程度、合わせて約3,000万程度かかろうということで考えております。それ以外にも、事業費として、約500万とか600万程度は年間かかるんじゃないか。合わせて全部で3,500万ぐらいはその運営費の中でかかるだろうというふうに考えております。

次に、展示解説員の8名に対する教育はどのように考えておられるのか。その問いに対して、展示解説員は2月から採用ではなくて、1月に採用したいと考えております。展示解説員の運営マニュアル等も今後整備したいと考えておまして、1月に入りまして、予科練平和記念館の業務内容だとか、あるいは、その接遇、接遇は2回ぐらい外部の講師を呼ばって研修するというようなことで、接遇の研修を考えております。それから、緊急救命AEDだとか、救急救命の研修等も1月の中で、消防本部のお力をかりてやっていこうかなと考えております。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） おはようございます。命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条により御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月11日午前10時に開会をし、午後1時56分までの間、慎重審議をいたしました。議長にも御出席をいただき、出席議員は6名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め関係職員20名の出席があり、また、議会事務局から局長以下2名の出席がありました。

初めに、議案第57号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、報告をいたします。

質疑を許しましたところ、次のような質問がございました。子育ての中、一番女性にかかわる出産時の一時金の支給が引き上げられるということは、女性にとって大変うれしい対策でご

ざいます。その一時金35万円が4万円アップで39万円になると、そういうことでございますが、ここに国庫補助が23年の3月までの暫定措置であると、そのように書かれておりますが、23年の3月末以降の補助はどのようになっているのでしょうかという問いに対しまして、国におきましては、緊急の少子化対策のために実施するというところで、全国一律に引き上げられるということでもあります。

それに伴いまして、国庫負担金が4万円のうち2分の1、23年3月31日までの間に関しまして、国が負担するということとされております。その23年3月までの間につきまして、出産にかかる給付、または出産の費用負担のあり方について検討していくということでもありますので、その後については、国のほうから方針が示されるというふうに考えておりますという答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第57号、阿見町国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第56号から議案第58号までの3件についての委員長報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第56号から議案第58号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第59号 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第60号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第64号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議案59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第60号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第62号、平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第64号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第65号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第67号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上9件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 御報告申し上げます。

議案第59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、12ページの財産管理費、廃棄物処分委託料200万、この計上する積算の根拠はどのようになっておられるのかの問いに、廃棄物等処分委託料を今回補正で上げている200万の中身ですね、PCB関連の廃棄物ということで、今は使われていないんですけども、過去に役場とか、阿見小とか、阿見中で使っていたコンデンサーの廃棄物が処分できないで、ずっと保管していた状況なんです。今もクリーンセンターのほうに保管しているんですけども、これが処分先がかなり限定される事情がありまして、順番待ちだと。今回、今年度中に処分ができる見通しが立ったので、処分をするために必要な経費を補正しているという中身なんです。

積算の根拠としましては、単価表というのがありまして、コンデンサーの重量によって、15キロから20キロの範囲だと50万8,000円、20キロから25キロだと54万4,000円、30キロから35キロだと61万6,000円というような単価がございます。それに基づいて算出しております。大体は昭和40年代に製造されたものであります。

次に、同じく12ページ、公用車維持管理費の備品購入費6,200万の内容、これは全協等で、公用車は9台、また、行政バスという買い替えであります。その内容をお尋ねいたします。

行政バスは平成3年の購入ですので、18年ほどたっております。他9台は、10年から12年ぐらいの買い替え時期を迎えた車を想定しております。今、いろいろ財政難ということがありますので、以前は距離で言えば10万キロ、年数で言うと10年というようなことを1つの目安として買い替えをしてきましたが、なかなか厳しい財政状況になってきておりますので、必ずしもそれで買い替えるということではなく、車の状態を見ながら、その辺は判断して、実際には、今ですと10年以上、12年から13年は乗っているかと、そういう状況で買い替えをしてきております。

次に、原則的に、行政バスは日曜、祭日は使えないという、この部分の説明をお願いいたします。実態から申し上げますと、土・日の使用もしております。要望が出てきた場合、支障がなければ大体使えているというふうに思います。土日の回数なんですけれども、利用の、行政バスが出る、稼働している回数なんですけれども、ここ数年の状況を見ますと、大体年間140回前後であり、大型とマイクロを合わせての数字なんです。そのうち土日関係で出ているのは、40回程度が土日の利用という状況でございます。今後は、祭日、日曜等、十分検討させていただきたいと思っております。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） では、報告いたします。

議案第59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち民生教育常任委員会所管事項について御報告をいたします。質疑を許しましたところ、次のような質問がございました。

今回の緊急経済対策で、マスク購入の件、これは職員三百四、五十人の分の何十日分という説明がありましたけれども、やはり職員のみでなく、最低でも学校の子供さん、それからお年寄りにも配る必要があるのではないかと。腐るものではないし、災害対策と同じように、何千人分かは町で買って保管しておく必要があると思っておりますが、その点はどう考えておりますかという質問に対して、マスクの町民向けの備蓄に関してですけれども、今回の補正予算につきましては、職員向けの備蓄ということですが、それにつきましては、町内で新型インフルエンザが蔓延して、マスクの必要が認められ、実際にマスクの入手が困難と、そういうふうになった場合には、町の新型インフルエンザ対策本部等の協議によって、その備蓄しているものを町民の方に配布するということは可能かと思っております。ただ、今後、町民の方に備蓄するかどうかにつ

きましては、この予算でも計上されておられませんので、他の市町村の動向とか状況を調査しながら検討していきたいと考えております。

さらに次の質問です。子供さんとか、お年寄りの分については、備蓄については今後検討するという話ですが、インフルエンザの対策委員会が立ち上がっており、予想では10月に流行するのではないかとされています。今後、検討していきます11月ごろにやったのでは、遅くなると思います。悪くなるものではないので、早急に支出して備蓄することが町民の要望になると思いますが、いかがですかの問いに対し、今回補正として出しているのは、一応、対象としては町の職員ということで考えているわけですが、これを拡大して、どこまで対象にして備蓄するのか。町民全体を対象にすれば大変な量になるわけですし、その辺については、まず考え方の整理というものが大事だと思いますので、至急検討する。対応すべき、あるいは対応できる、そういう点については早急に対応するということになると思います。今、具体的にどういう形で、いつまでという明確な形でここでは言えませんので、その点御了解をいただきたい。

さらに次の質問です。インフルエンザの対策委員会っていつ開くのですか。早急に委員会を招集して万全の対策をとるとするのは、自治体のトップ、または議会側としても責任があると思いますので、いつやるつもりなのでしょうかの問いに対して、どういう形で対策を考えるべきかということが基本ですので、マスクだけの備蓄を確保すればいいということではなく、やはり県全体での検討、そういうものをやっぱり踏まえながらやっていく必要がある。これまでの対策本部でも基本的にはそういう流れの中でやってきていますので、県としても当然これだけ問題になっているわけですから、基本的な対策についてどう考えるべきか、そういうことについては早急に方向が出ると思いますので、そういうことをにらみながら、町としてもきちんと状況が整理できる状況になったら、本部会議を開き、できるだけ早急な対応を考えたい。例えば、町だけで独自でやるということよりは、そういう全体の動きというものを確認することはどうしても必要だろうと思いますので、その辺は御理解いただきたい。

さらに質問です。よく県とか国とかと言いますが、町独自の対策があってしかるべきだと思います。その職員のマスク362名50日分というのは、県の方針があったから買ったのですかの問いに対しまして、50日分、50回分ということは、インフルエンザの蔓延機関を想定して日にちを考えております。特にその点については県のほうから細かい指示はございませんでしたとの答弁でございます。

さらに質問です。買うのであれば、職員だけでなく、相手になる町民も、例えば、4万人分とは言いません。学童分はありますよ。ただで配ると言っているわけではないです。半額補助して半分だっていいと思います。そのときは、薬局でなくなった場合には町で提供しますとい

うことでやれば、町民は安心すると思います。町は独自でたまたま100%の補助だから買ったと思いますけれども、今の答弁では納得いかないで、前向きな答弁をやってもらいたいと思いますという問いに対しまして、これまで何回も対策本部会議をやってまいりましたけれども、それはやはり県との連携をとりながら、基本的な考え方として、それぞれどういう形で対応するかということをやっていきました。今度、当然これだけの事態が予想、想定されるわけだから、県としても至急どういう形で対応すべきか基本的な考え方の整理をしなければならないし、遅れるようだったら、緊急対策の全体の流れの中で、何が当面どういう形で大事なのか、そういうことをきちんと整理して、町として対応をするべきだと思っております。早急に町民に対する手当てについてどうすべきかということは検討すると言っているわけですから、その点については御理解をいただきたい。例えば、4万7,000人いるうちに、どういう形で対応するかということはやっぱり十分検討しなければ、金の面でも確保するという面で対応できないわけですから、その点は議会も一緒になって相談してもらって、こうすればいいんじゃないか、ああすればいいんじゃないかというような具体的な協議が必要になると思いますので、その点は理解をしてくださいとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第60号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、報告いたします。

質疑をしましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第60号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第62号、平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第62号、平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第65号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、報告をいたします。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

ついて、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、議案第59号、60号、62号、65号、66号についての審査経過と結果を報告いたしました。当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、命により、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月14日午前10時に開会し、午後4時9分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議長と議案説明のために、執行部より川田町長初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、補正予算の22ページ、街路事業について、この中で、荒寺線と中寺線、この予算について、この中郷寺子線、これをどうしてもつくるのであれば、荒川沖寺子線からそれを通して、アウトレットへ行けるように、西方に行けるように、もう少し勾配を直してはどうかと思うが、どうしてその線形を決めたのかとの問いに対し、荒寺線、中寺線の測量設計ですが、今回補正予算で測量等の委託費を計上した区間については、県道土浦竜ヶ崎線から荒川沖寺子線から東に向かって約350メートルを延伸し、そこから中央市街地に向けて北に伸びる中郷寺子線を約750メートル整備する計画です。

これについては、地域活力基盤交付金を受けて、平成22年度から整備します。アウトレットのほうの東部市街地とアクセスをさらに強化するため、都市計画道路寺子・飯倉線を柏根交差点まで延伸整備することは理想ですが、土浦竜ヶ崎線から柏根までの延長が約2.1キロあります。既存道路、今ある町道との接道等の問題上、柏根まで一気に整備しなくてはならないということで、補助事業の期間での完了や財源確保等の問題が生じるため、今回は中郷寺子線の接続までとしております。

線形を決めた理由は、平成5年の11月、都市計画決定をしております都市計画道路の荒川沖寺子線と中郷寺子線に両方も、平成5年11月当時は茨城県が町の骨格となる道路網の整備ということで、その幹線道路を計画し、都市計画決定しました。はっきりとした理由は残っていませんが、都市計画決定とか道路構造令を見ますと、幹線道路ですので曲げたりするのは難し

いことと、中郷寺子線、茨大通りからの先、それが真っすぐに抜けていくのと、荒川沖寺子線から向かっていくところの交差点の部分について、幹線道路は直角に交差させなくてはならないというようなことがあり、その直角に交差させるために、あのような路線で当時計画決定されたものと思われまますとの答弁でありました。

次に、20ページ、竹林整備委託料について、場所と面積を委託する場合の入札について、7番、土木費、道路維持費、道路橋梁維持補修事業委託料300万円、測量、設計、管理委託料はどこを予定しているのか。土木費、河川総務費の河川維持管理費、工事請負費、維持補修工事、桂川だと思うが、維持補修の内容はどういう工事をするのか。この3点の質問に対して。

まず、竹林整備事業ですが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して行います。時期は本議会議決後、10月下旬ごろに発注をかけたいと思っています。面積は1,500平米程度、そのうちの3分の1程度を間伐、実施する場所の緊急経済対策予算に絡めて竹林調査を現在実施しています。現在想定しているところが実穀のファミリーマート付近の竹林、あるいはプレミアム・アウトレットの近くの竹林、それらの場所を参考に間伐したいと思います。ただ、今回ある竹林の間伐については、まだ本格的な整備という段階ではなく、竹林を整備して試みるものであります。そこで切ったものを竹細工や、まい・あみ・まつりでの竹明かりなどにして今回試みます。本格的な竹林伐採は来年度に入ってから、例えば、平地林整備事業を使って行うなど、そういった形で考えています。発注については指名競争入札を考えております。

次に、委託料、測量、設計、管理委託料の300万に対しまして、桂川の測量と設計で、地域活力基盤創造交付金事業での設計委託料です。あと、河川総務費の工事請負費、維持補修工事につきましても、同じく桂川の改修工事の内容につきましても、桂川の底打ち工事ですとの答弁でありました。

次に、農地費で、農地・水・環境保全工事対策支援負担金について、以前、答弁の中で、共通で200万円が含まれるとあったようですが、その活用について質問があり、それに対し、地域活性化・緊急対策臨時交付金の使い道ということで、220万共通ということで、それについては一応、土地改良の若栗地区、若栗、飯倉、吉原、この3つの都市改良が、各1事業、予算をとってありますけれども、あと1事業、枠としてとらえているということで、その分、1事業余計に交付金の中で見ているということでありまますとの答弁でありました。

13ページ、交通安全対策事業の補正、被服類の購入費と幼児2人同乗用自転車購入補助金についての質問に対し、1点目の被服費の購入費につきましても、町の交通指導隊員の防寒服ということで1名分計上いたしました。交通安全指導隊は従来16名ということで、町から委嘱されておりますが、交通対策ということで、交通量の増加等により、指導隊員1名増員の17名ということ。今年6月1日から23年の5月いっぱいまで委嘱をさせていただきました。

続きまして、2点目の幼児2人同乗用自転車購入補助金については、本年7月1日から幼児2人同乗用自転車に限り、県におきましても幼児2人を同乗させることができるようになりました。この幼児2人同乗用自転車の購入に対し費用の一部を助成するというので、購入価格の2分の1、1台につき上限4万円であります。予算的には上限の4万円の10台分ということで、今回補正に計上いたしました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第61号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、歳出の5ページ、維持管理費、管渠維持管理費委託料、下水道台帳更新委託料の入札について質問があり、下水道台帳の更新委託につきましては指名競争入札を予定しているとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第61号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第63号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第64号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、4ページの管理費、小池地区農業集落排水事業の需用費、施設等の修繕料について、保証期間や保証書があるのかとの問いに対し、特に保証期間は聞いておりません。機器の個々の耐用年数は、大体機械関係だと15年から20年ぐらい。あと、構造物だと50年など。今回上げたものは汚水処理場の中の下位分槽で、水位計が壊れ、その交換工事を行うために計上させていただいたものであり、保証期間については、現時点では手持ちの資料にはないのでとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第67号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号から議案第67号までの9件についての委員長報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第59号から議案第67号までの9件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第68号 平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第6、議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 御報告申し上げます。

議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、ページ数94ページ、路線バス運行事業補助金546万円、高速バス運行事業補助金382万6,000円、この内容をお尋ねいたします。

まず、路線バス運行事業補助金546万、こちらにつきましては、荒川沖から稲敷市江戸崎、

あと江戸崎高校，こちらに行っている路線バスであります。事業者であります関東鉄道のほうから，一昨年度，廃止したいというような申し入れがあったんですが，稲敷市さんのほうと協議をしまして，高校生の通学的な要素が強いということから，稲敷市と合同で補てんをしているものでございます。こちらにつきましては1日に4往復でございます。高校生の足を確保するということがありますので，乗降者は少ないんですが，稲敷市さんとも引き続き実施していきたいというふうに思っております。あと，アウトレットのところを通るもんですから，最近では少しずつ利用者が増えています。

続きまして，高速バス運行事業補助金382万6,000円でございます。こちらにつきましては，昨年7月より運行しております。JRと関東鉄道のほうから廃止したいという申し入れがあったんですが，美浦村さんと稲敷市さん，3市町と協議をいたしまして，2社に赤字補てんをするので運行してほしいというような要望をいたしましたところ，関東鉄道が往復4便で何とか運行していただけるということになったものです。こちらについても補助としているものであります。やはり需要がありまして，8往復から4往復に半減したわけなんですけど，1台当たりの乗降客は8台で運行していたよりも多くなっております。また，昨年の暮れ，リーマン・ショック等の影響がありまして，利用状況が若干ですけれども減少している状況です。

次に，94ページ，フラワーコリドール事業，事業協力者謝礼210万の中身をお願いします。

こちらは，フラワーコリドール事業，花の回廊事業ということで，当初，茨城県が霞ヶ浦の観光ですとかそういったことで，平成15，6年から始めた事業なんです。それを阿見町として，単独で現在も続けている事業でございます。内容としましては，大室地内にあります旧霞ヶ浦の汚泥のストックヤード7ヘクタールにつきまして，組合を立ち上げていただきまして，そちらで今，春の菜の花といった景観作物を栽培しているというような事業でございます。そちらにつきまして，平米当たり30円掛ける7万平米ということで210万を報酬として支払っている事業でございます。

次に，ページ数20ページ，地方税の不納欠損額ですが，5年がたつと時効が成り立つということです。この不納欠損処分と収納対策について，どのような考えを持っておられるのかお尋ねします。

不納欠損分については，本会議でも総務部長が説明しましたが，地方税法がもとになっており，地方税法18条により5年で時効により消滅します。また，地方税法第15条7関係で，滞納処分をすることができる財産がないとき，滞納者の生活を著しく緊迫するおそれがあるとき，滞納者の所在及び滞納処分する財産がともに不明であるとき，滞納処分の執行を停止し，3年間生活状況を把握し，現在の状況とは変わらない場合には，不納欠損処分として整理しております。また，滞納処分の執行の停止後，滞納者の死亡や相続放棄により相続人がいない場合，

生活保護を受けている場合、会社が倒産した場合等は、直ちに不納欠損処分として整理している状況であります。時効の理由としては、調査の結果、生活困窮、低所得者、死亡、居所不明、相続放棄等が主なものであります。平成16年11月には、地方税法に基づき、阿見町町税等不納欠損処分規程を制定し、それに基づき整理をしている状況であります。

収納対策については、本年4月から特別滞納対策係を新設し、4名増員の12名体制で収納強化を図っております。平成19年度決算で、地方税と国税を合わせた16億円余りの滞納繰越金を、平成21年度から23年度までの3年間で縮減を図り、滞納繰越額を3億円とすることを目標としています。

また、新規の滞納額については、縮減を図っていくところでございます。

次に、コンビニの収納なんですけど、コンビニの収納目的の税、収納の税については、どのような税金があるのかお尋ねいたします。

対象税目は、個人地方県民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、上下水道料となり、平成22年4月導入に向け準備をしております。また、利用者については金融機関利用者の30%を見込んでおり、収納率については納税者の利便性を向上させるとともに、最終的には収納率アップが期待できると考えております。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案通り認定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） では、報告いたします。

議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち民生教育常任委員会所管事項について報告いたします。

質疑を許しましたところ、次の質問がありました。

平成20年になって、教員住宅使用料がなくなり、施設行政財産使用料のみになってしまいましたけれども、これは教員住宅がなくなってしまったということなのではないでしょうか。先生方は遠いところから通っている方もいらっしゃいますので、住宅もあつてしかるべきだというふうに思いますが、この学校施設行政財産施設使用料と、それから教員住宅についての御説明をお願いします。また、遠くから通っていらっしゃる先生方のために、廃止した住宅は今後建設する予定はありますかという質問がございまして、次のような答弁がありました。

まず、学校施設行政財産施設使用料は何かということですが、学校は11校ございませ

て、その敷地の中に電柱等が立っております。このために、東電とNTTから電柱の場所代ということで使用料をいただいております。これが行政財産使用料でございます。

それから、教員住宅ですが、もともとは2棟で4戸の教員住宅がございましたが、老朽化によって廃止しております。現実的に古くなったせいで教職員の方の利用がなくなったということでもございました。また、単身赴任で各学校に勤務されている先生たちがおられますが、それぞれが民間のアパートをお借りして学校に通っているという状態でございます。今後、教職員専用に住宅を建てるかということですが、現在その予定はございません。

次の質問です。元気わくわく支援事業と老人福祉扶助費、ひとり暮らし老人愛の定期便の給食サービス委託料140万出しておりますけれども、これはひとり暮らしのお年寄りに食事を出している事業だと思いますが、お年寄りでひとり暮らしの人に聞いたら、これはほかの弁当よりも非常においしくて食べやすい、もっと増やしてほしいという要望がありました。この事業の内容と、もっと回数を増やすことができないのか、お伺いをいたしますの質問に対して、給食サービスですが、ひとり暮らしの高齢者に対して栄養のバランスのとれた食事を提供することによりまして、在宅での生活を支援することを目的としまして毎月2回ほど実施しております。議員御指摘のように、事業を拡大できないかということですが、こちらは調理ボランティア、配達ボランティアにつきましては、社会福祉協議会の方に委託しているわけですが、こちらを支えていただけるボランティアのほうが若干高齢化しつつございまして、なかなかこれ以上の数をつくることはちょっと難しいような状況となっておりますが、実際、配食数といたしましては、平成20年度に2,244回、利用者数126名となっておりますが、そういったボランティアを利用している関係上、回数を増やすということは今の段階では難しいというような回答になってしまうかと思えます。

さらに質問です。給食サービスボランティアと配達までボランティア。要は、給食もボランティア、配達もボランティアということですね。ヨーロッパでは、人を動かしてただというのはないのです。そういうボランティアをやった場合には何か別のサービス券をくれるとかのシステムになっていて、日本では人をただで使うのがボランティア、善意がボランティアという感覚になってはいますが、それだと長続きしないのです。特に、ひとり暮らしなんかの人に喜ばれている現実があるわけですから、そういう点では、要望にこたえるように前向きに考えてもらいたい。そのためにお金を出してもいいんじゃないかと思えますが、その点はどうなのでしょうかと問いに対しまして、給食サービスについては、先ほど答弁があったように、ボランティアに支えられて今まで実施してきたところでございます。それで、なかなかボランティアの確保が難しいという状況がございます。この事業をやはり拡大していくためには、ボランティアという方法もありますが、例えば、NPO法人に委託するとか、いろんな手法があ

るかと思えます。新たにこういう事業を拡大できる方法を検討してまいりたいと考えております。町では、この社協に関するボランティアのほかに、町民活動センターの方で、そういうボランティア組織というものが立ち上がっていると思えますが、そこでこのようなことをやってくれるようなボランティアがいるかということについては、まだこれは確認しておりませんが、いろんな団体、そういうものに調査とか協議を、話をもちかけて、どういう方法で事業が拡大できるかというようなことを検討していきたいというふうに考えておりますとの回答でございました。

次の質問です。社会福祉法人あすなろ会補助金108万円出しておりますが、ここ不景気になって、不景気になる前から、運営がなかなか困難だという話を聞いております。現況はどうなんでしょうか。内容を改めて説明をお願いします。それから、あすなろ会の役員については、役場からだれが入っているのか、あわせてお教えいただきたいとの質問がございました。

この質問に対して、先日、あすなろ会さんのほうに近況を確認をしてみました。19年度と20年度を聞きましたら、20年度はかなり売上げが落ち込んでいるということ聞いております。ただ、20年度は大きな取引だったところが、取引停止になりましたけれども、あすなろさんのほうで新規4事業所を開拓いたしまして、それで、かなりの仕事の発注が多くなったというふうに聞いておまして、仕事が間に合わないということでございます。ただ、単価が安いというようなことは話をしていました。ちなみに賃金ですが、7月、1人平均1万8,626円。8月、1人平均2万4,938円ということで、若干ではありますが、就労している人に対して賃金を払い、増額しているようなことでございます。ただ、この先どうなるかは不安ですというようなことはお話ししておりました。それと、あすなろの理事についてですが、町のほうとしては、理事としては入っていないと思えますという答弁でございました。

さらに質問です。阿見町や他の市町村でも、いわゆる障害者の授産施設は結構少ないわけです。前は町から常に補助も出していたわけですし、県からも二千何百万、2人事務費なんかも補助を丸々もらっているわけです。だから、そういう点では、町の福祉センターでも、障害者の授産施設でありますけれども、十分だとは思いませんので、やはり常に目配りできるように、お金を出しているのですから理事に入る必要があると思えます。なぜいなくなったのか、逆に不思議でございます。今、町ではどういうメンバーがあすなろの理事になっているんでしょうか、それもあわせてお答えを願いたいと思えますという問いがございました。

この問いに対しては資料ができていませんでしたので、ちょっと時間を置いてですね、次のような答弁がございました。

先ほどの理事の件ですが、過去平成6年から現在に至るまでの理事はいません。それで、平成19年度の町行政施策及び予算要望の中、社会福祉法人あすなろへの支援体制の充実という中

で回答しております。つまり、社会福祉法人あすなろ会への役員の派遣については、社会福祉法第61条により行いませんという回答をしております。また、現在のあすなろ会のほうの役員ですが、8名の方が理事長、理事、監事ということになっておりますとの答弁でございました。ここで、社会福祉法第61条の解釈が間違っているという指摘がありました。それは、61条は不当に介入してはならないのであって、それを理由にして理事を入れることをやらないというのは間違いという指摘がございました。

さらに質問です。障害者福祉の点から、19年に不当な関与を行わない、理事を出さないと説明しました。今まで町が力を入れてやってきたわけですから、ただ金だけ出して、それでは障害福祉についてはお粗末きわまりないと思います。もう少し障害者に手厚い援助をすべきというふうに思うのですが、いかかですかという問いに対しまして、あすなろと町の関係については以前からかなり密接な形で、経営状況についても少なくとも年に一、二回報告があったんですが、現在ではその連携が非常に弱くなっているということは実態としてあります。ほかになような施設だから、施設を有効に活かして障害者福祉に役立てるということは非常に大事なことで、今の時点でのあすなろの重要性については改めて検討して、また、これからのあり方について検討する必要があると思います。正直言って、しばらくほとんどノータッチで来ています。それが実態ですから、やはりこういうところの議論を踏まえて、あの施設をどういうふうにこれから考えていくか、そういうことについて検討をさせてもらいたいと思いますとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論があり、討論を終結し、採決いたしました。議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち民生教育常任委員会所管事項は賛成者多数により、原案どおり認定をいたしました。

以上、議案第68号のうち民生教育常任委員会所管事項の審査経過と結果を報告いたしました。当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） 先ほどに続きまして、議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、100ページ、区長の報酬3,157万6,560円、この計算の仕方と、最高額の区と最少額の区の金額。今後減額する予定はあるのか。また、他市町村と比較して、区長への個人報酬はどうかとの質問に対し、区長報酬の計算は、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で決めており、区長は年額平均割で1行政区につき

15万8,400円、それと、世帯割でその行政区に属する世帯に応じ1世帯当たり1,360円、これに世帯数を掛けて合計で出したものが区長報酬です。一番多いところと一番少ないところについては現金の支給額、実際に税金とかの控除後では、平成20年度の場合、一番多いところで117万6,160円、一番少ない行政区が現金支給額で17万8,920円です。現時点では、減額の予定はなく、報酬の金額につきましては表面的な金額だけの比較ではなく、それぞれの区長あるいは自治会のほうにどのように町からお願いをしているのか。あと、また、広報の部数など、市町村によって異なる部分があると思いますので、そういった具体的な内容も調査させていただき今後の研究課題としていきたいと考えていますとの答弁でありました。

次に、雑入で60ページ、土木費雑入、荒川本郷地区都市再生機構負担金1億8,900万円について、今の分が来年入るのかどうか。また、今までのトータルはとの問いに対し、都市再生機構からの負担金ですが、都市再生機構と負担協定を結んで16年度から交付していただいております。一応、16年度から20年度ということでしたが、繰越工事が今年度ありまして、その分につきまして、今年度6,500万円についてはまだ受け入れが終わっておりません。それが最後ということになります。16年度からのトータルですが、その負担協定での総額の金額8億1,760万円が都市再生機構からの負担金となっておりますとの答弁でありました。

次に、102ページ、補助金負担金で集会施設新築事業補助金2,000万円について。新築した集会所、何カ所あって、幾らずつ補助したのかとの質問に対し、集会施設の新築補助金は、新築の場合、1,000万円を上限に補助するということになっております。平成20年度は一区の公会堂、それから埜の公会堂、2つの行政区で公会堂を新設し、それで2,000万円の決算ということでございますとの答弁でありました。

次に、192ページ、霞クリーンセンターの維持管理について。まず、維持補修工事の1億2,900万円の内容と町の業者は入ったのかとの質疑があり、維持補修工事で平成20年度は9カ所行いまして、そのうち3カ所、一般競争入札にいたしました。内訳は、大きなものといましてガス冷却室及び炉内耐火補修工事、ろ過式集塵器補修工事、あと、ごみ焼却施設の灰出整備補修工事、この3つが主に大きなものであります。町の業者については入っておりませんとの答弁でありました。

それに対し、今後、大きな工事の計画がある場合、教えていただきたいこと、できれば町の業者を率先して使ってほしいとの要望がありました。

次に、204ページ、負担金補助金で、農地流動化補助金の内容について質問があり、農地流動化補助金については利用権を設定した場合、貸し手と借り手のほうに助成金が出るということでございます。平成20年度は、利用権設定の件数が63件ほどあり、面積が24万5,116平米です。それに対する助成金の額が248万5,249円ということですので。3年以上5年まで利用権設定の

期間に設定していただいた場合、10アール当たり年2,000円、借り手と貸し手に1,000円ずつお支払いするという事になっています。また、認定農業者が借り主の場合、4,000円です。最大で、先ほど言いました5年ということです。それから、一度利用権設定されていて、改めて申請される場合、新たに利用権設定の届け出を、農業委員会にありますので出していただければ可能ですとの答弁でありました。

次に、198ページ、ステーション方式、ごみ減量化対策事業ということで、このステーション方式回収業務委託料75万の微増はとの質疑に対し、町では循環型社会形成法及び容器包装リサイクル法に基づきまして、資源ごみであります缶、瓶、ペットボトルの回収事業を行っているところでありますが、各行政区に設置されたごみの集積所にエコバックを設置・回収する業務の委託であります。平成19年度はこのごみの集積所の数が1,066カ所から、平成20年度になりましたは1,114カ所と48カ所の増加がありました。その委託料の増額として75万2,304円の増ですとの答弁でありました。

次に、216ページ、流用が3項目書かれております。13節委託料からの流用ですが、この内容についての質疑がありました。

これに対し、昨年の11月、ふれあいの森トイレ2カ所のうち、2号トイレが不審火で焼失いたしました。そのため、利用者に変な支障を来し、緊急に仮設のものでも建てなくては行けないということで行ったものであります。13節から12節流用が仮設トイレでくみ取り手数料、それから、火災保険料3万7,000円、14節へ流用が仮設トイレの借り上げ料8万2,000円、15節が燃えた2号トイレの解体・仮設工事費53万6,000円ということで流用させていただいております。これは3つとも2号トイレにかかる仮設の関係の費用ということになっておりますとの答弁でありました。

次に、232ページ、道路橋梁維持管理費の中で、先、工事請負費の維持補修工事9,337万2,135円、建築土木工事で交通安全施設工事の内容について。また、その下の道路新設改良事業で工事請負費の道路工事1,414万3,500円。それから、排水路工事3,864万円の内容についての質疑があり、それに対し、道路請負費の維持補修管理の件数は294件行っております。交通安全施設工事につきましては、カーブミラー、ガードレール等の設置及び補修でございますけれども、カーブミラーにつきましては49基、ガードレールにつきましては23.5メートル、あと道路の路面表示ということで道路の上の白線等の工事を行っております。これらにつきましては約5.7キロぐらいです。道路工事につきましては4件、264メートル。排水路工事につきましては、同じく4件の423メートルを行っておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして

は、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は議案第68号、平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

今度の決算について、まず、生活道路の整備、この点については、相変わらず町民の要望に対して十分こたえていないということを、まず指摘したいと思います。

それから、町民の健康づくりの取り組み、健康づくり課が設立されておりますが、まだまだその取り組みについては、当初の目的の活動にはなっていないというふうに思います。

また、そのために、老人クラブの新設についても、要望して一定の前進がありますが、まだまだその点については不十分だというふうに思っております。

また、町民の負担を軽くするために、国保会計、介護保険の会計への規定以上の一般会計からの繰り入れ、私はそれはもっと手厚くやるべきだというふうに思っております。

以上4点について、まだまだ不十分だというふうに思っておりますので、68号の一般会計歳入歳出決算認定については、反対討論したいというふうに思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号についての委員長報告は、原案認定であります。本案は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第68号は、原案どおり認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後 1 時15分からといたしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後 0 時 1 9 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 6 9 号 平成 2 0 年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 0 号 平成 2 0 年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 1 号 平成 2 0 年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 2 号 平成 2 0 年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 3 号 平成 2 0 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 4 号 平成 2 0 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 5 号 平成 2 0 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 6 号 平成 2 0 年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第 7，議案第 69 号，平成 20 年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第 70 号，平成 20 年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第 71 号，平成 20 年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について，議案第 72 号，平成 20 年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第 73 号，平成 20 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第 74 号，平成 20 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第 75 号，平成 20 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，議案第 76 号，平成 20 年度阿見町水道事業会計決算認定について，以上 8 件を一括議題といたします。

本案については、去る 9 月 8 日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） 報告いたします。

議案第69号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、反対討論がありました。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成者多数により、原案どおり認定をいたしました。

次に、議案第71号、平成20年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、平成20年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定をいたしました。

次に、議案第74号、平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を許し、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、反対討論がありました。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成者多数により、原案どおり認定をいたしました。

次に、議案第75号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を許し、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、反対討論がありました。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成者多数により、原案どおり認定をいたしました。

以上、議案第69号、71号、74号、75号の審査の経過と結果を報告いたしました。議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第70号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、418ページの筑波南第一工業団地下水道整備負担金、昨年よりかなり増額し、945万円から6,500万円になっているが、その理由はとの問いに対し、筑波南第一工業団地下水道整備負担金の増額、昨年900万につきましては、19年度に20年度の工事を実施するために必要とする設計等に要した費用でございまして、20年度の決算につきましては、その工事代金を計上しております。以上のことから、大きくはね上がっておりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第72号、平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、中郷、岡崎、本郷第一について、終結するにはどのくらいの金額がかかるのか。本郷第一は1億から2億の赤字になるのかとの質問に対し、各地区の町からの助成について。

まず、中郷につきましては、平成13年度から7億6,000万円と言っておりますが、中郷地区につきましては平成3年から事業をやっております、立ち上がりときに、町の助成要綱に基づきまして3億5,200万円をいただいております、合計で11億1,200万円をいただいております。

岡崎地区は、平成4年から事業を行っており、平成19年の1月に換地処分を行って、一応、終結はしておりますが、保留地が現時点で8区画1,065平米残っております、それを完全売らないと、町からの助成金が確定したことになりません。ただ、予定といたしましては、今の保留地の販売状況からいたしまして、確定はしていませんが14億5,000万から6,000万円ぐらいになるかというふうに思っております。

あと、本郷第一地区につきましては、今事業計画上は事業費が85億6,600万円ということになっております。これは平成19年の11月28日時点の金額でありまして、今事業進捗に合わせて事業費の精査を行っております。そうしますと、歳出につきましては81億6,500万円ぐらいになります。これは今事業計画上は85億6,600万円ですから、4億100万ぐらいは減にできるのではないかというふうに思っております。歳入85億6,600万に対し、この時点では保留地処分金が34億183万4,000円ということで計画はしておりましたが、このところの経済状況からしてかなり保留地の販売が落ちてくるようなことを考えますと、残りの保留地の契約率が下がってきたり、それに伴う販売金額を見直すなどを行うことも考えられます。そういうことも考えられまして、保留地処分金額が29億ぐらいになってしまうんじゃないかと、総額としては80億5,500万円になるということで、1億から2億、大ざっぱではございますが、そういう形になってしまうんじゃないかと思っております。

中郷地区におきましては30億438万4,000円が事業費でございます。岡崎地区が38億5,203万7,000円です。本郷第一地区におきましては85億6,600万円ですが、現状に合っていないということで独自に精査した結果、81億6,500万が現実に近い事業費だというふうに思っております。

歳入では、中郷と岡崎につきましては事業費と同じ額です。本郷第一につきましては1億から2億ということは、今後1億から2億という意味であります。今までに7億376万6,000円が入っております。その辺を一応確認しておきます。あと、今後1億か2億というのを回収できるかということですが、今後もちろん事業費の削減を考えていきたいと思っております。また、販売に関し、今後、不動産の価格変動がありまして、一応どのくらい下がるかというのを

見きわめ、いろいろ活かしながら、できるだけ1億か2億にならないように、もっと少なくするように努力していきたいと思っておりますとありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第73号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、小池と君島大形、何カ所か供用開始になっておりますが、1人当たりどのくらい平均でかかっているのか。1人当たり幾らぐらいかかっているのか。それから、利用者接続率はどのくらいになっているのかとの問いに対し、小池、君島大形と、それから、今年度から福田が供用を開始しました。1人当たりというのは出していないため、総事業費に対し、1戸当たりの費用は、小池地区総事業費14億2,660万円で整備戸数が143戸、1戸当たり費用が997万6,224円。接続率は小池地区143戸中129戸が接続し90.2%。君島大形地区、総事業費が9億2,510万円で整備戸数が129戸、1戸当たりの費用が717万1,318円。接続率が129戸中111戸使用開始しており、86.4%。福田地区は総事業費が8億7,515万円で整備戸数が117戸、1戸当たりの費用が747万9,915円。接続率、現在117戸中21戸ということで17.95%でありますとありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第73号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第76号、平成20年度阿見町水道事業会計決算認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、平成20年度阿見町水道事業会計決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は3件について、反対討論したいと思います。

まず第1番、議案第69号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論したいと思います。

町民の健康づくりについては、一番大切な問題だというふうに思います。また、健康保険会計の歳出を減らすためにも、後発医薬品のジェネリックを利用するということは、歳出削減にプラスになるというふうに考えております。また、被保険者の負担を軽くするためにも、一般会計からの繰り入れをもっと入れるべきだという考えも持っております。そういう点について、まだまだ不十分だというふうに思っておりますので、69号について反対をしたいというふうに思います。

それから、議案第74号、平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、介護保険については3年に一度、料金の改定がございますけれども、これについても、私どもはなるべく被保険者の負担を軽くするというで努力すべきだというふうに言っております。そういう点でも不十分だというふうに思っておりますので、反対をしたいと思っております。

続きまして、議案第75号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。この後期高齢者医療特別会計については、当初、設立から反対をしております。で、今回の衆議院選挙でこの廃止を公約した民主党政権が誕生しております。私はそういう点では、我々が当初反対したように問題があるということで制度そのものがなくなるのではないかとこのように思っております。そういう点について、この後期高齢者医療そのものについて認めておりませんので、反対をしたいというふうに思います。

以上3件について、反対討論をいたします。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号から議案第76号までの8件についての委員長報告は原案認定であります。本案8件は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、これより順次採決いたします。

初めに、議案第69号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第69号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第69号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第70号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第70号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認めます。

よって議案第70号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第71号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第71号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第71号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第72号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第72号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第72号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第73号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第73号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第73号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第74号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第74号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第74号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第75号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第75号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第75号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第76号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第76号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第76号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第77号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第8、議案第77号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） 続きまして、議案第77号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約について申し上げます。

質疑を許しましたところ、土木工事について、建築工事はこの後出てくるのか。それと、入

札の内容について質問があり、それに対し、建築工事につきましては、今年度が土木工事ということで、下部工事をやりまして、建設工事につきましては、来年度、平成22年度を予定しております。入札は9社、5社が杉原建設、大春コーポレーション、樋口土木、松浦建設、松尾建設で町内、そのほかの木村工業、篠崎工務店、大勝建設、常盤建設については町外です。木村工業が牛久、篠崎工務店、大勝建設、常盤建設が龍ヶ崎であります。

入札の方法といたしましては、条件付きの一般競争入札ということでございます。条件といたしましては、平成21年度、22年度の入札参加資格申請書に添付した経営事項審査結果通知書における総合評定値が、阿見町に本店があるものは土木一式工事で750点以上、本店が阿見町にないものは850点以上であると。あと、平成21年、22年度、入札参加資格申請書に添付した経営事項審査結果通知書における同工事の元請完成工事高が1億円以上のものであるというような条件があり、その中から該当するのが16社のうち9社ですとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第77号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第77号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第78号 21国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第9、議案第78号、21国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、

委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第78号、21国補下1－1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、朝日中の東側のところの湿地帯あたりの水も全部ここへ調整池として水が行くのかとの問いに対し、配付いたしました位置図の中で朝日中が右上のほうに記載されておりまして、図面的には左右2本に分かれて図面は作成しております。流れとしては、朝日中の右側、このあたりの水も調整池に入ってきてまして、最終的には乙戸川に流れていくような形状になっておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第78号、21国補下1－1荒川本郷地区調整池築造工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案78号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第78号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第79号 町道路線の廃止について

議案第80号 町道路線の認定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第10、議案第79号、町道路線の廃止について、議案第80号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第79号、町道路線の廃止について、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第80号、町道路線の認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第80号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案79号から議案第80号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第79号から議案第80号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第82号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第11、議案第82号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） どうも長時間にわたり御苦労さまです。今議会最後の議題になりました。よろしく願いいたします。

議案第82号について、提案理由を申し上げます。

今回の人事案件は、教育委員会の委員であります大崎治美氏の任期満了に伴うものであります。教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て町長が任命するとの規定があり、委員の任期は4年あります。

このようなことから、後任には阿見町下小池在住の福岡信雄氏を選任したいと思います。福岡氏は昭和45年に茨城大学教育学部を卒業し、茨城県教育委員会に教員として採用され、荃崎中学校で教員勤務を始められました。平成2年から4年間は阿見町教育委員会で指導主事として、平成7年から4年間は阿見町教育委員会指導室長として活躍され、平成13年から阿見中学校校長、阿見小学校校長を歴任し、平成20年3月に定年退職されました。定年退職後は、本郷ふれあいセンター館長を務められ、公民館活動の推進に寄与されました。人格、識見ともにすぐれ、また、地域住民からの信頼も深く、教育委員として最適任であると考えております。

つきましては、福岡氏を教育委員として選任したいと考えており、本会議に提案しますので、よろしく願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、質疑から行いたいと思います。

質疑を許します。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） このことにつきましては、過日の全員協議会でも出ましたけれども、当初、8月31日の全員協議会に、一応、教育委員会の委員の選任について議題に載っておりましたが、いつのまにかそれが消えてしまって、後日になって、この福岡先生の名前が出たということなんで、福岡先生もそれは経歴を聞かれるとすばらしい方だと思いますけれども、ここまで来るに当たっては、その経緯の説明、それをお願いしたいと思います。

それから、教育委員につきましては、勉強だけが教育じゃございませんので、教育委員はやはり学校の先生を教育するという立場でございますので、子供の勉強は学校の先生が教える、

学校の先生は教育委員が教える、そういう観点から、これは学校の先生上がりよりも、学校の先生と、また、一般の学校関係以外の方の委員を選任すると、そういうほうがよろしいと思うんです。まずもってその経緯と、その一般人でなくこの学校の先生を選んだという、その経緯について御説明を願います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 1回、全員協議会を予定して、それをずらしたというのは、やっぱりこれ、人事案件というのは、いろんな要素がありまして、いろいろ検討を要する要素もあるということで、ちょっとあの時点ではまだ調整の部分が残っていたと、そういうことで。その後、もろもろの状況の中で、私が任命権者として責任を持って調整した結果、議案としてまとめましたので、全協での説明もいたし、また、議会最終日に提案をさせていただいたと、こういう次第であります。

あと、教育委員の選び方についてはいろいろな考え方があるでしょうけれども、先ほど、提案理由でも説明しましたように、私が推薦しました福岡信雄氏は教育歴も十分ある。それから、阿見町の教育についても十分経験を持っている。そういう状況の中で、既に5人の教育委員の中で先生以外の人もあるわけでありまして、1人は先生といっても大学の先生だと。そういう意味で、こういう構成は適当じゃないだろうか、そういうふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） それでは、福岡信雄先生については、町長の説明はわかりました。

1つわからないところは、8月31日に全協で提案しようと思ったのは、何かこの調整があっただけだと、伸び伸びになったと。もろもろの何か調整があったということは、もろもろって何でしょうかね。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 今も言いましたように、いろいろな要素がある。その中で、私としては任命権者の責任において判断して提案したわけですから、提案するまではまだちゃんとした形での提案じゃありませんので、この提案した内容をもとに今日はぜひ御検討をいただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ほかに。12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君） ちょっと随分苦しい答弁でね、もうちょっとはっきり物事を言ってください。実際に、もう最初から名前が出ているわけですから、最初の人。そうじゃないんですか。田村さんという名前が出てないじゃないですか。その人がなぜ悪いのか。

まず、教育長に聞きましょう、前段としてね。田村さんという名前が出た。これはね、やっぱり教育委員会の委員の人たちが互選して推薦したと思う。じゃあ、そういう話をどういう人

たちにしたのか。その経緯をやっぱりきちんと聞きたい。それがどういう人たちだったのかというのをね、経緯をちゃんと聞いて、その人たちがどういう働きをしたのかということも、もしかするとあるかわからない。もろもろの調整と言うんだから、もろもろの調整っていうのはよく聞いてみたいよ。それはきちんと聞いていただきたい。町長もここで、本会議の中です。ここではきちんとした答弁をしていただきたい。じゃあ、教育長。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 大崎教育長は退任するというので、自分が直接関係する形ですから、私のほうから答弁させていただきます。

当然、ある段階ではいろんな候補の名前が出ることもあります。そういう中で、ざっくばらんに言いますと、この名前が出た段階で、この人について教育委員会のほうでのミスリードもありまして、議会の何人かにその話が出たという。私は一切そういう形での話はしておりませんけれども、そういうことがあったということがあって、その報告を私は受けました。

で、私は今までね、長い間、人事をやっておりますが、そういう形で事前に話をしたとか、そういうことは一切ありませんし、そういうことで、そのことが非常に不適當であると私は判断しまして、この件については白紙撤回して新しく選ぶと、そういう形で、最終的に今のような形で選任をさせていただいたわけです。

本来、この人事問題については、当然、前の段階でいろんな形がある場合もありますんで、最終的な、先ほども言いましたけれども、出して提案した案について、この案というものが妥当であるかどうか。そういうことで、前にさかのぼって、こういうこともあったんじゃないか、ああいうこともあったんじゃないか、そういう形での議論というのは、ぜひぜひ避けていただいて、提案した内容について、ぜひ議論をいただきたい、そう思います。

○12番（天田富司男君） 教育長、教育長。待って、待って、教育長。

○議長（諏訪原実君） 天田議員に申し上げます。今の町長の答弁で天田議員の質問に対するあれは十分だと私は判断をします、議長として。

○12番（天田富司男君） 教育長に聞いている。

○議長（諏訪原実君） 今の、だから、町長の答弁で……。

○12番（天田富司男君） 議長、教育長に聞いてるんでしょう、私が。

〔「教育長より町長のほうが上だっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） だから、その教育長の分も町長が答弁したと、ね。提案権はやっぱり、ね。

○12番（天田富司男君） そうじゃなくて、だけど、経緯っていうのがあるんだ。経緯も知らないでどうのこうのというわけはいかないでしょう。違う……。

○議長（諏訪原実君） 町長が……。

○12番（天田富司男君） そんなのはいいんだよ。きちんとした経緯がね、あってね、やっぱり名前が出たってなれば、その人に対してだって非常に失礼なことなんですよ。おれはこれは前から言っているわけ。なぜ今回出してきたのかおれはわからないんですよ。12月なら何もないような状況の中で、福岡先生が選ばれる状況なのに、ただ単に波風を立てようとしてね、こうやって出してくるということ、おれはわからないですよ。

だから、そこにはいろんなことがかかわっているって、名前まで出ちゃってるんですから。そういうことになったら、やっぱりそういう人たちにも影響を及ぼすから、ああそうだ、じゃあ、こちら辺でということをおれはもう……。あそこでみんなとめたじゃないですか。あれ以上やれば、またいろんな話が出てきちゃうから、全協の中でね、おれはとめたんですよ。

提案どうのこうの……。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） だから、今まで言ったように、そういう形で、教育委員から議会内の何人かに、私の了解も得ることなしに話が行った。そういうことがあってはまずいということで、その点については撤回させていただいたということ。

で、本来、この人事案件については、今回の場合、ちょっとそういう教育委員会も、そういう形で絡んでいたということもあって、内容というようなことについても触れさせてもらいましたが、基本的には、検討したところまで上って、どういうことがあったんだ、どういうことがあったんだ、そういう議論というものは、この人事案件についてはぜひ避けていただきたい。私はそう思います。

○議長（諏訪原実君） 倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私はそういう経緯はさっぱり知らなかったんですが、町長が知らねえ間に議会の何人かに話したわけだ。じゃあ、だれとだれに話したかを知ってるわけよね。

それで、本当はこれ、町長がそういうのを選ぶんで、これは何の問題もないんですが、町長が知らない間に、ほかの何人かの人で選んじやったんじゃあ、これ非常にうまくない話なんです。これ何人で選んだんですか。議会の何人かに話して。それを白紙にして、町長が選んだのか。それとも、それを参考にしたのか。どちらでしょうか。

○12番（天田富司男君） 議長ね、やっぱり町長はひきょうだよ。経過をきちんと話さない。これだってね、やっぱりね、経過があって、その結論に達しているわけなんだから。それをきちんと言ったらいいじゃないですか。ただここに出ただけだという、そういう話じゃないでしょう。やっぱり、それなりに段階を経て来たわけだから。

そんで、そういう名前が出てね、その人がやっぱり民間人としてすばらしい人であれば、全

然関係ない。町長がどうのこうのと言うんではなくてね、やっぱり今まで疑問に思っているこの問題に対してね、経過ときちんとした話をしようというものをここでしてもらいたい。ただ単にこれが案出したんだからそれでいい。そんなら、何であの全協なんてやる。全協なんてやらないで、ここを出したらいいじゃないですか。

それで、そんなに言うんならね、町長ね、もう今からは教育委員は町長がすべて決めんだと、そういう形にしたらいんですよ、教育委員は。そんなら何も問題ない。あっちで物が出てきてね、教育委員の互選で、こういう話の名前が出てきて、それでそれを町長に持って行って、町長がどうだったかわかんない。徐々に徐々に何だかわからないような状況が起きて、今度は福岡先生。福岡先生だって、これは迷惑だと思いますよ、これ。こういうことで、ごちゃごちゃやられるのは。

やっぱりすっきりした形でね、やっぱりやってもらってというのが一番大事だって。この間、おれも全協のときそうやって言ったではないですか。どうせやっていただくんならね、それで、教育委員がね、4名ではできないという、そういう定員じゃないんだから。そこら辺やっぱりね、何も慌ててつくるといことはないんですよ。それなら、きちんとした形で、やはり皆さんに快く承認されてね、やっていただいたのが……、そうやって言ったんですよ。

経緯を、きちんとした話をね、やっぱりきちんとしていただかないと、だれも納得できないと思います。

○議長（諏訪原実君）　ここで……。

○14番（倉持松雄君）　議長、ここで質問したようなことが、順序不同に本当になっちゃって答えてもらってねえど。

○議長（諏訪原実君）　ここで、要するに承認を求める案件ですので、ここで質疑を終結したいと思います。御了承願います。

この際、お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ちょっと、あんまり緊張するとね、よろしく願います。

これより討論に入ります。

討論を許します。

○議長（諏訪原実君）　12番天田富司男君。

○12番（天田富司男君）　私は反対討論をさせていただきます。

やはり不明朗なね、人事案件。不明朗な形でこういう形になったことをやはり、教育長にしても町長にしても、これはやっぱり町民に恥じるべきだと。このような形でね、質問が出るなんてのはこれはおかしいことなんだと。やはり気持ちよく人事案件をやっていただくような形をとることが、やっぱり執行部としてこれは当たり前だと思いますよ。

そういう意味からしてもね、まして田村さんという名前が出て、この人が民間ですばらしい人だと。今、やはり天下りの問題が出て、そういう中で、ある議員もやはり民間の人を使うべきだというよなことを、この間、12月にもやっておりました。そういう意味からしてもね、十分、田村さんという人が、これは有資格者であると考えております。そういうことを考えても、やはりきちんとした人事案件をやはり、余りもめないような状況でつくらなければならないと、そう考えております。

そういう観点から、このような状況の中で、福岡先生がなるということは、本当に福岡先生にとっても不幸だということで、まず反対をさせていただきます。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第82号は、原案どおり同意することに決しました。

議員派遣の件

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに行政改革特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第13、議会運営委員会及び常任委員会並びに行政改革特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに行政改革特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 平成21年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、熱心な御審議の上、全議案とも議決をいただき、また、一般質問や各常任委員会の審議を通して、さまざまな御意見をいただきましてありがとうございました。今定例会は平成20年度の決算認定が主要な案件でありましたが、監査委員の皆さんには、連日にわたる監査に加え、さまざまな角度からの的確な御指導をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、さきに行われました衆議院議員選挙では、予想されていたように民主党が圧勝し、政権交代となり、新内閣が発足しましたが、今後の国政はさまざまな分野で大きな変化を迎えようとしております。

今、我が国では、世界同時不況の影響を受け、企業の業績不振や失業率の悪化、さらには、天候不順や世界に蔓延した新型インフルエンザの影響による個人消費の落ち込みなど、景気の改善が見られません。そのため、新政権に対しては、景気対策や子育て支援、社会保障制度の充実などに国民の期待が大きく、地方におきましても、さまざまな住民サービスや行政運営にも新たな対応が求められようとしております。

そうした中、平成21年度も上半期を終えまして、これまで議員各位並びに町民の方々の御支援と御協力によりまして各種事業も順調に進んでおり、下半期に入ろうとしておりますが、平成22年度の予算編成も間近に迫ってまいりました。依然として厳しい財政状況ではありますが、町民福祉のさらなる向上のため、地域特性などを最大限に活用し、引き続き徹底した行財政改

革を断行しながら、着実な事業執行と新たな課題にも積極的に取り組んでまいりますので、議員各位にはなお一層の御指導、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

今年は、梅雨明けの後もはっきりしない天気が続き、平均気温は全国的に平年並みだったものの、日照時間が少なく、各地で大雨になるなど、不安定な天候の夏となりましたが、9月に入って天候も安定し、最近では朝夕が大分涼しくなりました。あすは彼岸の明けで、季節の変わり目でもあります。どうか議員各位には健康には十分留意されまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） 次に、教育長より発言を求められておりますので、発言を許します。
教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 本日ここに教育委員を退任するに当たり、ごあいさつ申し上げる機会を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。

平成16年4月から本年10月11日まで、5年半の間、阿見町教育委員会教育長として、また、その前は非常勤ながら、3年間、町立図書館の館長として、郷土の教育、文化の向上のために微力ながら務めさせていただきましたこと、私にとりましてはこの上ない喜びでございます。

これまで、川田弘二町長初め350名の役場職員の皆さん、諏訪原実会議長ほか17名の町議会議員の皆様、また、4万8,000名の町民の方々からいただきました公私にわたる御指導、御鞭撻に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

省みますと、阿見町の小中学校における学校教育では、国の教育の基本理念としての生きる力の育成のもと、学力の向上、心の教育の充実に努めてまいりました。また、児童生徒がこぞって安心して安全な学校生活が送れるように、学習環境の整備、情報教育の充実、校舎の耐震化の実施、安全でおいしい給食のための給食センターの新築等を推進してまいり、その結果を今後に期待するものであります。

また、生涯学習では、「いきいき学びの町AMI」を宣言し、生涯学習によりまちづくりを推奨してきました。町民の皆様のニーズに見合った内容と学習の場を提供し、いつでも、どこでも、だれでも、1人1学習、1スポーツ、1ボランティアを目指し、積極的に取り組んでまいりました。

この学校教育と生涯学習の総力によって、「人と自然がつくる楽しいまち——あみ」の実現を切に願っております。

今後、これら教育行政に対する皆様方の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

私ごとになりますが、8年半の長きにわたりこの阿見町で勤めさせていただき、その間、多くの皆様方のお力添えをいただきました。そのお力添えが非常に心強く、おかげさまで充実した日を送ることができ、本当にありがたく感謝の気持ちでいっぱいでございます。

今後は、皆様からいただきましたこの温かいお気持ちを大切にしながら、一日一日を精いっぱい生き、万分の一でもお返しいたしますよう過ごしたいと考えております。どうぞ、これからも末永く御指導賜りますようお願い申し上げます。

終わりにりましたが、これからの阿見町の限りない発展のため、皆様方のますますの御健勝での御活躍を御祈念申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） 大崎治美君には、阿見町教育長として5年半にわたり、町民の教育の向上に多大なる御尽力、貢献をされました。心から感謝を申し上げます。今後は健康上に十分留意され、当町の発展のために、より一層の御高配を賜りますよう、心からお願いをいたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（諏訪原実君） それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成21年第3回阿見町議会定例会を閉会といたします。皆さん、御苦勞さまでございました。

午後 2時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署 名 員 久保谷 充

署 名 員 川 畑 秀 慈

参 考 资 料

平成21年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第58号 議案第59号 議案第68号</p>	<p>阿見町予科練平和記念館条例の制定について 阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項 平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第57号 議案第59号 議案第60号 議案第62号 議案第65号 議案第66号 議案第68号 議案第69号 議案第71号 議案第74号 議案第75号</p>	<p>阿見町国民健康保険条例の一部改正について 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号） 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 民生教育常任委員会所管事項 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成20年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 平成20年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認</p>

		定について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第59号	平成21年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第61号	平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第63号	平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第64号	平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第67号	平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第68号	平成20年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第70号	平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第72号	平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第73号	平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第76号	平成20年度阿見町水道事業会計決算認定について
	議案第77号	農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設土木工事請負契約について
議案第78号	21国補下1-1 荒川本郷地区調整池築造工事請負契約について	
議案第79号	町道路線の廃止について	
議案第80号	町道路線の認定について	

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成21年6月～平成21年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	8月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議場音声映像システムの改修について ・ その他
	9月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回定例会会期日程について ・ その他
行政改革 特別委員会	6月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強会（入札問題について） ・ その他
議会だより 編集委員会	7月21日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第121号の発行について ・ その他
全員協議会	8月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散について ・ 阿見町予科練平和記念館条例の制定について ・ 阿見町消防団の設置等に関する条例の制定について ・ 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて ・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・ 阿見町における男女共同参画社会の推進状況について ・ 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業について

全 員 協 議 会	8 月 31 日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・平成20年度阿見町行政改革大綱実施計画の進捗状況について・その他
-----------	----------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
茨城県後期高齢者医療広域連合会	6月26日	第1回臨時会 ・ 議長の選挙について ・ 副議長の選挙について ・ 議会運営委員の選任について	袴塚孝雄氏 (水戸市) 益子英明氏 (大子町) 委員長 高木 将氏 (常陸太田市) 副委員長 宇野進一氏 (五霞町) 委員 井上 清氏 (日立市) 折本 明氏 (土浦市) 宇都木信太郎氏 (古河市) 鈴木富士雄氏 (つくば市) 加藤政司氏 (潮来市) 伯耆田富夫氏 (守谷市) 片平忠行氏 (筑西市)	藤井孝幸

<p>茨城県後期高齢者医療広域連合会</p>	<p>6月26日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員（議会議員）選任の同意を求めることについて ・茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第6号） ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第5号） ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第6号） ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度茨城県後期高齢者医療広域 	<p>野村武勝氏 （小美玉市） 高根澤節夫氏 （茨城町） 藤井孝幸氏 （阿見町）</p> <p>原案同意</p> <p>原案可決</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p>	
------------------------	--------------	---	--	--

茨城県後期高齢者医療広域連合会	6月26日	<p>連合後期高齢者医療特別会計補正予算第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号) ・専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号) ・平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 	<p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案可決</p>	
	7月31日	<p>議会運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・補欠選挙による議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・閉会中所管事務調査について ・平成21年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事日程について ・その他 		

茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月24日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について ・平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） ・平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） ・平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案認定</p> <p>原案可決</p>	
-----------------	-------	--	---	--